

# 南伊勢町地域防災計画

## [ 風水害等対策編 ]

- ・ 第 1 部 総則
- ・ 第 2 部 災害予防・減災対策
- ・ 第 3 部 台風接近時等の減災対策
- ・ 第 4 部 発災後の応急対策
- ・ 第 5 部 被災者支援・復旧対策
- ・ 第 6 部 事故等による災害対策

南伊勢町防災会議



# 南伊勢町地域防災計画

## [ 風水害等対策編 ]

### 目 次

第1部 総則.....	1-1
第1章 計画の目的・方針 .....	1-1
第2章 計画関係者の責務等 .....	1-4
第1節 町・県・防災関係機関等の実施責任及び役割 .....	1-4
第2節 町・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 .....	1-4
第2部 災害予防・減災対策 .....	2-1
第1章 自助・共助を育む対策の推進 .....	2-1
第1節 町民や地域の防災対策の促進 .....	2-1
第2節 防災人材の育成・活用 .....	2-3
第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化 .....	2-4
第4節 ボランティア活動の促進 .....	2-6
第5節 企業・事業所の防災対策の促進 .....	2-7
第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進 .....	2-8
第2章 安全な避難空間の確保 .....	2-11
第1節 避難対策等の推進 .....	2-11
第2節 避難行動要支援者の対策 .....	2-14
第3章 風水害に強いまちづくりの推進 .....	2-17
第1節 水害・高潮被害予防対策の推進 .....	2-17
第2節 地盤災害防止対策の推進 .....	2-19
第3節 土砂災害予防対策の推進 .....	2-21
第4節 農地・森林・漁村の防災対策の推進 .....	2-23
第4章 緊急輸送の確保 .....	2-26
第1節 輸送体制の整備 .....	2-26
第5章 防災体制の整備・強化 .....	2-28
第1節 災害対策機能の整備及び確保 .....	2-28
第2節 消防・救助体制の強化 .....	2-30
第3節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 .....	2-33
第4節 医療・救護体制及び機能の確保 .....	2-34
第5節 応援・受援体制の整備 .....	2-36
第6節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備 .....	2-37
第7節 ライフラインにかかる防災対策の推進 .....	2-39
第8節 防災訓練の実施 .....	2-42
第9節 災害廃棄物処理体制の整備 .....	2-43
第6章 特定自然災害への備え .....	2-46
第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策 .....	2-46

第3部	台風接近時等の減災対策	3-1
第1章	タイムラインに基づく防災・減災対策	3-1
第1節	防災・減災対策のタイムライン導入について	3-1
第2章	災害対策本部機能の確保	3-2
第1節	準備・警戒体制の確保	3-2
第2節	予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保	3-2
第3章	避難誘導體制の確保	3-5
第1節	避難所の確保及び早期避難の促進	3-5
第2節	避難行動要支援者・要配慮者の保護	3-5
第3節	学校・園における児童生徒等の安全確保	3-6
第4章	災害未然防止活動	3-8
第1節	公共施設等の災害未然防止体制の確保	3-8
第2節	水防活動体制の確保	3-8
第3節	町民・企業等による安全確保	3-9
第4部	発災後の応急対策	4-1
第1章	災害対策本部活動の実施	4-1
第1節	災害対策活動の実施体制の確保	4-1
第2節	災害対策要員の確保	4-8
第3節	通信機能の確保	4-10
第4節	自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等	4-13
第5節	災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用	4-18
第6節	被害情報収集・連絡活動	4-22
第7節	広報体制の確保と運用	4-25
第8節	応援・受援体制の整備	4-26
第9節	国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等	4-27
第2章	緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策	4-29
第1節	緊急の交通・輸送機能の確保	4-29
第2節	水防活動	4-33
第3節	ライフライン施設被災時の応急対策	4-37
第4節	公共施設被災時の応急対策	4-39
第5節	ヘリコプターの活用	4-40
第3章	救助・救急及び医療・救護活動	4-42
第1節	救助・救急及び消防活動	4-42
第2節	医療・救護活動	4-45
第4章	緊急避難対策	4-48
第1節	避難の指示等及び避難場所・避難所の確保	4-48
第2節	避難行動要支援者・要配慮者対策	4-54
第3節	学校・園における児童生徒等の避難対策	4-55
第5章	特定自然災害対策	4-58
第1節	局地的大雨・竜巻・雪害の対策	4-58

第5部 被災者支援・復旧対策 .....	5-1
第1章 災害対策本部活動体制の確保 .....	5-1
第1節 災害対策本部の継続・廃止 .....	5-1
第2節 災害救助法の適用 .....	5-1
第2章 避難者支援等の活動 .....	5-4
第1節 避難所の運営 .....	5-4
第2節 緊急輸送手段の確保 .....	5-6
第3節 救援物資等の供給 .....	5-8
第4節 給水活動.....	5-12
第5節 ボランティア活動の支援 .....	5-14
第6節 防疫・保健衛生活動 .....	5-18
第7節 災害警備活動 .....	5-19
第8節 遺体の取扱い .....	5-21
第9節 孤立地区対策 .....	5-22
第3章 復旧に向けた対策 .....	5-25
第1節 農作物等の被害軽減対策 .....	5-25
第2節 廃棄物対策活動 .....	5-27
第3節 住宅の保全・確保 .....	5-29
第4節 文教等対策 .....	5-31
第5節 中小企業・農林漁業復旧対策 .....	5-34
第6節 災害義援金等の受入・配分 .....	5-35
第4章 復旧にかかる支援措置 .....	5-36
第1-1節 災害復旧事業にかかる財政支援 .....	5-36
第1-2節 災害復旧事業にかかる財政支援 .....	5-37
第1-3節 災害復旧事業にかかる財政支援 .....	5-38
第2-1節 被災者の生活再建に向けた支援 .....	5-39
第2-2節 被災者の生活再建に向けた支援 .....	5-41
第2-3節 被災者の生活再建に向けた支援 .....	5-44
第3節 復旧・復興体制の確立と復興方針の策定 .....	5-46
第6部 事故等による災害対策 .....	6-1
第1章 重大事故等対策 .....	6-1
第1節 危険物施設等の事故対策 .....	6-1
第2節 航空機・列車・船舶事故等突発的災害への対策 .....	6-3
第3節 流出油事故等への対策 .....	6-4
第2章 火災対策.....	6-10
第1節 大規模火災の対策 .....	6-10



## 第1部 総則

### 第1章 計画の目的・方針

#### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、南伊勢町防災会議が作成する計画であって、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある地震・津波災害に対処するため、町の地域に係る災害予防・減災対策、発災対策（台風接近時・発災時・発災後の対策）及び復旧・復興対策等に関する事項について、関係各機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、本町防災組織の総力を結集して、防災活動を総合的、効果的に実施することにより、住民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、地域社会の安全と公共の福祉を確保することを目的とします。

#### 2 計画の基本方針

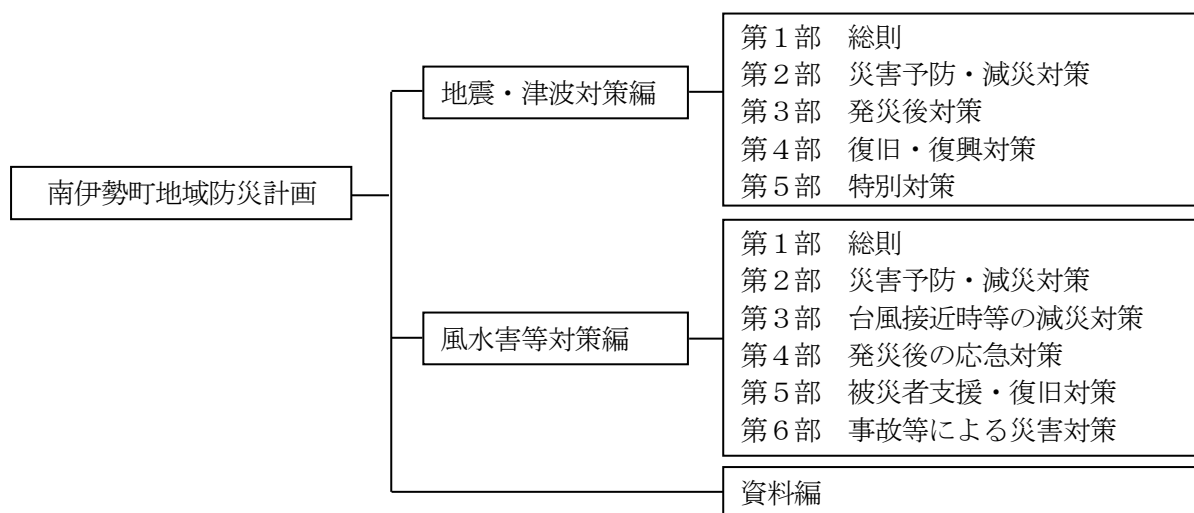
この計画は、町及びその他の防災機関の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、機関ごとに具体的な活動計画を別に定めます。

なお、各機関は、この計画の習熟に努め、併せて地域住民に周知徹底を図るものとします。

#### 3 計画の構成

この計画は、南伊勢町地域防災計画の「風水害等対策編」であり、第1部の総則、第2部の災害予防・減災対策、第3部の台風接近時等の減災対策、第4部の発災後の応急対策、第5部の被災者支援・復旧対策及び第6部の事故等による災害対策で構成します。また、資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げています。

南伊勢町地域防災計画の全体構成



風水害等対策編の内容は次のとおりです。

#### 第1部 総則

計画の目的や構成、町及びその他の防災関係機関等の防災上の責務の概要を記述しています。

#### 第2部 災害予防・減災対策

発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において風水害等災害に備えて行う防災対策を推進し、被害を最小限度にとどめるための基本的な計画です。

#### 第3部 台風接近時等の減災対策

台風等発生から発災までの事前の減災対策について書かれています。また、防災・減災対策へのタイムラインの導入の必要性について書かれています。

#### 第4部 発災後の応急対策

災害発生直後に取り組むべき、緊急性の高い応急対策について書かれています。

#### 第5部 被災者支援・復旧対策

気象事象が収まった後の被災者支援や被災後の復旧に関する対策について書かれています。

#### 第6部 事故等による災害対策

重大事故や大規模火災、林野火災などの事故等対策について書かれています。

### 4 計画の修正及び周知

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正します。また、町の全職員及び関係公共的団体その他防災に関し重要な施設の管理者に対し、計画内容を周知徹底させるとともに、地域住民、町内の企業、団体等への周知を図ります。

### 5 用語

本計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによります。

- (1) 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいいます。
- (2) 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいいます。
- (3) 大震法 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）をいいます。
- (4) 南海トラフ法 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号、改正：平成25年法律第87号）をいいます。
- (5) 町災害対策本部 南伊勢町災害対策本部をいいます。
- (6) 本部長 南伊勢町災害対策本部長をいいます。
- (7) 県災害対策本部 三重県災害対策本部をいいます。
- (8) 県地方部 三重県災害対策本部地方災害対策部（防災事務連絡窓口：三重県南勢志摩地域活性化局地域防災課）をいいます。
- (9) 町計画 南伊勢町地域防災計画をいいます。

- (10) 県計画 三重県地域防災計画をいいます。
- (11) 消防本部 志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部をいいます。
- (12) 南勢分署 志摩市消防本部志摩消防署南勢分署をいいます。
- (13) 南島分署 紀勢地区広域消防組合奥伊勢消防署南島分署をいいます。
- (14) 避難行動要支援者 高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者をいいます。

※その他の用語については、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の例によります。

## 第2章 計画関係者の責務等

### 第1節 町・県・防災関係機関等の実施責任及び役割

#### 1 南伊勢町

町は、防災の一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災・減災活動を実施します。

#### 2 南伊勢町防災会議

町長を会長として、基本法第16条第6項に規定する機関の長等に準じた者を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本町における防災・減災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、町の地域に係る災害が発生した場合において、災害情報を収集します。

#### 3 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域における防災・減災対策を推進するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災・減災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行います。

#### 4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとります。

#### 5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、県及び市町の防災・減災活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

#### 6 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から防災予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、県、市町その他防災関係機関の防災・減災活動に協力します。

### 第2節 町・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 南伊勢町

- (1) 町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用

[南伊勢防]

- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (10) 地域住民に対する避難情報の発令
- (11) 被災者の救助に関する措置
- (12) ボランティアの受け入れに関する措置
- (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (14) 被災町営施設の応急対策
- (15) 災害時の文教対策
- (16) 災害時における交通及び輸送の確保
- (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
- (20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
- (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
- (22) その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置

## 2 南伊勢町防災会議

- (1) 防災に関する基本方針及び計画の作成及び実施推進
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、災害情報の収集

## 3 消防（志摩市消防本部、紀勢地区広域消防組合消防本部）

- (1) 火災の予防・警戒鎮圧
- (2) 災害の防除及び被害軽減
- (3) 救助・救急活動
- (4) 災害情報の収集・連絡等

## 4 県

- (1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置
- (10) ボランティアの受け入れに関する措置

[南伊勢防]

- (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (12) 被災県営施設の応急対策
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 災害時の混乱防止、その他公安の維持
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保
- (16) 自衛隊の災害派遣要請
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
- (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
- (22) その他災害発生の防衛と被害拡大の防止のための措置

## 5 伊勢警察署

- (1) 災害警備体制
- (2) 災害情報の収集及び連絡等
- (3) 救出救助活動
- (4) 避難誘導
- (5) 緊急交通路の確保
- (6) 身元確認等
- (7) 拾得物等の取り扱い
- (8) 二次災害の防止
- (9) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (10) 社会秩序の維持
- (11) 被災者等への情報伝達活動
- (12) 相談活動
- (13) ボランティア活動の支援

## 6 指定地方行政機関

### 東海財務局

- (1) 災害復旧事業における職員の査定立会
- (2) 災害発生に伴う緊急な資金需要のために必要な資金（災害つなぎ資金）の短期貸付措置
- (3) 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置
- (4) 管理する国有財産の無償貸し付け等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整
- (5) 金融上の諸措置

### 東海農政局

- (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進
- (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集

〔南伊勢防〕

- (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導
- (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導
- (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導
- (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置
- (7) 町の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等の実施
- (8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導
- (9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握
- (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
- (11) 応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備
- (12) 必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援

#### 中部運輸局

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
- (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達斡旋、特定航路への就航勧奨
- (3) 港湾荷役が円滑に行われるための必要な指導
- (4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応するための船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役体制の確保
- (5) 特に必要があると認める場合の船舶運航事業者もしくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置
- (6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督
- (7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督
- (8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導
- (9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用し得る車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
- (10) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣することによる、被災地方公共団体が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援

#### 第四管区海上保安本部（鳥羽海上保安部）

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助
- (3) 船舶交通の安全のために必要な事項の通報
- (4) 船舶交通の障害の除去
- (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止
- (6) 法令の海上における励行

## 津地方気象台

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める

## 東海総合通信局

- (1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- (3) 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査
- (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導
- (5) 非常通信協議会の運営
- (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の町への衛星携帯電話等の貸与

## 三重労働局（伊勢労働基準監督署）

- (1) 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施
- (2) 事業場における労働災害発生状況の把握
- (3) 労働災害と認められる労働者に対し、迅速・適正な保険給付等の実施

## 中部地方整備局（三重河川国道事務所）

- (1) 災害予防
  - ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実
  - イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
  - ウ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用
  - エ 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備の（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施
  - オ 災害時の緊急物資並びに人員輸送岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施
  - カ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
  - キ 洪水予報警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保
  - ク 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）に関する計画等の情報共有
- (2) 初動対応
  - ア 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣及び被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施。

### (3) 応急・復旧

- ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- イ 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力
- ウ 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施
- エ 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施
- オ 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
- カ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- キ 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
- ク 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
- ケ 所管施設の緊急点検の実施
- コ 情報の収集及び連絡
- サ 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施
- シ 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施
- ス 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動

#### 国土地理院中部測量部

- (1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用促進支援を実施
- (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用促進支援を実施
- (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用促進支援を実施
- (4) 災害復旧・復興の際、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施

#### 中部地方環境事務所

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

## 7 自衛隊

- (1) 要請に基づく災害派遣
- (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

## 8 指定公共機関

#### 西日本電信電話株式会社三重支店

災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行

[南伊勢防]

- (1) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
- (2) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
- (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置

## 株式会社NTTドコモ東海支社三重支店

災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行

- (1) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
- (2) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
- (3) 被災通信回線の復旧順序に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置

## KDDI株式会社中部総支社

- (1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
- (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置

## ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
- (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置

## 日本銀行名古屋支店

災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。

- (1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
  - ア 通貨の円滑な供給の確保
  - イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保
  - ウ 通貨及び記入の調節
- (2) 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
  - ア 決済システムの安定的な運航に係る措置
  - イ 資金の貸し付け
- (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- (5) 各種措置に関する広報
- (6) 海外中央銀行等との連絡調整

## 日本赤十字社三重県支部

- (1) 災害時における医療、助産及びその他の救助
- (2) 救援物資の配分
- (3) 災害時の血液製剤供給
- (4) 義援金の受付及び配分
- (5) その他災害救護に必要な業務

## 日本放送協会津放送局

- (1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害制御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を適切に編成して、災害時の混乱を防止し、人心安定と復旧に資するものとする。
- (2) 放送にあたっては、外国人視聴覚障がい者等への配慮を行うよう努める。
- (3) 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知
- (4) 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知
- (5) 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道

## 中部電力パワーグリッド株式会社三重支社（伊勢営業所）

- (1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
- (2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
- (3) 地方自治体、県警察、関係会社、各電力会社等との連携
- (4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
- (5) 電力供給施設の早期復旧の実施
- (6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施

## 東邦ガス株式会社

- (1) ガス設備の災害予防措置及び防災応急対策に係る措置の実施
- (2) 発災後に備えた要員及び敷材の確保

## 日本郵便株式会社（五ヶ所・宿曾田・南海・追間浦・穂原・島津・慥柄・中島・南島郵便局）

- (1) 災害時における郵政事業運営の確保
  - ア 郵便物の送達確保
  - イ 郵便局の窓口業務維持
- (2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
  - ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
  - ウ 被災者の救助を地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
  - エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書

〔南伊勢防〕

等寄付金を配分する。

## 9 指定地方公共機関

報道機関（日本放送協会津放送局を除く）

日本放送協会に準ずる

三重交通株式会社等

- (1) 災害応急活動のための県災対策本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分
- (2) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

ガス事業者（一般社団法人三重県LPガス協会）

- (1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施
- (2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給

## 10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

医療関係団体

伊勢地区医師会・三重県歯科医師会伊勢度会支部・伊勢県薬剤師会  
災害時における医療、助産等救護対策

商工業関係団体（南伊勢町商工会）

- (1) 商工業関係被害調査及び災害時における物価安定等についての協力
- (2) 救護用物資、復旧資材等の確保についての協力

農林業及び漁業団体（農業協同組合・漁業協同組合・森林組合）

- (1) 農林水産物等の災害応急対策についての指導
- (2) 災害時における農林水産物の確保、農林水産関係の被害調査等応急対策についての協力

公共的団体（区・生活安全推進協議会、交通安全協会等）

町が実施する応急対策についての協力

土地改良区

防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池施設の整備又は復旧工事の施工、並びに防災管理の実施

危険物施設等の管理者等（管理者、所有者又は占有者）

町等の防災機関との綿密な連絡・連携による危険物の防災管理及び応急対策の実施

防災上重要な施設の管理者

- (1) 所管施設に係る防災管理の実施
- (2) 防災に関する保安措置、応急措置の実施及び所管施設に係る災害復旧措置の実施

〔南伊勢防〕

## 第2部 災害予防・減災対策

### 第1章 自助・共助を育む対策の推進

#### 第1節 町民や地域の防災対策の促進

**【主担当課等】**

防災安全課、総務課、(消防本部)

#### 第1項 基本方針

“災害から命を守るため”の防災知識の普及・啓発など、各地域ごとの防災対策事業を推進し、住民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持ち、減災に向けた住民運動を展開し、防災風土の醸成を図ります。

第1節 町民や地域の防災対策の促進

第2項 風水害等対策に関する普及・啓発事業の実施

#### 第2項 風水害等対策に関する普及・啓発事業の実施

##### 1 町民等に対する防災知識の普及

###### (1) 普及の内容

町は、日頃の防災・減災対策及び発災時の防災行動等を適切に進めるための具体的な防災関連情報を伝え、各防災関係機関への協力を求めながら、多様な手段を用いた普及・啓発活動を実施します。

また、防災知識の普及・啓発を行う場合には、避難行動要支援者・要配慮者に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

- ア 気象情報（警報、特別警報、台風、局地的大雨・竜巻等）に関する知識等
- イ 洪水及び土砂災害（浸水想定区域、土砂災害危険箇所、山地災害危険箇所、土砂災害警戒区域等）に関する知識等
- ウ 高齢者等避難・避難指示等の町が発令するとき取るべき対応等
- エ 避難所及び避難生活に関する知識等
- オ 生活必需品の備蓄など発災後72時間を自らの力で生き延びるための防災対策に関する知識等の普及・啓発
- カ 災害伝言ダイヤルなど、災害時の家族間等の連絡手段に関する知識等の普及・啓発
- キ 出火防止や救助活動への協力、避難行動要支援者への支援など、災害発生時にとるべき自助、共助の防災活動に関する知識等の普及・啓発
- ク 外国人住民の防災対策における自助の取り組みを促進するための、防災訓練等の実施及び啓発
- ケ 災害保険への加入促進など、発災後の生活再建を円滑に進めるための防災・減災対策に関する知識等の普及・啓発
- コ 各地域に伝承されている災害教訓等の普及・啓発
- サ その他、災害に関して町民に伝えるべき知識等の普及・啓発

## (2) 普及の方法

- ア 町は、非常持出袋の必要性など日頃の備えの重要性について啓発活動を進めます。
- イ 町は、地域で行われる学習会、防災マップ（ハザードマップ等）、広報紙、南伊勢ぼうさい通信、ホームページ等のさまざまな媒体を通して、防災知識の普及と防災意識の高揚を図ります。
- ウ 町は、消防本部に協力を依頼し、危険物を有する施設、病院、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を促進します。
- エ 町は、デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「My まっぷラン＋（プラス）」等を活用した避難計画づくりの促進を図ります。

## 2 “災害から命を守るため”の防災対策の推進

### (1) 災害予防対策の周知徹底

町は、あらゆる機会を通じて、住民等に対し、災害に対する事前対策（家庭・企業等での備蓄確保、安否確認方法の確認・周知等）、災害時にとるべき避難行動等の周知徹底を図ります。

特に、土砂災害等の発生が懸念される地域では、土砂災害等の特性や正確な知識、危険箇所指定図等の防災マップの周知を図るとともに、土砂災害等に対する事前対策（土砂災害等の兆候や異変の感知、三重県「土砂災害情報提供システム」の活用、国土交通省「川の防災情報」の活用等）による災害予防対策の周知徹底を図ります。

### (2) 「災害時行動計画」の策定

町は、各地区における「災害時行動計画」の策定を促進し、避難対象地域における住民等の避難対策の推進を図ります。

また、住民等は、災害から命を守るため、自助及び共助の備えと、地区ごとの「災害時行動計画」に基づく日頃の防災訓練等を実施し、避難の徹底を図ります。

### (3) 「個人の災害避難計画(My まっぷラン)」づくりの促進

自宅や学校、職場等を始め、日常的な行動範囲が水害等の被害が及ぶ恐れのある場合は、各々の場所の避難経路等を勘案した「個人の災害避難計画(My まっぷラン)」づくりを促進し、日頃の防災訓練等による徹底を図ります。

### (4) 地区防災計画の作成支援

みえ防災・減災センターと町との連携による、ハザードマップや洪水避難・土砂災害にかかる地区防災計画の作成を支援します。

## 3 個人備蓄の促進

### (1) 住民等が実施する対策

住民等は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を踏まえて、各家庭、職場等において7日程度以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等に取り組み、発災後、支援があるまでの間、自らの命を守るための備えに努めます。

特に、特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄に努めます。

### (2) 町が実施する対策

町は、毎年非常食、保存水を購入し、各地区に備蓄していますが、各家庭にも発災後7日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の個人備蓄の促進に向けて啓発に努めます。

#### 4 自動車運転者に対する防災対策

町は、警戒宣言発令時及び災害が発生したとき、緊急車両、避難行動要支援者への支援車両等を除き、災害発生時の自動車利用による混乱防止についての啓発に努めます。

#### 5 被災後の避難所運営や生活再建に関する防災対策

町は、災害時の避難や生活再建の混乱を軽減するため、地域の住民等に対して、「南伊勢町避難所運営マニュアル」の周知とともに、被災後の生活再建に必要な知識（罹災証明の申請、生活再建に必要な知識等）等について周知に努めます。

### 第2節 防災人材の育成・活用

#### 【主担当課等】

防災安全課、総務課、環境生活課、子育て・福祉課（南伊勢町社会福祉協議会）、  
（消防本部）

#### 第1項 基本方針

“災害から命を守るため”、減災と防災力向上のために地域に根差し、さまざまな活動を行う災害に強い「人づくり」を推進します。

### 第2節 防災人材の育成・活用

#### 第2項 防災人材の育成・活用

#### 第2項 防災人材の育成・活用

##### 1 地区の防災活動を先導する人材（以下自主防災リーダーという。）の育成

###### (1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

町は、「南伊勢町災害ボランティアセンター」及び「みえ災害ボランティア支援センター」との連携により、各地区の自主防災リーダーを育成するための研修や啓発を行います。

☞ 第5部第2章第5節「ボランティア活動の支援」（5-14～18ページ）参照

###### (2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用

避難所運営等においては、女性への配慮が不可欠なことから、専門性のある職業に従事している女性を対象とした県等が実施する防災講座の受講を促進するとともに、自主防災組織等についても女性を対象とした防災講座を開催するなど、女性の視点で主体的に行動できる人材の育成を図ります。

また、育成した人材の継続的なフォローアップを行うとともに、若い世代の防災人材の育成に取り組みます。

##### 2 自主防災リーダーによる防災活動の促進

町は、消防本部及び消防団の協力を得て、自主防災リーダーが防災訓練、研修会、タウンウォッチング、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動等を定期的・継続的に実施するための支援に

〔南伊勢防〕

努めます。

また、自主防災リーダーが防災に関する知識を高め、地区の避難行動要支援者・要配慮者や自力脱出困難者の救出、負傷者の応急処置等を防災訓練において実施するための支援に努めます。

### 3 地域に根差した災害に強い「人づくり」の推進

町は、「みえ防災コーディネーター(※1)」、「南伊勢町災害ボランティアコーディネーター(※2)」や知識と技能を有する「防災士(※3)」の育成を支援することにより、減災と防災力向上のために地域に根差し、さまざまな活動を行う災害に強い「人づくり」を推進します。

※1 みえ防災コーディネーターとは、地域や企業において、自主的に地域防災力向上にかかる活動を行うとともに、県や町の要請により、地域で実施される防災訓練や研修会、タウンウォッチングなどに出向き、講義や助言等を行うことにより地域の防災リーダーとしての役割を果たす者をいいます。県は、みえ防災コーディネーター育成講座を実施しています。

※2 南伊勢町災害ボランティアコーディネーターとは、地域や企業において、自主的に地域防災力向上にかかる活動を行うとともに、町の要請により、地域で実施される防災訓練や研修会、タウンウォッチングなどに出向き、講義や助言等を行うことにより地域の防災リーダーとしての役割を果たす者をいいます。町は、南伊勢町災害ボランティアコーディネーター養成講座を実施しています。

※3 防災士は、防災に関する一定の知識と技能を習得し、特定非営利法人日本防災士機構が認定する資格であり、地域・社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待されています。

## 第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

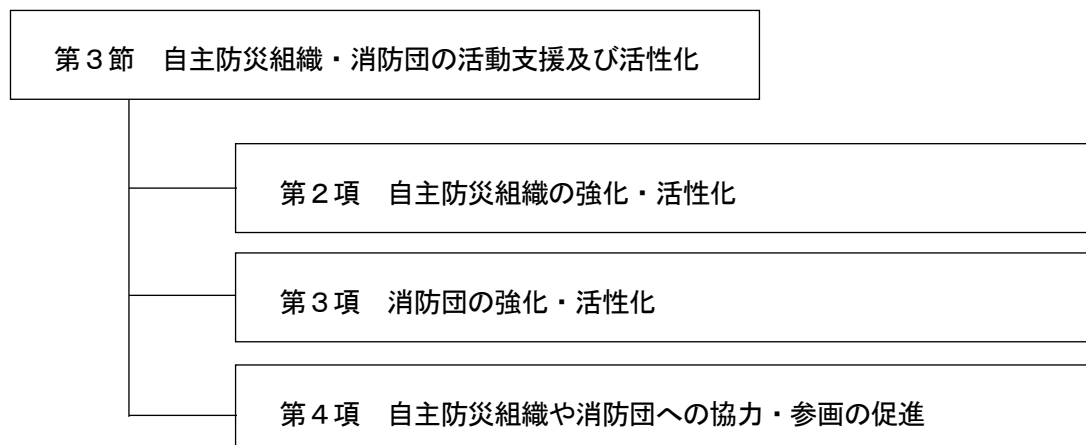
**【主担当課等】**

防災安全課、(消防本部)

### 第1項 基本方針

町は、災害時における被害の防止又は軽減を図るため、住民自らによる防災活動を行う組織として、地域住民又は施設関係者による自主的な防災組織の強化とともに、平常時からの地域コミュニティの絆(きずな)を強めることにより、自主防災組織の強化・活性化を図ります。

また、資機材の自主防災組織への配備等により自主防災組織を強化するとともに、消防団の装備・施設の充実や消防団参加促進事業を実施すること等により消防団の強化を図ります。



## 第2項 自主防災組織の強化・活性化

### 1 自主防災組織の強化

- (1) 町全地区で自主防災組織が結成されています。
- (2) 町は、各地区に結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう、支援を行います。

### 2 自主防災組織の活性化

町は、各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた以下の支援に努めます。

- (1) 訓練等の自主防災活動に対する支援
- (2) 自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画を定めた「災害時行動計画」の作成支援
- (3) 防災資機材の整備にかかる支援
- (4) 組織への女性の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化による組織の活性化推進
- (5) 必要に応じ、地域の住民、事業所、施設管理者等が連携した、共同の自主防災組織の創設や自主防災組織連絡協議会の設置を促進

## 第3項 消防団の強化・活性化

### 1 消防団への支援

町は、消防本部と協力し、消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行います。

- (1) 消防団体制の整備  
青年層・女性層の消防団への参加を促進し、消防団員の確保に努めます。
- (2) 教育訓練の実施  
消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導を促進します。
- (3) 活動環境の整備  
消防団の施設・装備を充実し、活動環境の整備に努めます。

### 2 住民に対する消防団活動の周知

町は、広報紙、各種イベント等を活用し、消防団活動の周知を図ります。

### 3 自主防災組織等との連携

消防団は、自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等の実施と継続的に努めます。

## 第4項 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

### 1 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

## 第4節 ボランティア活動の促進

### 【主担当課等】

子育て・福祉課、(南伊勢町社会福祉協議会)、防災安全課

### 第1項 基本方針

大規模災害が発生した場合、膨大な各種援護が必要となり、ボランティアの積極的な参加が期待されます。町は、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しつつ、防災活動に取り組むNPO・ボランティア等が自らの力を十分発揮しながら被災地支援に取り組める環境整備を行います。

## 第4節 ボランティア活動の促進

### 第2項 ボランティアの活動の促進

### 第2項 ボランティアの活動の促進

#### 1 災害ボランティアセンターの設置

災害時に町外からのボランティアを受入れる場合には、町と社会福祉協議会が関係団体などと協働で運営を行う「南伊勢町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」により、災害ボランティアセンターを設置します。

このマニュアルは随時見直しを行い、関係者と共通認識を持ち、協力して対応できる体制の構築に努めます。

#### 2 人材の育成

町は、社会福祉協議会と連携し、ボランティア人材の育成に努めます。

- (1) 災害時におけるボランティア活動が効果的に行えるよう、知識や経験、資格等を持ったボランティアの登録を促進します。
- (2) ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど自発的な支援活動を担う人材の育成を行います。
- (3) 広報・啓発等により、企業・事業所の災害ボランティアへの参画を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努めます。

#### 3 協力・連携体制の整備

##### (1) ボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制の整備

町は、各市町等の災害ボランティアセンター等の町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築します。

##### (2) ボランティア関係団体の協力体制の整備

町は、平常時に多様な活動を展開しているNPOやボランティア等に対し、情報提供や検討会の実施等により、災害時にもその専門性を活かしたボランティア活動が積極的に行える様に働きかけ、災害時の町内における協力体制を整備します。

#### 4 災害ボランティア等への参画促進

町社会福祉協議会その他関係団体等と連携し、災害ボランティア活動の広報・啓発等により、町民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進します。

### 第5節 企業・事業所の防災対策の促進

**【主担当課等】**

防災安全課、観光商工課、まちづくり推進課

#### 第1項 基本方針

町は、町内の企業・事業所に対し、町や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連絡・連携体制の強化を図り、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等の要請に努め、総合的な地域防災力の向上を図ります。

第5節 企業・事業所の防災対策の促進

第2項 企業・事業所の防災対策の促進

### 第2項 企業・事業所の防災対策の促進

#### 1 事業所の自衛消防組織の設置

町は、町内の企業・事業所における自衛消防組織の設置について推進するとともに、消防本部と協力し、設置された自衛消防組織に対する指導の充実を図ります。

#### 2 防災計画や事業継続計画（BCP）の作成促進

町は、災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進します。

特に、津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者にかかる津波避難対策を含めたBCPの策定・点検の促進に努めます。

#### 3 地域との連携強化

町は、企業・事業所と地域住民や地域におけるさまざまな団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図ります。

##### (1) 自主防災組織との連携強化

町は、地域の自主防災組織が行う行事や防災訓練に企業・事業所が積極的に参加するよう促し、地震災害の予防及び発災時の対策に備えた連携を強化します。

##### (2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

町は、災害時に町や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努めます。

(3) 復旧・復興に向けた地域との連携

災害が発生した際には、企業・事業所は、地域住民、行政、取引先企業等と連携し、地域の一日も早い復旧・復興を目指す必要があり、企業の特徴を活かした被災者支援も求められることから、町は、企業・事業所と復旧・復興に関する協定をあらかじめ締結することを検討し、平常時から復旧・復興に向けた対策の検討を進めます。

第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

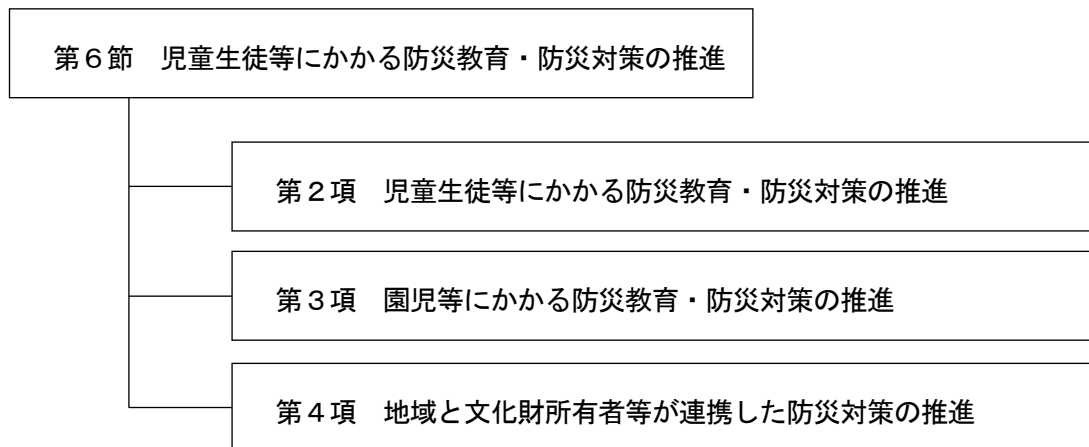
【主担当課等】

教育委員会事務局、子育て・福祉課、防災安全課

第1項 基本方針

小中学校や園などにおいて必要な防災対策や災害時の避難対策を進めるとともに、防災教育の徹底により、児童生徒・園児等の安全確保と家庭や地域への防災啓発を図ります。

特に、町民の防災意識を高め、それを次の世代へ着実に継承していくためには、地元の小中学校・園と地域における防災教育の徹底が重要であり、豪雨により県内及び広島等で発生した土砂災害等の貴重な教訓を含め、災害に関する知識や教訓を若い世代に定着させていきます。



第2項 児童生徒にかかる防災教育・防災対策の推進

1 防災体制の整備及び防災計画等の策定

小中学校では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員等の任務の分担及び相互の連携等を明確に定めます。

また、各学校の立地状況に応じた「学校防災計画」の策定と見直しを図ります。

2 防災訓練の実施

防災計画に基づく防災訓練を徹底するとともに、消防機関・消防団及び地域の自主防災組織と協力した防災訓練を年間計画に組み込み定期的の実施します。

3 小中学校における防災教育の徹底

町は、将来の地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすこととなる小・中学生等の学校教育において、地震・津波及び土砂災害等に関する正確な知識や日頃からの備え、災害が発生

〔南伊勢防〕

したときの対応、地域社会への貢献等について、組織的・体系的な教育に取り組み、学校教育における防災教育の充実・向上を図ります。

また、児童・生徒等による地域防災活動への参画や学校と地域との連携を促進し、地域の実情に即した防災教育を推進します。

#### 4 学校施設の安全対策

町は、学校施設の安全対策を促進するとともに、必要な防災施設・設備等を計画的に整備します。

- (1) 構造体の耐火及び天井材等の非構造部材の耐火対策
- (2) 学校施設の日常的な点検と必要な補修
- (3) 防災施設・設備等の整備

#### 5 児童生徒等の安全確保

登下校時等の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、児童生徒、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図ります。

#### 6 地域と小中学校が連携した地域防災対策の推進

- (1) 地域との合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に小中学校と地域が担う役割分担などを整理し、相互が確認に努めます。
- (2) 災害時に学校が避難所となった際、学校対策本部の設置や運営方法等について、地域と学校が事前の共有化を図ります。

### 第3項 園児等にかかる防災教育・防災対策の推進

#### 1 防災体制の整備及び防災計画等の策定

保育所では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、職員・保育士等の任務の分担及び相互の連携等を明確に定めます。

また、保育所の立地状況に応じた「保育所防災計画」の策定と見直しを図ります。

#### 2 防災訓練の実施

防災計画に基づく防災訓練を徹底するとともに、消防機関・消防団及び地域の自主防災組織と協力した防災訓練を園行事として定期的実施します。

#### 3 施設の安全対策

町は、保育所施設の安全対策を促進するとともに、必要な防災施設・設備等を計画的に整備します。

- (1) 構造体の耐震化及び天井材等の非構造部材の耐震対策
- (2) 保育所施設の日常的な点検と必要な補修
- (3) 防災施設・設備等の整備

#### 4 園児等の安全確保

通園時の園児等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、園児等の誘導方法、保護者との連携

方法、その他通園時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、園児等、教職員・保育士、保護者及び関係機関に周知徹底を図ります。

#### 5 地域と保育所が連携した地域防災対策の推進

地域との合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に地域が担う役割などを整理し、相互が確認に努めます。

### 第4項 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

#### 1 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

## 第2章 安全な避難空間の確保

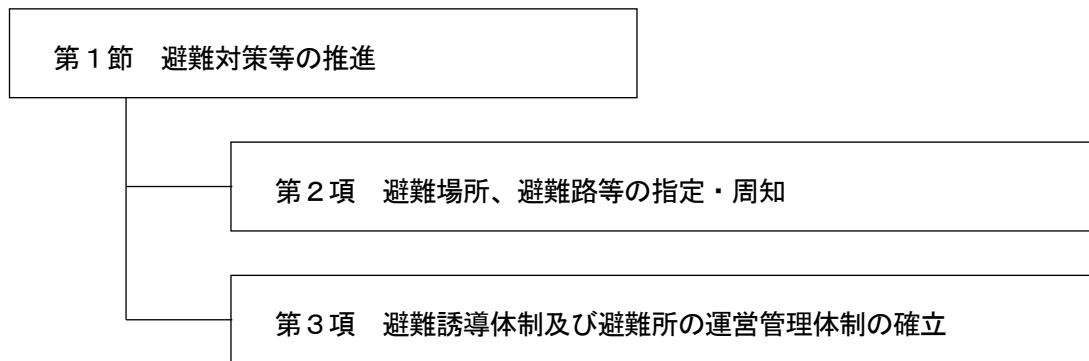
### 第1節 避難対策等の推進

**【主担当課等】**

防災安全課、管財契約課、観光商工課、高齢者支援課

#### 第1項 基本方針

住民等が安全に避難できるための避難路、避難地、避難所を整備するとともに、迅速な避難活動ができるようこれらの施設を住民等に周知します。また、避難誘導體制及び避難所の運営管理体制を確立します。



#### 第2項 避難場所、避難路等の指定・周知

町は、建築物及び空地等を調査し、避難場所又は避難所並びに避難路を指定します(資料5-1、資料5-2参照)。なお、指定にあたっては、警察署及び他の防災関係機関と協議して定めます。

☞ 資料5-1 「地震 指定緊急避難場所、指定避難所(指定避難所・避難所予備施設)」参照

☞ 資料5-2 「風水害」参照

##### 1 指定緊急避難場所の指定・周知

(1) 町は、切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所について、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを、津波や洪水、土砂災害等の災害種別ごとに指定緊急避難場所として指定します。

なお、選定にあたっては、次の留意事項に配慮します。

ア 災害想定区域外にあり、その適切性を危険箇所指定図や浸水予測図等で確認するほか、土砂災害等の切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所にあること。

イ 公園、広場等のように相当な広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等があること。

ウ 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物、その他の建造物、あるいは崖等がないこと。

エ 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ、延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品がないこと。

オ 洪水等による浸水のおそれのない地域、地割れ、崩落等のない耐震性土質の土地及び耐震、耐火性の建築物で、津波の襲来に際しても安全性のあること。

カ 延焼の危険があるとき、又は収容人員の安全度を超えたときは、さらに他の場所への避難移動できること。

キ 避難場所に至る避難経路の安全を確保すること。

- ク 避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。
  - ケ 災害が長引いた場合の仮設テントの設置に配慮すること。
  - コ その他、内閣府令に定める基準に適合すること。
- (2) 町は、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づきピクトグラム(※)を用いた案内標識等を設置し、住民及び土地に不案内な観光客等に対する周知を図ります。
- ※ピクトグラム(Pictogram)は、一般に「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号(サイン)です。

## 2 指定避難所の指定・周知

- (1) 町は、被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所として指定します。
- なお、選定にあたっては、次の留意事項に配慮します。
- ア 指定避難所の適切性を危険箇所指定図や浸水予測図等で確認しておくこと。
  - イ 長期にわたる避難を想定した上で適切な施設等を選定し、平時から防災施設としての整備を図っておくこと。
  - ウ 飲料水、電源等を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、発電設備など(被災者の安全を確保するため)の施設・設備の整備を図るとともに、避難生活のための食料、毛布、一般用医薬品、炊き出し用具等を確保していくこと。
  - エ 避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、双方の視点に立った整備を図ること。
  - オ 避難行動要支援者・要配慮者に配慮した福祉避難所の確保を図ること。
  - カ 被災地内外を問わず宿泊施設を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保について検討していくこと。
  - キ テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図ること。
  - ク 断水等によりトイレが使用できない場合に備え、仮設トイレを確保しておくこと。
  - ケ 避難所内で外国人被災者にも情報が伝達できるよう、「避難所情報伝達キット」等を各避難所に配備し、避難所開設時にはピクトグラムでの表示や多言語での表記に努めること。
  - コ その他、内閣府令に定める基準に適合すること。

## 3 安全な避難路(道路)の指定・周知

町は、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路(道路)を指定して、地域の住民等に周知します。

## 4 指定緊急避難場所・指定避難所、避難路の整備

### (1) 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

町は、指定した施設について、次のとおり整備を図ります。

- ア 建物の点検・補強等(特に安全性に留意する。)
- イ 避難生活に必要な施設の整備(電気、ガス、水道等)
- ウ 避難生活に必要な物資の確保(毛布等)

また、指定緊急避難場所については、今後計画的に指定し、整備を進めます。

## (2) 避難路の整備

町は、道路では幅員15m以上、緑道では幅員10m以上を避難路としますが、一次避難場所・二次避難所へ通じる道路では幅員15m以下、緑道では幅員10m以下の避難経路については、避難路として今後計画的に整備を進めます。

## 5 観光客等にかかる避難対策の推進

町は、観光事業者等と連携し、観光客の所在地や特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等、観光客等の避難対策に努めます。

## 6 避難指示基準等の策定

町は、避難の指示等を行う場合、災害の状況によって次のような基準等をあらかじめ定めておくものとします。

### (1) 緊急避難

危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要があるとき。

### (2) 収容避難

災害により家屋が全壊、半壊（全焼、半焼、流失）し、生活の拠点を失った場合。

### (3) 避難準備情報伝達体制の整備

基本法に定める避難の指示のほか、大雨・洪水・土砂災害等の発生が懸念される時、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を活用します。

## 第3項 避難誘導體制及び避難所の運営管理体制の確立

### 1 避難誘導體制の整備

災害時の避難誘導及び避難所開設時の管理運営については、いずれも区及び自主防災組織の協力によるところが非常に大きいため、平常時から、避難に関する役割分担等について、区長等と協議を行います。

また、各区では、地区内の避難行動要支援者名簿を作成し、避難体制の強化に役立てます。その際、プライバシーの保護には、十分配慮します。

☞ 第2部第2章第2節第2項「避難行動要支援者の避難行動支援」（2-14～15ページ）参照

### 2 避難所の運営管理体制の確立

#### (1) 避難所運営対策

町は、区及び自主防災組織と協力し、東日本大震災における避難所運営における課題を検証し、その経験や教訓を踏まえ、今後起こりうる災害に対し、事前準備や避難所での運営体系などの基本的なあり方についてまとめた「南伊勢町避難所運営マニュアル」に基づき、避難所の運営管理体制を確立します。

また、冬期の発災の場合、寒さ対策として避難所・避難施設には暖房設備の整備や暖房用燃料・毛布等の必要な備品の備蓄に努めます。

#### (2) 避難行動要支援者・要配慮者対策

町は、県の実施する避難行動要支援者・要配慮者対策に沿った、地域の実情に応じた避難行動要支援者・要配慮者対策を講じるよう努めるものとします。

また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、地域防災計画で定めた基準に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、平常時と災害発生時のそれぞれにおいて避難支援者に情報提供を行うなどの活用を図るとともに、個別避難支援計画の作成を推進します。

(3) 観光客、帰宅困難者等対策

県の実施する観光客、帰宅困難者等対策に沿った、地域の実情に応じた観光客、帰宅困難者等対策を講じるよう努めます。

(4) ペット対策

町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、ペット同行者用の避難所の設置など避難所運営マニュアルに沿い、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。

(5) 感染症対策

県が実施する避難所運営支援策に沿った、町の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行う。

また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。

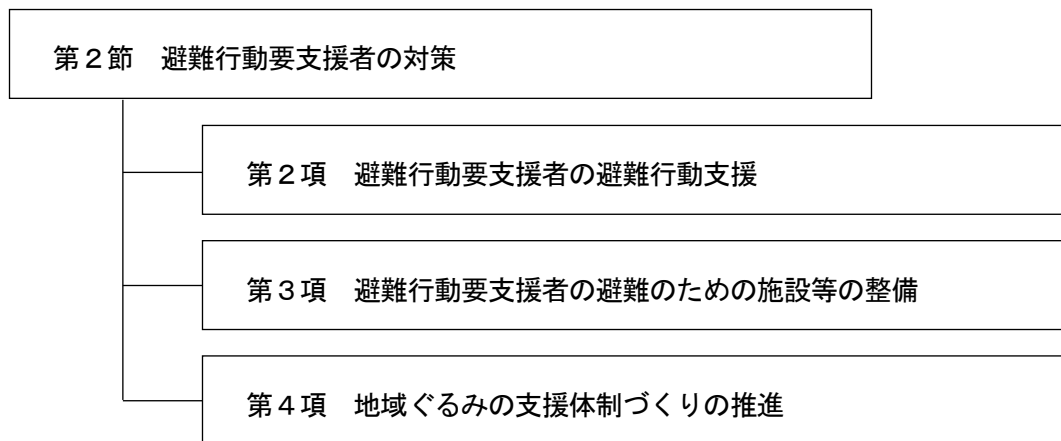
第2節 避難行動要支援者の対策

【主担当課等】

子育て・福祉課、(南伊勢町社会福祉協議会)、高齢者支援課、防災安全課

第1項 基本方針

災害対応能力の弱い避難行動要支援者は、災害の犠牲者になる可能性が高いため、町及び関係機関は、各区や自主防災組織に地域ごとの避難行動要支援者名簿の作成を促進するなど、地域と連携した避難行動要支援者に対する対策を進めるとともに、避難行動要支援者の避難のための施設等の整備を進め、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。



第2項 避難行動要支援者の避難行動支援

町は、社会福祉協議会、民生委員等と協力し、避難行動要支援者名簿の作成を促進するとともに、名簿情報の避難支援等関係者への提供等を進め、避難行動要支援者等の避難行動支援に努めます。

1 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

[南伊勢防]

- ア、要介護認定者（要介護3以上）
  - イ、身体障害者手帳保持者（1級又は2級）
  - ウ、療育手帳保持者
  - エ、精神障害者保健福祉手帳保持者
  - オ、特定疾患医療受給者証保持者
  - カ、小児慢性特定疾患医療受診券保持者
  - キ、妊婦及び乳幼児
  - ク、75歳以上の者でのみ構成された世帯に属する者
  - ケ、独居世帯の者
  - コ、家族昼間留守世帯に属する者
  - サ、日本語の理解が十分ではない外国人
  - シ、その他、当該者及びその世帯の世帯主が名簿への記載を希望するもので町長が必要と定める者
- (2) 要支援者本人に郵送や個別訪問などにより、名簿情報を避難支援等関係者（消防団、民生委員、自主防災組織等）に提供することについて説明し、意思確認を行い、同意をとった上で、名簿情報の避難支援等関係者への提供を行います。
- (3) 名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項を掲載する。名簿情報の入手先は、介護保険システム、障害者福祉システム、三重県からの情報提供（災害対策基本法第49条の10第4項）、住民情報システムとする。
- (4) 避難支援に必要な情報を年1回 毎年8月に更新します。
- (5) 「南伊勢町見守り支援対象者名簿」を活用し、地域の実情に応じた名簿の作成を促進します。

## 2 避難行動要支援者名簿の管理

町は、避難行動要支援者名簿の適切な情報管理を図るための必要な措置を講じます。

- (1) 名簿の情報は当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供します。
- (2) 名簿は施錠可能な場所での保管の徹底や、情報の提供を受けた避難支援等関係者による守秘義務等の情報の保管に関する対策を徹底します。

## 3 避難行動要支援者の防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

- (1) 避難行動要支援者の防災知識の普及、啓発

町は、避難行動要支援者自身が自らの災害対応能力を高められるよう、避難行動要支援者への防災知識の普及、啓発を積極的に行います。

- (2) 避難行動要支援者の防災訓練への参加促進

町は、自主防災組織等の協力を得て、可能な範囲での避難行動要支援者の防災訓練への参加を促し、避難行動要支援者の避難行動力の向上に努めます。

## 第3項 避難行動要支援者の避難のための施設等の整備

### 1 緊急通報設備の導入と移動手段の確保

町は、避難行動要支援者自身の災害対応能力を考慮した緊急通報設備の導入を図るとともに、各地区の現状に合わせ、自主防災組織等が避難行動要支援者の避難等に用いる緊急車両の指定等による移動手段の確保を促進します。

〔南伊勢防〕

## 2 福祉避難所の整備

町は、避難行動要支援者が安心して生活できる設備や人員等の体制を整備した福祉避難所をあらかじめ指定し、福祉避難所運営マニュアル等を策定しておくほか、その所在や、避難経路、利用対象者の範囲等を、避難行動要支援者を含む地域住民に周知します。

また、必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるような避難行動要支援者の支援体制の充実を図ります。

## 第4項 地域ぐるみの支援体制づくりの推進

町は、避難行動要支援者名簿等の作成により要配慮者世帯や障害者世帯の把握に努め、災害発生時には近隣世帯からの迅速な協力が得られるよう、地域ぐるみで避難行動要支援者及び要配慮者の避難の確保を図るための情報伝達、救助等の体制づくりを区や自主防災組織等の協力を得て進めるものとします。

そういった際においても、個人情報の保護については、十分に配慮するものとします。

## 第3章 風水害に強いまちづくりの推進

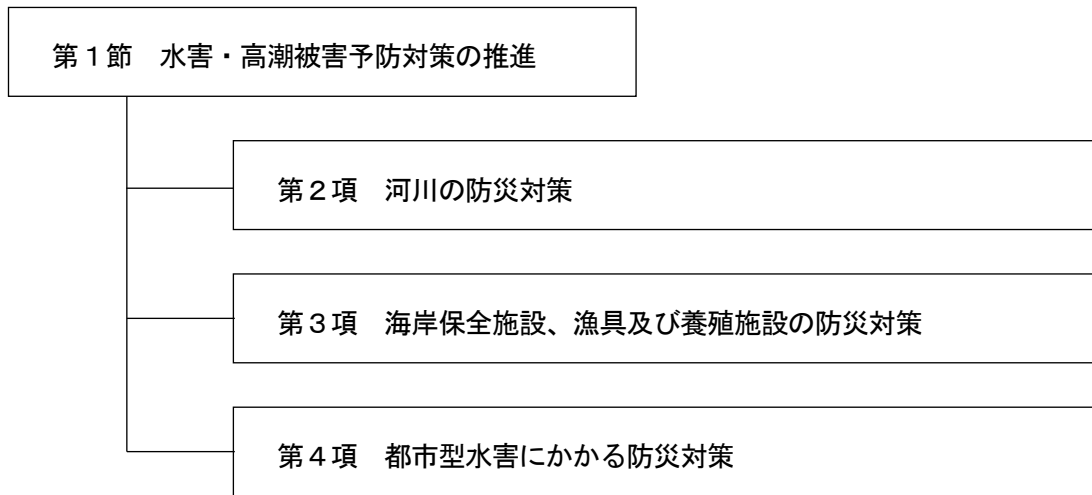
### 第1節 水害・高潮被害予防対策の推進

**【主担当課等】**

建設課、水産農林課、防砂安全課、環境生活課

#### 第1項 基本方針

町は、河川の氾濫、鉄砲水、洪水等を防止するとともに、海岸保全施設により高潮等の被害を防止します。また、水害を未然に防止し、又は、水害が発生した場合の被害の拡大を防止します。



#### 第2項 河川の防災対策

当町には、2級河川、準用河川及び多数の普通河川を擁していますが、全町的に山岳から海岸までの距離1～6kmとが短く、勾配が急なため、集中的な大雨に対しては、鉄砲水や洪水等の危険があり、河川の防災対策を推進します。

☞ 資料9-2 「河川の現況」参照

##### 1 治水対策

- (1) 町地内には、町管理河川のほかに県管理河川もあり、円滑な排水を行うため、県の協力を得て、河川の改修等による安全対策を促進します。
- (2) 町管理河川については、土石流への対策とともに河床の浚渫など河川改修を推進します。
- (3) 県の河川改修事業、災害復旧事業の導入を図り、かつ、上流部の荒廃発生源対策等を考慮しながら、総合的な河川対策の推進を河川管理者に要望します。

##### 2 河川の防災対策

災害の発生に伴う河川における被害を想定し、次のような災害対策を実施します。

- (1) 治水上改修効果の大きい箇所及び災害の発生のおそれのある箇所については、緊急性を考慮し県と連携して河川改修事業を推進するものとする。なお、重要水防区域は資料9-3に掲げるとおりです。

☞ 資料9-3 「重要水防区域」参照

- (2) 河川堤防については、災害による被害を受けた際、背後地に二次的な浸水被害を及ぼすおそれ

[南伊勢防]

のある区域について調査を実施し、その結果、甚大な二次的被害を及ぼすおそれのある区域について、堤防の被害を最小限にとどめる安全対策を実施します。

(3) 消火活動等の支援に必要な施設を設置します。

### 第3項 海岸保全施設、漁具及び養殖施設の防災対策

#### 1 海岸保全施設の防災対策

本町の海岸施設は、昭和34年の伊勢湾台風により、甚大な損害を被り、改良工事が施工されました。しかしながら、高潮波浪及び津波対策上改修を必要とするものもあり、これらの調査、改善に努めるとともに、消波工、防潮堤等の安全対策を推進します。

##### (1) 海岸保全事業等の推進

町は、海岸保全施設等における安全性の向上、高潮波浪対策による安全性の確保について、各施設管理者に要望し、海岸保全施設等の補強や整備を促進します。

##### (2) 防潮扉等の開閉

各施設管理者は、高潮等による被害を防止・軽減するための防潮扉、水門、樋門等の管理及び迅速、的確な開閉に万全を期するほか、工事中のものも含め施設の被災を最小限に食い止める措置を講じ、次の事項を別に定めます。

ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

イ 防潮堤、堤防等の補強、防潮扉、水門等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備の方針・計画

ウ 防潮扉、水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方針・計画

#### 2 漁具及び養殖施設の防災対策

沿岸における定置網等の漁具及び養殖施設（真珠、かき、魚類、わかめ、のり、内水面池中養殖等）を台風、高潮、波浪、赤潮等から防除するため、次の措置をとるよう指導します。

(1) 施設、定置網等漁具の撤去

(2) 養殖施設の避難又は養殖物の移動

(3) 避難又は撤去できない敷設物の補強（錨、浮子、ロープ等を使用）

(4) 海中養殖のための堤防の補強

### 第4項 都市型水害にかかる防災対策

#### 1 都市型水害に強い土地利用の推進

(1) 洪水浸水など、災害発生の恐れのある区域について都市的土地利用を誘導しないものとし、水害に強い土地利用の推進に努めます。

(2) 町は、防災マップ等により情報提供を行い、安全な土地利用や浸水に対応した建築方式を促します。

#### 2 防災施設の耐水性の確保

町役場、施設、防災倉庫等の防災施設について、浸水時の機能確保に関する点検を実施し機器の嵩上げ、防水壁設置等必要な対策を進めます。

### 3 情報収集体制の整備

災害対策本部に集まる浸水状況、被災状況、水防活動状況等と河川管理者に集まる水位情報を互いに共有する体制整備を進めます。

### 4 避難行動要支援者対策

水防法に基づく浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものについて、要配慮者利用施設として指定します。また、施設管理者等が作成する避難確保計画の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して作成することを求めるなどの指示を行います。

### 5 その他の都市型水害に対する対策

#### (1) 側溝、マンホール等の転落防止対策

転落事故を防ぐために必要箇所には、側溝蓋を設置し、マンホール蓋の浮上、飛散防止のため、道路占有者に指導を行うと共に道路パトロールにより路面状況の把握に努めます。

#### (2) 避難者支援のための資機材、物資の確保

食料、毛布等避難者支援用資機材について、浸水による輸送が困難と予想される避難所については耐水性を考慮した保管場所を確保します。また避難者を救出するためにボート等の確保に努めます。

#### (3) 自動車被害の軽減

浸水時の通行困難箇所を点検し、当該箇所での自動車交通利用の危険度を住民に周知します。

#### (4) 水災廃棄物対策

大規模な災害のときは、浸水により使用できなくなった家電製品、畳、家具等の水災廃棄物が大量に出ることが予想されるため、あらかじめ廃棄物処理計画を検討します。

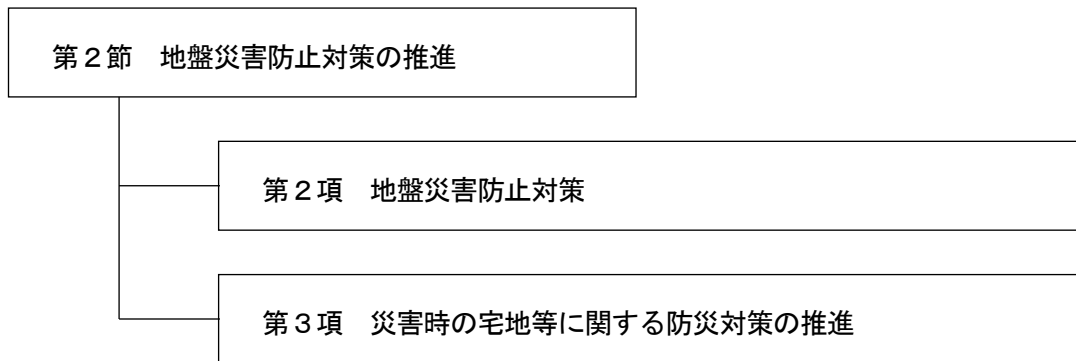
## 第2節 地盤災害防止対策の推進

### 【主担当課等】

建設課、管財契約課、防災安全課

### 第1項 基本方針

宅地災害を未然に防止するため、安全かつ良好な宅地の確保に努めるとともに、大規模に被災した場合には、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止します



## 第2項 地盤災害防止対策

### 1 宅地災害予防対策

#### (1) 宅地防災月間の設定

5月を宅地防災月間と定め、開発施工区域内を中心に巡視し、現地での指導を行います。また、広報活動を通じて住民への周知に努めます。

#### (2) がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域又は建築基準法第40条の適用区域にある危険な既存不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努めます。

## 第3項 災害時の宅地等に関する防災対策の推進

### 1 応急仮設住宅地の供給体制

#### (1) 応急仮設住宅の供給体制整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備します。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備します。

#### (2) 災害時相互応援協定の推進

広範囲及び大規模な災害により町内において必要な応急仮設住宅の確保が困難な場合を想定し、近隣市町との災害時相互応援協定の締結を進めます。

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

### 2 被災宅地応急危険度判定体制

#### (1) 被災宅地危険度判定士の養成

災害による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、県と町が連携して建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、技術者の養成に努めます。

また、町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整にあたり、判定実施準備等を行う判定調整員の養成を行います。

(2) 危険度判定体制の整備

町は、危険度判定を実施するにあたり、判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、行政庁間（国、県、町）で相互に緊密な連携をとるよう体制整備に努めます。

第3節 土砂災害予防対策の推進

【主担当課等】

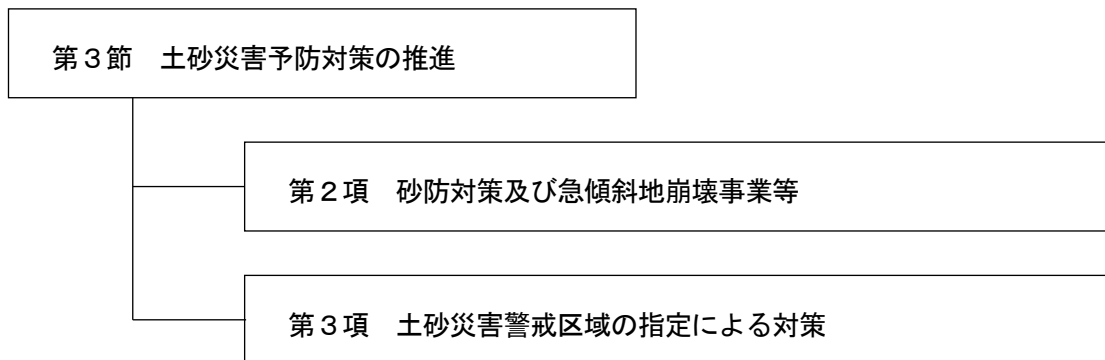
建設課、水産農林課、防災安全課

第1項 基本方針

町は、土砂災害危険箇所等の住民への周知に努めるとともに、県及び防災関係機関と協力し、土砂災害が発生する恐れのある危険地域の予防対策を推進します。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定等により、必要な予防対策を推進します。

さらに、土砂災害発生の危険度が高い箇所から計画的に砂防指定地等の指定を行い、各種砂防事業を実施するなど総合的な土砂災害対策を推進します。



第2項 砂防対策及び急傾斜地崩壊事業等

1 土砂災害危険箇所の把握及び住民への周知

町は、土砂災害から住民の生命、財産を保護するため、必要な事項について住民等に周知させるよう努めます。

(1) 町は、県から危険箇所にかかる資料の提供を受けるとともに、県に協力して危険箇所の現況を調査の上、土砂災害（特別）警戒区域等の指定を促進し、当該現地に標識等を順次設置するよう努めます。

(2) 町内における指定された砂防指定地等の区域及び指定区域外の危険な箇所（資料10-1～3、資料10-6参照）については、当該危険箇所内の住民等に対して、災害の危険性について印刷物の配布その他の必要な対策を進め、周知徹底を図ります。また避難行動要支援者関連施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるように土砂災害に関する情報及び警報の伝達方法を定めます。

☞ 資料10-1 「土砂災害警戒区域指定一覧表」参照

☞ 資料10-2 「急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地」参照

☞ 資料10-5 「砂防指定地内の溪流」参照

2 土砂災害危険箇所の災害防止対策

県及び関係機関の協力を得て、次の対策を実施します。

- (1) 土石流対策
  - ア 砂防指定を要する箇所の指定促進
  - イ 砂防堰堤の築造、溪流保全工の施工等、砂防事業の県への要請
  - ウ 開発等にかかる行為の制限等、指定地内の管理
- (2) 急傾斜地対策

危険箇所の指定促進を図るとともに、緊急度の高い箇所から防止工事を県へ要請します。

### 3 土砂災害危険箇所における警戒避難体制

土砂災害危険箇所ごとに、警戒避難体制の整備に向け、次の事項について具体的に定めます。

- (1) 避難場所・避難所の設置
- (2) 高齢者等避難、避難指示等の時期決定方法
- (3) 気象情報、異常現象、避難指示等の情報の住民への周知方法
- (4) 避難誘導責任者
- (5) 避難所の位置、避難経路及び避難指示等の住民への周知
- (6) 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の把握、住民への周知
- (7) 土砂災害危険箇所等のパトロール
- (8) その他必要事項

### 4 土砂災害情報相互通報システムの整備

災害が発生し、又はそのおそれがある場合、住民と行政とが土砂災害関連情報を交換することにより、警戒避難体制を強化し、住民の生命や身体の安全を早期に確保することが可能となります。このため、県及び町は、土砂災害情報相互通報システムの整備を行いました。なお、システムの整備・改修については、今後も継続して行うものとします。

## 第3項 土砂災害警戒区域の指定による対策

土砂災害警戒区域に指定された区域については、本章第2項3「土砂災害危険箇所ごとの警戒避難体制」を定めるとともに、以下の対策を推進します。

### 1 土砂災害警戒区域における対策

- (1) 土砂災害警戒区域を含む区や住民に対し、土砂災害ハザードマップを配布し、住民に対する土砂災害への危機管理意識の啓発を図ります。
- (2) 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した避難などの防災訓練を実施します。
- (3) 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視及び点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見を図ります。
- (4) 予報又は警報の発令を受けて、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達システムの整備を行います。

### 2 土砂災害特別警戒区域における対策

知事は、以下の措置を講ずることとされています。

- (1) 住宅宅地分譲地、要配慮者関連施設建設のための開発行為に関する許可が必要です。
- (2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制が行われます。
- (3) 著しい損壊が生ずる建築物の所有者に対する移転等の勧告がなされます。

### 3 要配慮者利用施設の土砂災害対策

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内にある要配慮者が利用する施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、土砂災害が発生するおそれがある場合に、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについて、要配慮者利用施設として指定します。また、施設管理者等が作成する避難確保計画の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して作成することを求めるなどの指示を行います。

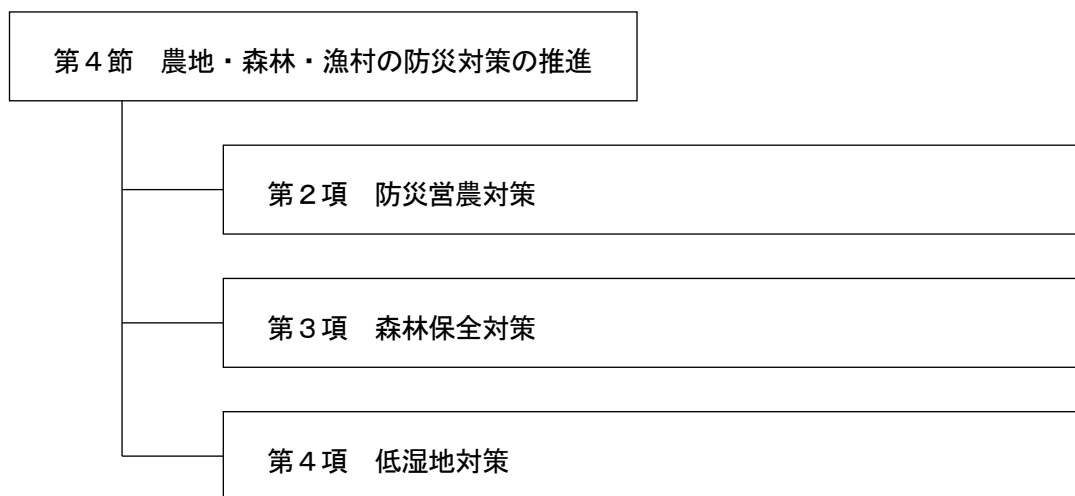
## 第4節 農地・森林・漁村の防災対策の推進

**【主担当課等】**

水産農林課、建設課、総務課

### 第1項 基本方針

災害時（病虫害を含む。）における農産物等への被害を減少するとともに、森林保全対策及び湿地におけるたん水、ため池氾濫等を防止する防災対策を進めます。



### 第2項 防災営農対策

町は、各種災害による農作物等の被害（病虫害を含む）の減少を図るための防災営農体制を確立するため、防災営農技術、気象情報等諸情報の伝達組織と指導体制の強化に努めるものとします。

#### 1 稲種子の確保

稲種子については、必要に応じて三重県米麦協会保管用の災害備蓄用稲種子のあっせん導入を受けます。

#### 2 病虫害防除用農薬の確保

病虫害防除に備え、農協組織と常に連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保に努めます。また、防除用器具については、農協組織と連携して整備確保に努めます。

### 3 防災営農技術の確立並びに普及

防災営農技術についてそれぞれの部門ごとに災害に対応した防災技術指針を確立し、これを関係機関及び農業団体等に示すとともに、研修会等を開催して普及を図ります。

防災に必要な技術指針は、次の事項を基として定めるものとします。

- (1) 災害を回避し、被害を未然に防止するための技術。
- (2) 災害に備え、被害を僅少に食い止めるための技術。

### 4 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

町は、家畜保健衛生所が行う災害時に多発すると予想される家畜伝染病の調査、家畜伝染予防法の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延のために必要な措置（検査、注射、消毒等）、農業団体の関係職員及び獣医師等に対する技術の伝達指導に協力します。

### 5 農地の保全対策

農業用排水施設の整備、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業を推進します。

## 第3項 森林保全対策

本町における森林面積は、町総面積の8～9割近くを占めており、多数の山地災害危険地や、土石流を発生させるおそれのある溪流をもっているため、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合においても、その被害を最小限度にとどめるための対策を実施若しくは県に実施を要望します。

### 1 山地災害危険地区の把握及び住民への周知

- (1) 県及び関係機関の協力を得て、町域の土砂災害危険箇所、山地災害危険箇所（資料10-4、10-5参照）を把握します。

☞ 資料10-4 「山腹崩壊危険地区」参照

☞ 資料10-5 「崩壊土砂流出危険地区」参照

- (2) 第1章第1節「町民や地域の防災対策の促進」に定める方法により、町内の危険箇所の所在等について、住民への周知を図るよう努め、毎年台風襲来時期には、点検を行い警戒避難体制の整備に万全を期するとともに、緊急に対応が必要な場所については、治山事業を重点的に要望する。

☞ 第2部第1章第1節「町民や地域の防災対策の促進」（2-1～3ページ）参照

### 2 治山対策

県及び関係機関の協力を得て、次の事業を実施します。

#### (1) 災害予防事業

ア 荒廃林地は主要流域の土砂生産源となり、洪水時には土石流となって河床を変動させ、水害発生の素因となっています。河川流域の保全を図るために荒廃地の現況を把握して対策計画を策定し、崩壊地復旧工事及び土砂流出防止のための復旧治山事業を緊急度の高いものから計画的に施工し、災害の防止を図ります。

イ 集中豪雨による災害は、町民の生命及び財産に多大な被害を与えるため、山地災害危険地区について、毎年台風襲来時期には点検を行い警戒避難体制の整備に万全を期するとともに、緊急な箇所については、治山事業を重点的に実施します。

## (2) 保安林改良事業

保安林は、土砂崩壊、流出の防止及び保水等により洪水調整の役割を果たすため、流域保全上その整備が重視されており、これまで年次計画等によって保安林の維持改良が図られてきたが、過去の風水害等によって保安林としての機能が低下しているところも少なくないため、保安林の改良・整備を推進するものとします。

## 第4項 低湿地対策

### 1 ため池施設の整備

ため池の決壊による被害を防ぐため、老朽化したため池のうち、緊急性の高いものから改修事業を県と町事業に分けて、実施します。

### 2 地盤沈下対策

県等関係機関の協力を得て、海岸付近の低地に係る地盤沈下の調査の実施、及び調査に基づく対策の検討を行います。

## 第4章 緊急輸送の確保

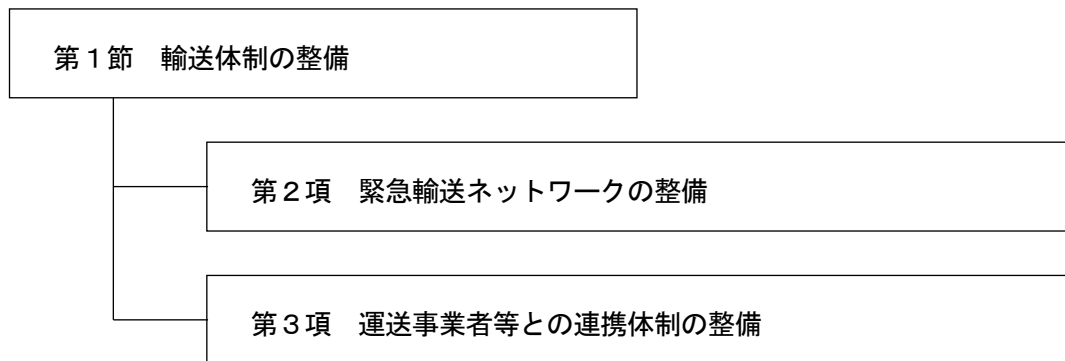
### 第1節 輸送体制の整備

**【主担当課等】**

防災安全課、建設課、水産農林課

#### 第1項 基本方針

町は、大規模災害時の陸上及び海上輸送にかかる緊急輸送ネットワークについて、被災地域や広域支援を想定した対策を検討し、県、近隣市町との連携体制や民間の運送事業者等との連携・協力体制を整備します。



#### 第2項 緊急輸送ネットワークの整備

町は、緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾・漁港等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を促進し、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知を図ります。

##### 1 陸上輸送対策

###### (1) 緊急輸送道路の指定

町は、緊急輸送道路の指定については、防災拠点や避難所の整備・指定状況、物資等集積拠点の整備・指定状況、県の緊急輸送道路の指定状況等を踏まえ、指定について見直します。

###### (2) 緊急輸送道路機能の確保

町及び道路管理者は、あらかじめ道路啓開等に関する計画を策定し、道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保を図るとともに、発災後交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図ります。

##### 2 航空輸送対策

###### (1) 臨時ヘリポートの確保

臨時ヘリポート候補地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等に対し周知を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するなど臨時ヘリポートの確保に努めます。

###### (2) 孤立地区内及び周辺でのヘリコプター適地の選定

町は、災害により道路の遮断等により輸送が困難となる地区への緊急輸送を確保するため、孤立地区内又は周辺でヘリコプター適地をあらかじめ選定し、整備します。

### 3 海上輸送対策

(1) 災害発生後の緊急輸送を確保するため、耐震強化岸壁を有する防災機能を兼ね備えた港湾（吉津港）・漁港（奈屋浦漁港）を防災拠点港に位置づけ、必要な施設の改善を推進し、緊急時の輸送地として活用します。

☞ 第2部第5章第7節第2項3「緊急時の輸送地としての港湾・漁港の活用」（2-40ページ）参照

(2) 漁港の管理者は、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保等支援体制の整備を図ります。

### 第3項 運送事業者等との連携体制の整備

#### 1 運送事業者との連携体制の整備

町は、あらかじめ三重県トラック協会を始めとする運送事業者等との緊急輸送にかかる協定の締結を図るとともに、運送事業者等の物流施設及びノウハウを活用し、優先順位を含めた適切な緊急輸送の実施方針を協議するなど、連携体制を整備します。

#### 2 燃料供給体制の整備

町は、必要不可欠な石油等の燃料の供給拠点の整備や各地のガソリンスタンド等の供給体制を促進するとともに、非常用発電装置の設置を働きかけます。

また、各地域における二次避難所となる学校や医療施設、ライフライン等の重要施設への供給体制を石油事業者団体等と協議するなど、緊急時の供給体制を整備します。

## 第5章 防災体制の整備・強化

### 第1節 災害対策機能の整備及び確保

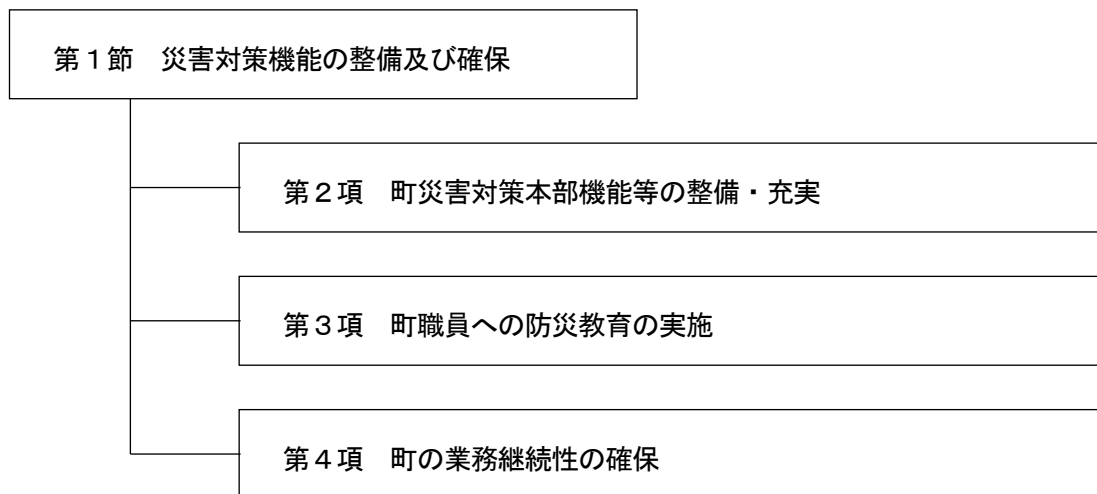
**【主担当課等】**

防災安全課 総務課、管財契約課

#### 第1項 基本方針

近年の大型台風等の異常気象の頻繁な発生を踏まえ、災害対策活動の中核となる町災害対策本部の施設・設備について、点検・整備を図るとともに、各種施設・設備の充実を進めます

また、町の業務継続性の確保として業務継続計画（BCP）の策定を進めます。



#### 第2項 町災害対策本部機能等の整備・充実

町は、災害対策活動に支障をきたすことがないように、町災害対策本部施設の機能強化を図ります。

##### 1 町災害対策本部施設の整備

###### (1) 町災害対策本部施設の整備

町は、発災時、迅速に町災害対策本部を設置できるよう、必要な施設・設備の整備を推進します。

###### (2) 町災害対策本部設備の整備

町は、町災害対策本部の設置に必要な施設・設備の点検を行うとともに、自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話の確保などの対策を進めます。

##### 2 物資・機材の備蓄

###### (1) 町災害対策本部

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、町災害対策本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要な量の備蓄に努めます。

###### (2) 地区本部及び各区現地災害対策支部

町災害対策本部以外も、地区本部及び実際の災害発生現場に近い施設を現地災害対策支部として活用するなど、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制の整備を推進します。

### 3 職員参集体制の整備

災害発生時の迅速な初動体制を確保するため、災害対策要員への非常呼び出しシステムの整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進します。

### 4 災害発生時の対策

勤務時間外に災害が発生し、又は台風接近時等の長時間にわたる監視等が見込まれる際の初動対策要員の確保等の対策を検討し、職員災害行動マニュアルへの反映等による対策を進めます。

## 第3項 町職員への防災教育の実施

### 1 町職員への防災教育の実施

町職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、町は、職員研修等を利用して、災害防災教育の徹底を図るものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとし、

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の職員災害行動マニュアルの周知徹底を図るとともに、防災知識の向上と防災関連資格の取得等より、地域における防災リーダーとして活動に努めるものとし、

- (1) 気象情報（警報、特別警報、台風、局地的大雨・竜巻等）に関する知識
- (2) 土砂災害（土砂災害警戒区域等）に関する知識
- (3) 災害発生時に適切な防災行動がとれる知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 災害予防・減災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 職員が各家庭において実施すべき風水害等対策

### 2 町職員の防災対策の推進

町職員は、町民に求める自助の取り組みを率先して実行するものとし、災害時における職員自身及び家族の安全を確保するとともに、速やかに町の災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底します。

## 第4項 町の業務継続性の確保

### 1 災害応急対策の実施上重要な施設の対策

町災害対策本部又はその支部が置かれる庁舎並びに災害応急対策の実施上重要な施設等の管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて、職員の防災意識の向上を図り、出火防止、初期消火、避難等災害時における的確な行動力を養い、防災体制の整備を図るものとし、

また、非常用電源、通信手段、必要な資機材及び緊急車両等を確保します。

### 2 業務継続性の確保

町は、災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、これらの業務に必要な人員や資機材等を明らかにした業務継続計画（BCP）に基づき、業務継続性を確保します。

第2節 消防・救助体制の強化

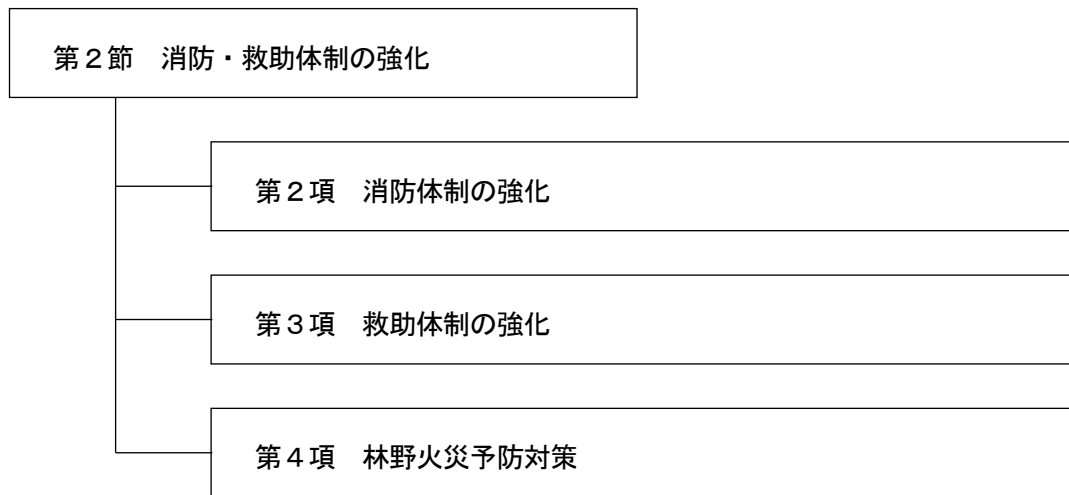
【主担当課等】

防災安全課、(消防本部)

第1項 基本方針

町及び防災関係機関は、災害時における出火防止、初期消火、火災の延焼防止のための火災予防対策を推進し、その徹底を図ります。

また、本町は少ない平坦部に宅地を求めた住宅密集地が多いことから、拡大による大規模火災となるおそれが高いため、火災の大規模化、複雑化を想定した消防・救助体制を強化し、各種火災の発生を未然に防止します。



第2項 消防体制の強化

1 火災予防の推進

(1) 火災予防運動の実施

県と一体となり、関係機関及び各種団体の協力のもと、春秋2回の火災予防運動を実施します。

(2) 火災予防に関する規制の普及徹底

町は、消防機関と連携し、住民に対し火災予防に関する規制の普及徹底を図ります。

また、改正消防法が公布され、平成18年6月から随時すべての住宅に火災報知器の設置が義務付けられたため、所有者等に対する周知、指導等の徹底を図ります。

(3) 初期消火体制の整備・強化

ア 一般家庭に対する出火防止の指導

町は、一般家庭内における出火を防止するため、消防団等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努めます。

イ 住民、企業・事業所の初期消火体制の整備

町は、区・事業所等の単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努めます。

ウ 事業所に対する出火防止の指導

町は、消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底について指導します。

(4) 町施設の火災予防対策

ア 特定防火対象物

町の施設で特定防火対象物及び防火対象物には、防火管理者を置くことを徹底します。また、消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用等の管理について徹底します。

#### イ 危険物施設

町の施設で消防法に規制を受ける危険物の取扱い作業従事者の資質向上を図るため、保安講習を受講させるとともに、施設の管理者は、職員に対する保安教育を徹底します。

#### ウ 小中学校・園施設

毎年、消防用設備保守管理業務の委託を行い、不良箇所の修繕を行います。

また、国の文教施設整備計画等に基づき、建築物を逐次不燃化構造への改築を図ります。

#### (5) 文化財の災害防止対策

文化財の所有者及び管理者、管理団体に対し、保存管理に万全を期するよう指導、助言します。

#### (6) トンネル火災予防対策

町は、県及び防災関係機関と連携し、トンネル火災に対して、連絡通報の確立、トンネル内の消防設備の強化、人命救助の方法、他の車両の避難誘導及び防火訓練の実施等について計画の策定を図ります。

## 2 消防力の強化

### (1) 消防組織の整備充実

町及び消防本部は、消防組織の充実強化を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、消防団員の高齢化に対応するため青年や女性層の積極的な参加を求め、人員確保に努め、育成教育、装備の充実を推進し、消防団の活性化を図ります。

☞ 資料7-1 「南伊勢町消防団の体制」参照

### (2) 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防自動車、消防用機械器具、消防水利及び火災通報装置等の充実を図ります。

また、災害に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に有効な消防用施設の整備を推進します。

### (3) 水利の多元化の推進

災害時において、消防の用に供することを目的とする貯水槽等の貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進します

### (4) 消防団の教育訓練の充実

消防団員の資質と能力の向上を図るため、各種訓練及び研修を計画的に実施します。

## 第3項 救助体制の強化

### 1 救急・救助体制の強化

(1) 町及び消防本部は、住民等に応急手当の普及啓発を図るとともに、消防団及び町職員の救急・救助訓練を実施して、救急・救助体制の強化を図ります。

(2) 町及び消防本部は、救助の実施にあたって、救助を求める者の存在が確認しやすいように、「サイレントタイム」を設けるなどのルールを確立し、住民等への周知に努めます。

(3) 消防本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めます。

(4) 町は、建設機械を保有する民間事業者を含め、救助・救命のための要員の確保・育成や必要資  
〔南伊勢防〕

機材の配備等の体制の充実を図ります。

## 2 大規模な災害に備えた救急・救助体制の強化

町は、近隣市町との相互応援協定の締結促進、緊急消防援助隊の充実等の広域的な応援体制を充実します。

また、救助・救命能力の向上を図るため、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊、海上保安庁の部隊、DMAT（災害派遣医療チーム）等との連絡体制を強め、近隣市町と共同訓練を実施するなど、より一層の対処能力の向上を図ります。

## 第4項 林野火災予防対策

### 1 林野火災消防計画の確立

町長は、関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の確立に努めるものとします。

林野火災消防計画には、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況及び林内作業の状況等を調査検討のうえ、次の事項について計画します。

- (1) 特別警戒実施計画
  - ア 特別警戒区域
  - イ 特別警戒時期
  - ウ 特別警戒実施要領
- (2) 消防計画
  - ア 消防分担区域
  - イ 出動計画
  - ウ 防護鎮圧計画
- (3) 資器材整備計画
- (4) 啓発運動の推進計画
- (5) 防災訓練の実施計画

### 2 林野所有（管理）者への指導

町は、森林火災予防のため、森林所有（管理）者に対して、次の事項について指導します。

- (1) 防火線、防火樹帯の設置及び造林地に防火樹の導入
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 事業地の防火措置の明確化
- (4) 火入れにあたっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡体制の確立
- (5) 火災多発期（12月～3月）における見巡りの強化
- (6) 林野火災対策用資機材の整備

### 3 監視体制の確立

町は県と連携し、林野火災防止のため、林業関係者等による火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努めます。特に火災警報発令時においては、町及び林野の所有（管理）者は、火の使用制限を徹底するなどの対策を推進します。

#### 4 防災思想の普及

関係機関の協力を得て、一般住民に対し、「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防災思想の普及啓発を図ります。

なお、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、「火気取り扱い注意の掲示」、「キャンプ地等の指定炊はん場所の設置」等の措置を講じます。

### 第3節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

【主担当課等】

防災安全課、水産農林課

#### 第1項 基本方針

町は、どの時間帯に災害が発生しても、町災害対策本部等が必要な情報収集と伝達ができる体制整備を進めるとともに、住民等が災害から迅速に避難できるよう、多様な伝達手段の確保に努めます。

また、孤立可能性のある地区の情報収集・伝達体制の整備を進めます。

### 第3節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

#### 第2項 情報収集・伝達体制の整備

#### 第2項 情報収集・伝達体制の整備

##### 1 情報収集・伝達体制の整備

町は、迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備と運用の充実を図ります。

##### (1) 県の防災情報システムを活用

県等の防災情報システムを活用し、情報の共有と住民等への伝達体制を整備します。

##### (2) 避難行動要支援者や孤立地区に配慮した多様な手段の整備

地域防災力向上支援事業（H23年度～）等を活用し、外部との連絡を行う「衛星携帯電話」と当該携帯電話のバッテリーを充電する「非常用発電機等」の設置を進めるなど、避難行動要支援者・要配慮者や孤立地区の被害者、帰宅困難者等に配慮した多様な手段の整備を進めます。

また、太陽光発電、風力発電等の地区内で供給可能な電源の確保についても検討し、整備を図ります。

##### (3) 防災行政無線の充実整備等

町防災行政無線（戸別受信機を含む。）保守点検及び操作の徹底、設備等の計画性を持った更新等適切な管理に努めます。

##### (4) 被災者安否情報提供窓口の設置

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制の検討と推進を図ります。

##### (5) 新たな情報収集・情報伝達の整備

避難に関する情報を、対象となる全ての人に迅速かつ的確に提供する手段のあり方について検

討します。

## 2 沿岸部における情報収集・伝達体制の整備

町と防災関係機関は、沿岸部漁業従事者の情報収集・伝達体制を整備するとともに、海岸付近の観光客等への情報伝達体制を確立するよう努めます。

## 3 通信等の情報インフラの機能の確保

通信等の情報インフラの機能を確保することは、ライフラインと同様に、応急対策活動を効果的に進める上で重要であることから、町は、県、防災関係機関及び電気通信事業者と連携し、情報通信ネットワークの多重化や衛星の活用を図るとともに、非常用発電設備の整備等を促進します。

また、個人、企業等保有する独自の通信ネットワーク、アマチュア無線、インターネットの活用に努めるとともに、携帯電話の packet 通信、地上デジタル放送、ワンセグの活用や、衛星携帯電話の普及等により災害時の情報の共有化を進めます。

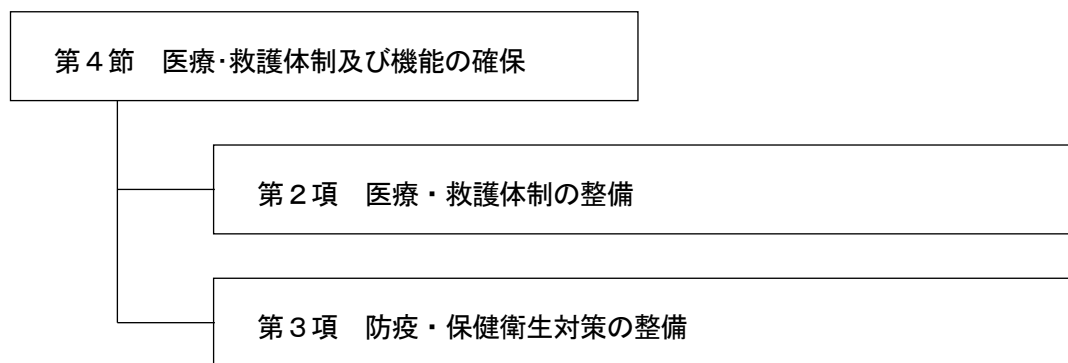
## 第4節 医療・救護体制及び機能の確保

### 【主担当課等】

子育て・福祉課、税務住民課、環境生活課、町立南伊勢病院

### 第1項 基本方針

大規模災害時には医療救護需要が極めて多量、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、応急医療体制の整備が極めて重要となります。町は、医療機関、医療関係団体、消防本部、警察、保健所等と連携し、初期医療体制、後方医療体制、医薬品等の確保及び広域的救護活動の調整を円滑に提供する体制整備を進めます。



### 第2項 医療・救護体制の整備

#### 1 災害医療ネットワークの整備

町は、医療機関、医療関係団体、消防本部、警察、保健所等と連携した地域災害医療対策会議において、大規模災害に対応できる災害医療ネットワークづくりを進めます。

#### 2 救護体制の整備

##### (1) 救護所設置候補地の事前指定

町は、旧宿田曾園、南勢中学校、分散庁舎、南島中学校、おひさま保育園を救護所設置候補地として、選定・指定し、住民等への周知を図ります。

〔南伊勢防〕

また、町内の医療機関（資料8-1）の活用についても検討します。

☞ 資料8-1 「町内の医療機関」参照

#### (2) 医療救護班の編成・派遣

町は、町立南伊勢病院及び伊勢地区医師会等と協議し、医療救護班の編成・派遣について計画を定めます。

#### (3) 自主救護体制の確立

町は、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班の活動支援などの自主救護体制を確立します。

#### (4) 救命講習への参加

町職員及び住民等は、消防署等が開催する救命講習に積極的に参加し、応急手当に関する知識・技術の習得に努めます。

### 3 広域医療体制等の整備

#### (1) 広域的な連絡体制の強化

町は、災害時に同時多数の人命救助・医療救護を可能とするため、平素から近隣及び広域の医療機関との連絡体制を強化します。

なお、本町周辺の救急告示医療機関は、資料8-2のとおりです。

☞ 資料8-2 「近隣の主な医療機関」参照

#### (2) 救急搬送体制

町は、重傷者や、被災地域内の入院患者、医療施設の被災状況等の災害医療情報をEMIS（広域災害救急医療情報システム）による共有化を図り、災害時の救急搬送について消防機関等との連携を進めます。

### 4 医薬品等の確保

災害時における医薬品等確保について、町内の薬局等と必要に応じて協議し、協力体制を確立します。

### 5 医療機能の確保

#### (1) 町立南伊勢病院等の医療機能の確保

町は、町立南伊勢病院等の医療施設の整備等による防災対策を計画的に促進します。

ア 停電時でも利用可能となるよう自家発電設備等の整備を促進します。

イ 衛星電話の設置、井戸水設備、ヘリポートの整備等を促進します。

ウ 医薬品及び飲料水・食料・燃料の備蓄を促進します。

エ 水の優先的な供給等、ライフラインの確保について協定を締結するなどの取り組みを進めます。

#### (2) 医師会等との協議

町は、災害時の体制について医師会等と十分協議しておくほか、平常時から救護班の編成など災害時の対応について、町内の医師等との協議を進めます。

#### (3) 空からのアプローチによる医療機能の確保

町は、道路の閉鎖等による陸上からの救急医療搬送を補完するため、ヘリポート等を用いた空からのアプローチによる搬送を検討します。

#### (4) 海からのアプローチによる医療機能の確保

〔南伊勢防〕

町は、道路の閉鎖等による陸上からの救急医療搬送を補完するため、漁港等を用いた海からのアプローチによる搬送を検討します。

## 6 住民等への災害時医療・救護体制等の周知

町は、災害時の救護所等の設置場所や災害拠点病院等の診療方針などについて、訓練などを通じてあらかじめ住民に周知を図ります。

また、慢性疾患患者等に対し、必要な薬等については、数日分を確保しておくよう促します。

## 第3項 防疫・保健衛生対策の整備

### 1 薬剤及び器具の備蓄

町は、医療機関、薬局、医療関係団体、保健所等と連携し、平常時から被災地域の衛生環境維持に必要な薬剤及び器具の備蓄を促進します。

また、町においても常時備蓄に努めるものとします

### 2 調達体制の整備

町は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具などについて、緊急時には速やかに調達できるように、調達可能業者とあらかじめ協定を結んでおくなど調達体制を整備します。

## 第5節 応援・受援体制の整備

【主担当課等】

総務課、防災安全課

### 第1項 基本方針

町は、大規模災害時等に迅速に応急対応を行えるよう、他市町や防災関係機関並びに各種事業者（民間企業）、団体と応援協定の締結を促進し、広域的な協力体制を整備するとともに、応援が円滑に受けられるよう、受援体制の整備を図ります。

第5節 応援・受援体制の整備

第2項 応援・受援体制の整備

## 第2項 応援・受援体制の整備

### 1 災害時の相互応援協定等の推進

町は、大規模災害時等に迅速に応急対応を行えるよう、県内外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県内外市町村との応援・受援体制の整備を図ります。

また、各種事業者（民間企業）、団体等と協定締結を推進します。

なお、町が締結している協定等は資料4-6のとおりです。

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

### 2 応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

〔南伊勢防〕

町は、三重県市町災害時応援協定に基づき、また、「三重県市町受援計画策定手引書」を参考に、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施・協力を努めます。

なお、県外との応援・受援についても同様とします。

### 3 防災関係機関の受援体制の整備

町は、国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討し、実施します。

## 第6節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

### 【主担当課等】

防災安全課、環境生活課、子育て・福祉課、水産農林課、建設課、上下水道課

### 第1項 基本方針

町は、災害の予防及び応急対策に必要な資機材を有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるようにするため、計画的に整備するとともにこれら資機材を定期的に点検します。

また町は、地域や家庭・事業所等における飲料水、食料及び生活必需品等の個人備蓄を広報するとともに、避難所や孤立地区における災害時用物資等の備蓄の促進を図ります。

## 第6節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

### 第2項 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

## 第2項 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

### 1 町備蓄資材・機材等の整備

町は、公的備蓄が必要な物資等については、必要な物資等の種類及び数量を把握し、計画的に備蓄します。

#### (1) 保管・管理体制

##### ア 点検責任者と点検時期

備蓄資機材	点検責任者	点検時期
水防資機材	防災安全課長 建設課長	4月、7月、10月、1月の各 上旬
主食	防災安全課長	
防災行政無線及び自家発電装置	防災安全課長	
災害応急対策等に必要な土木資材	建設課長 水産農林課長	
災害応急対策等に必要な給水用資材	上下水道課長	

備蓄資機材	点検責任者	点検時期
救助法による医療、生活必需品	子育て・福祉課長	
救急用医薬品	子育て・福祉課長	
防疫用器材	環境生活課長 子育て・福祉課長	
給水用機材	上下水道課長	
林野火災対策用資機材	防災安全課長	

#### イ 点検計画

責任者は、それぞれ点検計画を作成し、定期的に点検を実施するとともに、必要に応じて随時点検を行い、災害発生時にその機能を十分発揮できるよう整備充実に努めます。

#### (2) 備蓄資機材現況報告

点検責任者は、点検の都度資機材の現況を翌月 10 日までに防災安全課長に報告します。

### 2 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の整備

町は、防災関係機関、区（自主防災組織等）の協力を得て、防災用資機材、飲食料・医薬品等が災害時に有効に利用できるよう、平常時から資機材等の備蓄状況に関する情報の整理・更新を適切に実施するなど、災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の整備を図ります。

### 3 避難所、孤立地区における災害時用物資等の備蓄

(1) 町は、区（自主防災組織等）の協力を得て、避難所等における災害時用物資（食料等を含む）の備蓄を推進します。

(2) 町は、災害時の孤立が想定される地域において、住民等に災害時用物資等（食料等を含む）の個人備蓄を働きかけます。

### 4 災害時に活用する物資拠点施設の建築推進

町は、災害時に防災関係機関から提供される災害用物資等や災害時に必要な食料や生活必需品を効率よく仕分けし搬送等する施設として、災害時に活用する物資拠点施設（伊勢路地内）及び燃料補給施設の建設を推進します。

### 5 緊急支援物資の確保

#### (1) 災害対策物資等の調達等にかかる協力関係の整備

町は、災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との災害対策物資等の供給協定の締結を促進し、物資等の調達や荷役・仕分け、搬送等にかかる協力体制を整備して災害時の物資等調達態勢を強化します。

また、平時から必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等との連絡体制を整備するとともに、災害時の複数の物資等調達ルートの見直しや、町が実施する防災訓練等への参加を促します。

#### (2) 緊急支援物資が到着するまでの対策

町は、集団避難の完了あるいは道路の復旧などにより孤立状態が解消するまでの間に必要となる飲料水・食料・生活物資等を確保する体制整備に努めます。

[南伊勢防]

また、地区住民等は食料品等を相互に融通しあい、救援物資が到着するまでの間、炊き出し等を行い、できる限り地区内で自活することを考慮した対策を促進します。

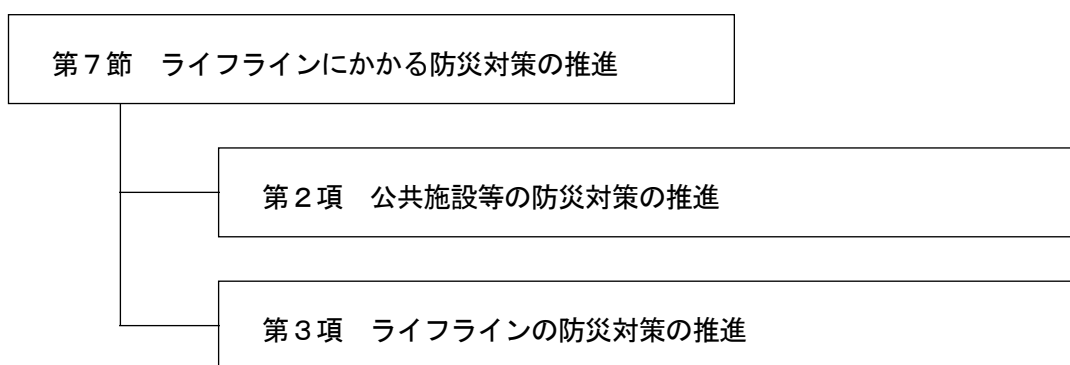
## 第7節 ライフラインにかかる防災対策の推進

### 【主担当課等】

防災安全課、環境生活課、水産農林課、建設課、上下水道課

### 第1項 基本方針

道路、海岸、河川、港湾・漁港、電気、上下水道等の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、県及び防災関係機関と連携し、災害時に強い公共施設（安全性、代替性、多重化等）としての整備を図ります。



### 第2項 公共施設等の防災対策の推進

#### 1 道路

##### (1) 町道

町道については、危険頻度及び区間重要度等を総合的に判断し、特に緊急度の高いものから、災害防除事業に努めるほか、道路パトロール、維持修繕等により、交通の円滑化を図るものとします。

##### (2) 国道、県道等の広域幹線道路

国道、県道等の広域幹線道路は、国・県等に要望し、防災対策の推進を図ります。

##### (3) 緊急輸送の確保

町は、県及び関係機関と連携し、幹線的な道路と防災拠点を相互に連絡する道路、防災拠点を相互に連絡する道路等、優先度の高い箇所から順次改良を進め、橋梁についても老朽橋の架替を推進し、さらに緊急輸送を確保するため必要な整備を推進します。

#### 2 海岸保全施設及び河川

##### (1) 海岸保全施設

町は、地盤の変動・海浜の浸食を受けた海岸保全施設の改善と老朽化対策など、高潮波浪対策による海岸保全施設の安全性の確保について、施設管理者に要望し、海岸保全施設等の整備促進に努めます。

## (2) 河川

町内の河川の状況を踏まえ、国、県の河川改修事業、災害復旧事業の導入を図り、かつ、上流部の荒廃発生源対策等を考慮しながら、総合的な河川対策の推進を河川管理者に要望し、河川堤防の被害を最小限にとどめる対策に努めます。

## 3 緊急時の輸送地としての港湾・漁港の活用

陸上のアクセスが脆弱な地域や孤立地区への災害発生後の緊急輸送を確保するため、適切な漁港・港湾を防災拠点港に位置づけ、災害時に必要な港湾施設および漁港施設の改善・整備を推進し、海上輸送体制の確立を図ります。

## 4 町が管理する公共施設

利用者・入所者の生命、身体を守るための安全確保について万全の対策を行います。

## (1) 施設単位で防災組織を確立します。

## (2) 災害対策マニュアルを整備し、管理上の措置はおおむね次の事項を定めます。

ア 警報・注意報、土砂災害警戒情報等各種情報等の利用者等への伝達（施設が危険個所にある場合や、災害による危険を感じたときは、警報・注意報発表前でも利用者・入所者に情報を伝達します。）

イ 利用者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の災害（浸水等）防止措置

エ 火気点検者の選定及び出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク 避難行動要支援者となりうる保育園児等の優先救出措置

ケ 社会福祉施設における重度障害者、高齢者等移動することが不可能、又は困難な者への安全の確保に必要な措置

## (3) 町及び防災関係機関等との連絡網を確立します。

## (4) 学校、社会福祉施設等の管理者は、町が行う避難場所等の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとします。

## 第3項 ライフラインの防災対策の推進

## 1 上水道

災害による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の安全性の強化、施設管理図書の整備、応急給水・応急復旧体制の整備等を図り、かつ、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止します。

## (1) 安全性の強化

水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な安全設計及び安全施工を行います。

## (2) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、施設管理用図書の保管、整備を図ります。

### (3) 応急給水・復旧のための体制整備

町は、水道施設の破壊に備え、水道施設の点検整備を行うとともに、給水用資機材及び応急復旧用資機材及び人員の配備等の応急給水体制を確立しておくものとします。

### (4) 非常時の協力体制

ア 関係職員は、「三重県水道災害広域応援協定（H9.10.21 締結）」、「東海四県水道災害相互応援に関する覚書（H7.12.1締結）」等に基づき、その内容について習熟に努め、資機材等に関する情報共有を行います。

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

イ 施設の点検・応急復旧のための要員を確保するため、県及び近隣の市町との協力応援体制を確立します。

### (5) 浸水対策の実施

県が作成する河川の浸水想定区域図や町が作成する洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討します。

## 2 下水道

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の対策を実施します。

### (1) 安全性の強化

下水道施設の施工にあたっては十分な安全性を有するように努めるとともに、自家発電装置など災害に強い下水道の整備を図ります。

### (2) 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な応急復旧活動を行うため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書を整備・保存（保管）します。

### (3) 下水排除の制限

町は、平素から、下水処理施設又は管渠の損壊等により処理不能となった場合の下水排除制限の実施体制について検討します。

### (4) 下水の仮排水及びし尿の応急処理体制の整備

町は、管渠の損壊等による下水の滞留に備えポンプ・高圧洗浄機等の確保及び仮設トイレの設置について体制を整えます。

### (5) 非常時の協力体制

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、県及び他の市町との協力応援体制を整備します。

### (6) 浸水対策の実施

県が作成する河川の浸水想定区域図や町が作成する洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討します。

## 3 ライフライン関係機関との連絡体制の確立

電力・ガス・電話等のライフライン関係機関との連絡体制を整備し、相互の連絡窓口、連絡方法等の連絡体制を確立します。

また、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、連携体制を協議し、長期停電等への対策を講じます。

## 第8節 防災訓練の実施

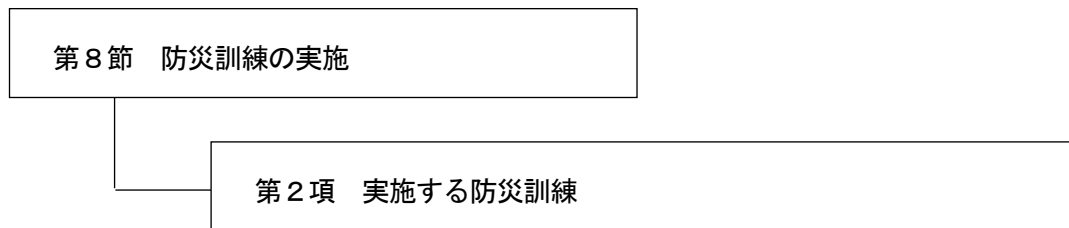
【主担当課等】

防災安全課

### 第1項 基本方針

災害に備え、町は、少なくとも年1回以上防災訓練を実施し、町と防災関係機関との連携を深めるとともに、地域住民等の防災思想の普及を図ります。

また、災害による被害を防止するため、迅速かつ的確な避難行動等が行えるよう自主防災組織等の関係機関を含めた自然災害を想定した防災訓練の実施を推進します。



### 第2項 実施する防災訓練

#### 1 多様な防災訓練の実施

町の各地域の特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証します。訓練を実施するにあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の訓練への参画に努めるとともにこれら参加者に十分配慮します。

##### (1) 訓練の種類

##### ア 基礎訓練

- (ア) 通信連絡訓練
- (イ) 非常招集訓練
- (ウ) 避難訓練
- (エ) 救助訓練
- (オ) 水防訓練
- (カ) 消防訓練
- (キ) その他必要な訓練

##### イ 総合防災訓練

アの基礎訓練を組み合わせ、各機関が連携して同一規定のもとに、有機的、総合的な訓練を実施し、防災体制の強化に努めます。

##### (2) 訓練の方法

##### ア 図上訓練

図上訓練は、地図等を使用して災害時における各機関の防災体制等を検証するため演習を行うもので、その訓練実施項目はおおむね次のとおりとする。

- (ア) 災害応急対策に従事し又は協力する者の動員及び配置計画
- (イ) 災害応急対策用資機材及び救助物資等の調達並びに緊急輸送対策
- (ウ) 住民の避難対策

## イ 実地訓練

災害想定に即応した応急対策が円滑的確に発揮できるよう、防災技術の錬磨を図るためのものであり、訓練課題には次のものが考えられます。

- (ア) 注意報、警報等の伝達通信訓練（非常通信訓練）
- (イ) 災害防御訓練
  - a 消防訓練
  - b 水防訓練
- (ロ) 避難訓練
- (ハ) 救急救助訓練
- (ニ) 災害応急復旧訓練
  - a 道路の交通確保訓練
  - b 復旧用資機材、救助物資の調達及び輸送訓練
  - c 堤防の応急修復訓練
  - d 電力、通信及び水道等ライフラインの応急修復訓練
- (ホ) 防疫及び清掃等の訓練
- (ヘ) 災害広報の訓練
- (コ) その他災害予防及び災害応急対策に必要な訓練

## 2 防災関係機関との連携

- (1) 町が主催する防災訓練に消防本部、警察署等関係機関の参加・協力を得ます。
- (2) 町は、関係機関が実施する広域的な防災訓練に積極的に参加します。

## 3 地域住民等の防災訓練への参加

- (1) 毎年、全住民を対象とした防災訓練を町、各区、各自主防災組織の主催により実施します。
- (2) 町が行う防災訓練に参加した住民に負傷者等が発生した場合の救済措置として、防火防災訓練災害補償等共済制度に加入しておくものとします。

## 4 防災訓練の検証

訓練終了後、検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を行います。

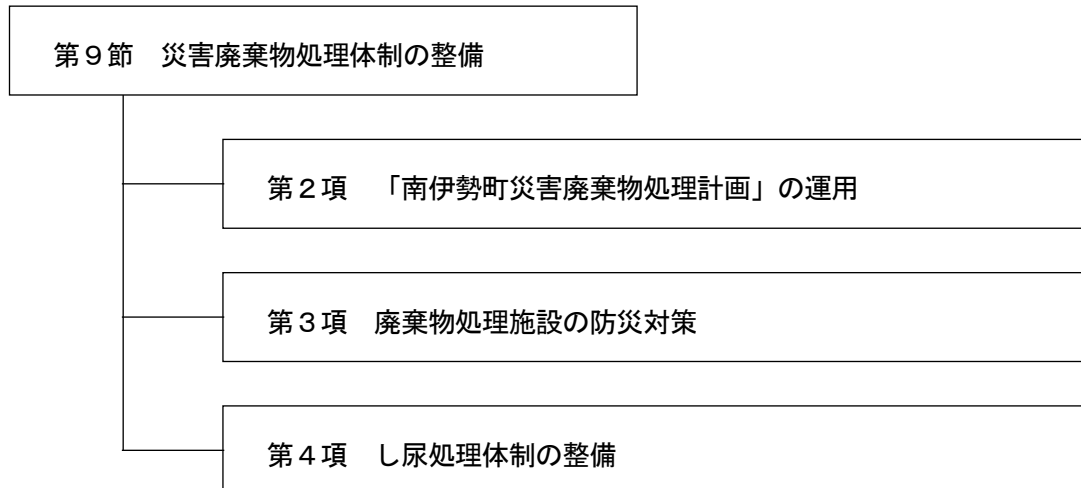
## 第9節 災害廃棄物処理体制の整備

### 【主担当課等】

環境生活課、クリーンセンター、上下水道課、防災安全課

### 第1項 基本方針

大規模災害時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき等）が大量に発生することが想定されます。町は、広域的な大規模災害を想定した「南伊勢町災害廃棄物処理計画」により、ゴミ及びし尿の処理体制を整備します。



## 第2項 「南伊勢町災害廃棄物処理計画」の運用

### 1 南伊勢町災害廃棄物処理計画の運用

災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期復旧に資するため、町は、広域的な大規模災害を想定した「南伊勢町災害廃棄物処理計画」を策定します。

なお、当該計画には、発災直後の初動体制、仮置き場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について明記します。

### 2 三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく体制整備

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための相互の応援活動について、県と町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、県内9ブロックに分けられたブロック長を通して県と必要な調整を行います。また、町は、広域的な協力体制の整備に努めます。

## 第3項 廃棄物処理施設の防災対策

### 1 廃棄物処理施設の安全化と管理体制の整備

- (1) 町は、廃棄物処理施設の安全化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備、断水時の対策等を行います。
- (2) 災害に備えて、必要な資機材の備蓄を確保します。
- (3) 被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定めます。

### 2 応援体制の整備

- (1) 町は、災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県からの応援体制の整備を推進します。
- (2) 民間の廃棄物処理業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を推進します。
- (3) 平常時から、災害ボランティアとの協力体制の整備に努めます。

### 3 仮置き場候補地の選定

〔南伊勢防〕

- (1) 町は、「南伊勢町災害廃棄物処理計画」により選定した仮置き場以外にも利用可能な空地进行リスト化し、随時、情報を更新すること等により、仮置き場の候補となる場所、必要な箇所数を検討しておきます。
- (2) 町は、災害廃棄物等を被災地域外に運搬・処理する場合も想定し、道路及び港湾・漁港等を活用した輸送体制を検討しておきます。

#### 4 環境保護面についての配慮

町は、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体と協力し、災害廃棄物等の分別、中間処理、最終処分について検討を行い、リサイクル対策やアスベストの飛散防止、ダイオキシンの発生防止等の環境保護面についての検討と対策に努めます。

### 第4項 し尿処理体制の整備

#### 1 し尿処理計画の策定

- (1) 町は、被害想定を基に状況に応じたし尿処理量を推定し、対策を検討します。
- (2) 被害状況に応じて、便槽等が使用不能になった地域に対し、し尿処理業者の協力を得ながら、応急的に部分汲み取りを実施する指針及び作業計画を策定します。

#### 2 仮設トイレ等の配備対策の推進

- (1) 町は、被害想定を基に状況に応じた仮設トイレの配備、ポータブルトイレの備蓄、下水道を利用したマンホールトイレの配備等の多様な対策を進めます。
- (2) 避難行動要支援者・要配慮者に配慮した対策を進めます。
- (3) 県、近隣の市町、民間のし尿処理関連業者及び仮設トイレを扱う民間のリース業者等に対して災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進めます。
- (4) 自主防災組織等の協力を得、住民等設置する仮設トイレの普及に努めます。

## 第6章 特定自然災害への備え

### 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策

【主担当課等】

防災安全課、建設課

#### 第1項 基本方針

近年の局地的な大雨の頻発に対して、町内中小河川のはん濫等による住家被害、土石流災害などに対する対策を強化します。

また、竜巻が発生しやすい気象条件となった場合の対策を進めます。

#### 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策

#### 第2項 局地的大雨・竜巻等に対する対策

#### 第3項 局地的大雨・竜巻等に対する住民の防災力向上

#### 第2項 局地的大雨・竜巻等に対する対策

台風や前線を伴う大雨等の風水害とともに、局地的大雨に対する対策を推進します。

##### 1 情報収集・伝達体制の整備

局地的大雨・竜巻に対する情報収集・伝達体制の整備を推進します。

☞ 第2部第5章第3節「情報収集・情報伝達機能の整備及び確保」（2-33～34ページ）参照

##### 2 土砂災害予防対策の推進

局地的大雨に備え土砂災害警戒区域等の土砂災害予防対策を推進します。

☞ 第2部第3章第3節「土砂災害予防対策の推進」（2-21～23ページ）参照

#### 第3項 局地的大雨・竜巻等に対する住民の防災力向上

##### 1 局地的大雨・竜巻等に対する住民への周知

町は、ホームページや広報等により局地的大雨・竜巻等に対する対策等の町民への周知に努めます。

##### 2 局地的大雨・竜巻等に対する住民の予防対策

局地的大雨は、報道等で「ゲリラ豪雨」などとも呼ばれるように、極めて局地的に大雨を降らせ、かつ雨雲の発生から降雨の最大化までの時間が非常に短いため、現在の技術では事前に発生場所や時刻の特定、雨量の予測は、大変困難とされています。

このことから、局地的大雨・竜巻から身を守るためには、次のような住民自身の防災力を向上させることが危機から逃れる最大の武器となることなど、町民への周知に努めます。

- (1) 台風や集中豪雨などにより洪水、土砂災害、落雷、竜巻などに関する知識や気象情報等に日頃から注意します。
- (2) 大雨特別警報が発表された場合など、命を守るための行動や避難の対策を地域や家庭であらかじめ話し合い決めておきます。
- (3) 竜巻が発生しやすい気象条件となった場合には津地方気象台が「竜巻注意情報」を出しますので、テレビの気象情報などに留意し、雷が発生したり、風が急変したり、積乱雲が近づくなど竜巻の兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めます。

☞ 第2部第1章第1節「町民や地域の防災対策の促進」(2-1~3ページ) 参照



### 第3部 台風接近時等の減災対策

## 第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策

### 第1節 防災・減災対策のタイムライン導入について

【主担当課等】

防災安全課

#### 第1項 活動方針

台風や前線を伴う大雨は、数日前から規模や進路等が予測可能であり、この期間を有効に活用し、発災時の減災に大きく寄与することが期待されるため、この期間を有効に活用し、事前準備を実施します。

第1節 防災・減災対策のタイムライン導入について

第2項 タイムラインの導入

#### 第2項 タイムラインの導入

##### 1 町が導入を図るタイムラインの位置づけ

- (1) 町地域防災計画を補完する行動要領（マニュアル）とします。
- (2) 台風を起因とした水害や土砂移動現象を対象とします。

##### 2 タイムラインの検討と導入

- (1) 町は、台風等接近時の減災対策として実施する災害対策活動をより効率的・効果的に行うため、町及び防災関係機関が実施すべき対策を時系列で明記した行動計画表（タイムライン）の検討と導入を図ります。
- (2) タイムライン検討及び導入にあたっては、三重県版タイムラインにおける事前行動項目を踏まえつつ、防災関係機関との連携及び調整により、行動項目を定め、情報を共有します。
- (3) 連携及び調整を図り、行動計画に規定する県及び防災関係機関は以下を予定します。

ア 県 南勢志摩地域活性化局・伊勢建設事務所・伊勢農林水産事務所

イ 防災関係機関 津地方气象台、国土交通省三重河川国道事務所、伊勢警察署、志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部、鉄道・輸送事業者、電力事業者、通信事業者等、

##### 3 三重県版タイムラインの導入・運用に対する協力

町は、県が実施した三重県版タイムライン（平成30年3月策定（令和3年5月修正））の運用と検証に協力します。

## 第2章 災害対策本部機能の確保

### 第1節 準備・警戒体制の確保

【主担当課等】  
防災安全課

#### 第1項 活動方針

台風や前線を伴う大雨は、数日前から規模や進路等が予測可能であり、この期間を有効に活用し、発災時の減災に大きく寄与することが期待されるため、町は、県及び防災関係機関と協力し、台風接近時における準備体制を確保します。

第1節 準備・警戒体制の確保

第2項 台風等接近時の準備体制

#### 第2項 台風等接近時の準備体制

##### 1 準備体制の配備基準

町は、台風や台風に発達すると予想される前線が接近し、町及び周辺地域に影響を及ぼす恐れがある場合、準備体制をとります。

##### 2 招集基準と配備要員

招集基準と配備要員は、第1配備（準備体制）によります。

☞ 第4部第1章第1節「災害対策活動の実施体制の確保」（4-1～8ページ）参照

##### 3 準備体制の内容

- (1) 町は、県及び防災関係機関と協力し、台風接近時における準備体制を確保します。
- (2) 町災害対策本部を設置していない段階における準備的対応を行います。
- (3) 台風情報等の収集と伝達に努めます。

##### 4 警戒体制への移行

台風等接近にともない、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、町災害対策本部を設置し、準備体制は警戒体制に移行します。

### 第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保

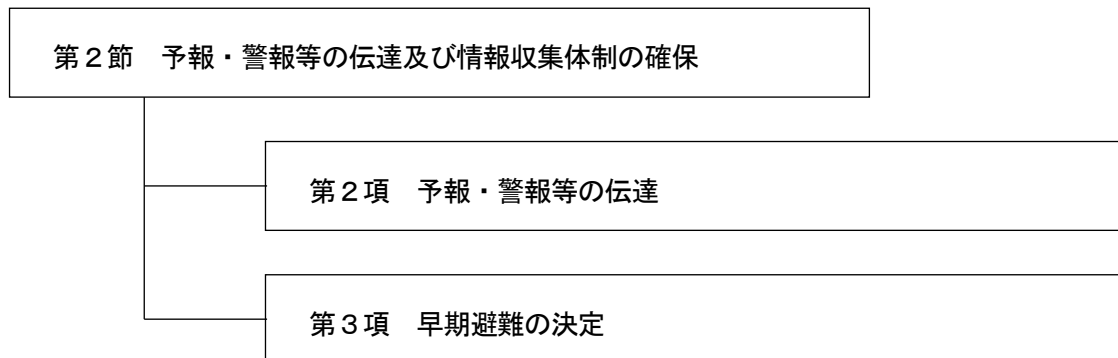
【主担当課等】  
防災安全課、高齢者支援課

#### 第1項 活動方針

町は、台風情報や警報（特別警報を含む。）及び注意報等が確実に伝達・共有されるよう多様な手段

〔南伊勢防〕

を用いて情報を伝達します。また、夜間や浸水等により、避難が困難になることが予想される地域を対象として、早期避難を実施します。



## 第2項 予報・警報等の伝達

### 1 予報・警報等の伝達

台風等が接近し、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき津地方気象台が発した予報・警報、並びに県と津地方気象台気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報を速やかに伝達します。

伝達にあたっては、第4部第1章第5節「災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」によります。

☞ 第4部第1章第5節「災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」  
(4-18~22ページ) 参照

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<b>【警戒レベル1】</b> 早期注意情報 (気象庁が発表)	○発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ○居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
<b>【警戒レベル2】</b> 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	○発表される状況：気象状況悪化 ○居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
<b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難 (町長が発令)	○発令される状況：災害のおそれあり ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<b>【警戒レベル4】</b> 避難指示	○発令される状況：災害のおそれ高い ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
(町長が発令)	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)	○発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ○居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

### 第3項 早期避難の決定

#### 1 早期避難実施の判断

##### (1) 台風等情報の監視

町は、避難指示等の発令に備えて、気象状況や予警報等の発表を防災行政無線等の防災情報システム、テレビ、ラジオ、インターネット等で監視します。

##### (2) 高潮等により広範囲で浸水するなどし、町内では避難者を避難施設収容しきれないおそれがある場合は、早期の広域避難について、県と調整の上、実施の判断を行います。

#### 2 早期避難の決定

##### (1) 避難困難地域及び避難行動要支援者等への早期避難の実施

避難指示及び高齢者等避難による判断基準に達してから避難を開始すると、夜間や浸水等により、避難が困難になることが予想される地域や避難行動要支援者を対象として、早期避難を実施します。

☞ 第4部第4章第1節第3項「避難情報の発令」（4-49～51ページ）参照

##### (2) 早期の広域避難の実施

高潮等により広範囲で浸水するなどし、町内では避難者を避難施設収容しきれないおそれがある場合は、早期の広域避難について、県と調整の上、相互応援協定等に基づき実施します。

## 第3章 避難誘導体制の確保

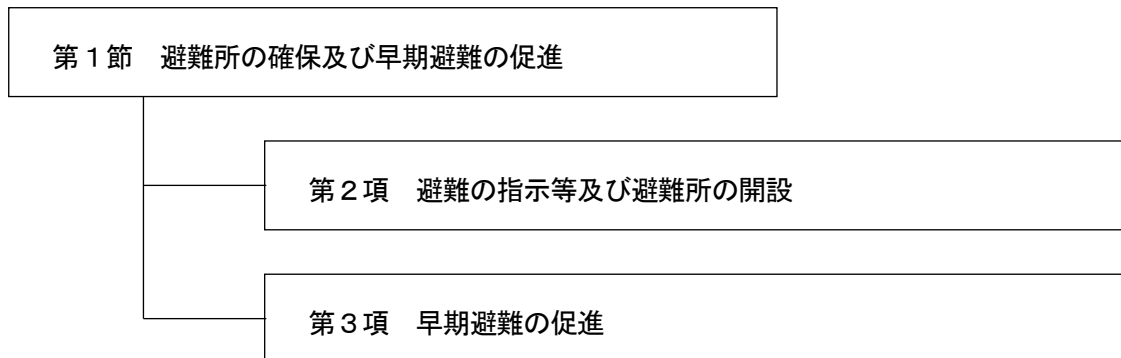
### 第1節 避難所の確保及び早期避難の促進

**【主担当課等】**

防災安全課、高齢者支援課、避難施設主管課

#### 第1項 活動方針

台風等による被害が予想される場合、町は、避難指示等を発令するとともに、早期避難を呼びかけ、迅速かつ的確な避難誘導を実施します。また、避難所を開設します。



#### 第2項 避難の指示等及び避難所の開設

##### 1 避難の指示等

町長（町災害対策本部長）は、立退きを勧告し、急を要すると認められるときは、立退きを指示します。避難指示等にあたっては、第4部第4章第1節第3項「避難情報の発令」によります。

☞ 第4部第4章第1節第3項「避難情報の発令」（4-49～51ページ）参照

#### 第3項 早期避難の促進

##### 1 早期避難の促進

(1) 町は、住民等の自主避難の判断の参考となるよう、気象予報・警報、並びに土砂災害警戒情報を速やかに伝達し、早期避難を促進します。

(2) 特に、河川氾濫や土砂災害等の危険が高まっている地域に対して、早期避難を促します。

##### 2 避難所の開設

避難所の開設にあたっては、第4部第2章第1節「避難所の運営」によります。

☞ 第4部第2章第1節「避難所の運営」（5-4～6ページ）参照

### 第2節 避難行動要支援者・要配慮者の保護

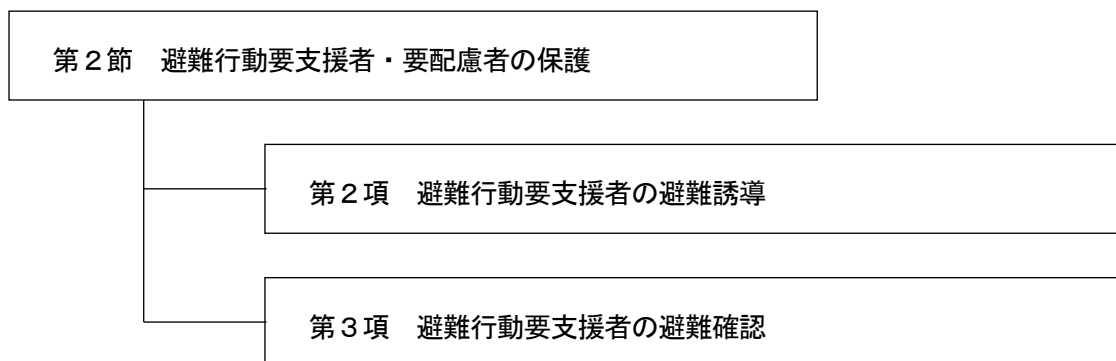
**【主担当課等】**

防災安全課、高齢者支援課

#### 第1項 活動方針

台風等接近時においては、地域ごとの「災害時行動計画」や「避難行動要支援者名簿」を活用し、地域と連携した避難行動要支援者に対する避難対策を実施し、避難行動要支援者を保護します。

〔南伊勢防〕



## 第2項 避難行動要支援者の避難誘導

台風等接近時においては、地域ごとの「災害時行動計画」や「避難行動要支援者名簿」を活用し、所在（安否）確認を行い、避難行動要支援者の避難を誘導します。

### 1 避難誘導の開始

- (1) 高齢者等避難が発せられたときは、避難行動要支援者や避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、避難行動要支援者等は、計画された避難所への避難行動を開始します。
- (2) 地域ごとの「災害時行動計画」又は「避難行動要支援者支援プラン」等で指名されている避難支援者は、避難行動要支援者の避難を支援します。
- (3) 自主防災組織、周辺住民等は、避難行動要支援者等の避難を支援します。

### 2 社会福祉施設における避難誘導

社会福祉施設の管理者は、避難指示及び高齢者等避難が発令された場合、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに施設の入所者、利用者の安全を確保し、安否の確認・所在の把握に努め、避難所への避難行動を開始します。

## 第2項 避難行動要支援者の避難確認

町（災害対策本部）は、「避難行動要支援者名簿」により避難行動要支援者の避難（安否）確認を行います。

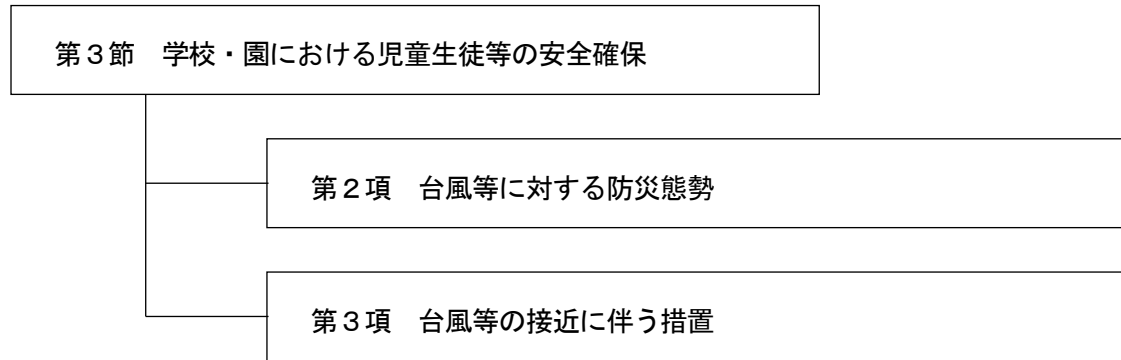
## 第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保

### 【主担当課等】

教育委員会事務局、子育て・福祉課、防災安全課

### 第1項 活動方針

町及び保育所、小中学校における責任者は、台風等の接近時の防災態勢及び避難対策を整え、児童生徒等の安全を確保します。



## 第2項 台風等に対する防災態勢

町及び小中学校における責任者は、台風等接近時における防災態勢の整備及び避難対策を実施します。実施にあたっては、第4部第4章第3節「学校・園における児童生徒等の避難対策」によります。

☞ 第4部第4章第3節「学校・園における児童生徒等の避難対策」（4-55～57ページ）参照

## 第3項 台風等の接近に伴う措置

### 1 休校（園）措置等の事前通知

町及び保育所、小中学校における責任者は、台風等が接近し、今後の進路によっては台風等による影響の出る恐れあるときは、警報の発令にともなう休校（園）措置等を事前に保護者等に通知し、周知に努めます。

### 2 登校（園）後に台風接近による警報が発表された場合

- (1) 町及び保育所、小中学校における責任者は、学校・園付近の道路・通学路の冠水状況など、危険場所等の情報の把握に努めます。
- (2) 教育等の活動を中断し、一斉に下校・降園する場合は、安全に下校（園）できることを確認した上で、実施します。

## 第4章 災害未然防止活動

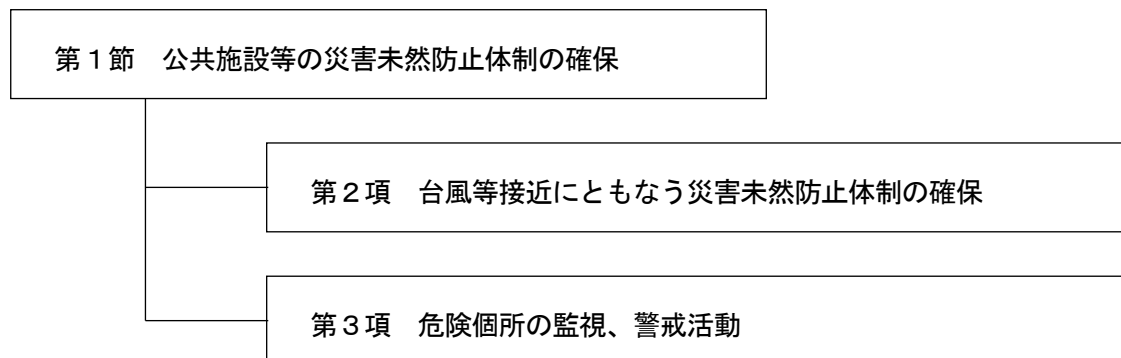
### 第1節 公共施設等の災害未然防止体制の確保

**【主担当課等】**

建設課、水産農林課、防災安全課、(消防団)

#### 第1項 活動方針

町及び公共施設等の管理者は、台風等接近にともなう災害未然防止体制の確保するとともに、危険個所の監視、警戒活動を実施します。



### 第2項 台風等接近にともなう災害未然防止体制の確保

#### 1 連絡体制の確保

町は、道路、港湾・漁港、鉄道、電気、上水道等の公共施設・ライフライン関係機関との連絡体制を確保します。

#### 2 災害発生時に必要な資機材の緊急点検等

町及び公共施設等の管理者は、災害が発生した場合において、応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の緊急点検、整備及び配備等の準備を行います。

### 第3項 危険個所の監視、警戒活動

町は、県及び河川管理者、ため池管理者、消防団等と連携し、台風情報等に十分注意し、河川や土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、ため池等の監視・巡回等の警戒活動を行います。

また、必要に応じて土のう等の防護施設を設置します。

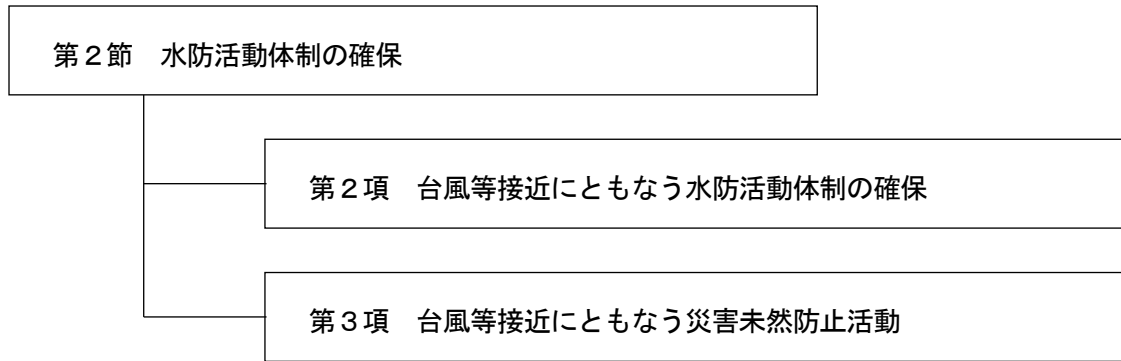
### 第2節 水防活動体制の確保

**【主担当課等】**

防災安全課、建設課、水産農林課、(消防団)

#### 第1項 活動方針

町及び防災関係機関は、台風等の接近にともなう災害未然防止活動を行います。



**第2項 台風等接近にともなう水防活動体制の確保**

第4部第2章第2節第2項「水防態勢及び動員」を準用します。

☞ 第4部第2章第2節第2項「水防態勢及び動員」（4-34ページ）参照

**第3項 台風等接近にともなう災害未然防止活動**

台風等の接近にともなう災害未然防止活動は、第4部第2章第2節第3項1「災害発生前の対策」によります。

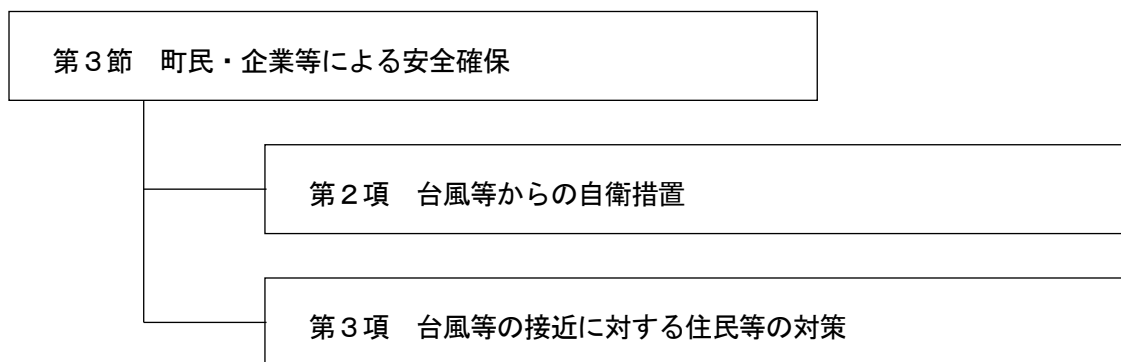
☞ 第4部第2章第2節第3項1「災害発生前の対策」（4-34ページ）参照

**第3節 町民・企業等による安全確保**

**【主担当課等】**  
防災安全課、観光商工課

**第1項 活動方針**

町民及び企業の従業員等は、台風等接近にともなう災害からの安全を確保するため、自らの命と安全を守るための自衛措置をとります。また、企業等は、台風接近による警報が発表された場合に必要な対策をとるとともに、地域における防災対策に協力します



**第2項 台風等からの自衛措置**

台風等からの自衛措置は、第4部第4章第1節第2項「災害からの自衛措置」によります。

☞ 第4部第4章第1節第2項「災害からの自衛措置」（4-48ページ）参照

**第3項 台風等の接近に対する住民等の対策**

住民等は、警報が発表されたときに、停電等で情報が入手できない場合でも、ためらわず避難する

〔南伊勢防〕

ことを基本に、身の安全を第一に行動します。

### 1 台風等の接近時に住民、自主防災組織等がとる行動

- (1) テレビ・ラジオ・インターネットなどを活用し、台風の勢力・進路予測などの情報を得ます。
- (2) 避難所及び避難経路を確認します。
- (3) 夜間や冠水した場合、危険箇所が見えなくなるため、避難経路の危険箇所（マンホール、側溝、小河川等）の点検・確認を行います。
- (4) 強風による飛散物の危険を防止するため、看板やトタン板の取り付け状況を事前に点検します。
- (5) 非常時の連絡先・連絡方法を確認します。
- (6) 事前に自主避難を心がけます。

### 2 台風等の接近時に企業等がとる行動

- (1) 企業・事業所における台風等接近時の安全対策を進めます。
- (2) 自衛消防組織等の配備を行います。
- (3) 観光客、帰宅困難者等の避難に備え、観光関連事業者等による避難誘導體制を整えます。
- (4) 各区、自主防災組織との連携による地域の防災対策を推進します。
- (5) 非常時の連絡先・連絡方法を確認します。
- (6) 事業所内の施設や設置物等の安全確保対策を行います。
- (7) 従業員の安全確保対策を行います。

## 第4部 発災後の応急対策

### 第1章 災害対策本部活動の実施

#### 第1節 災害対策活動の実施体制の確保

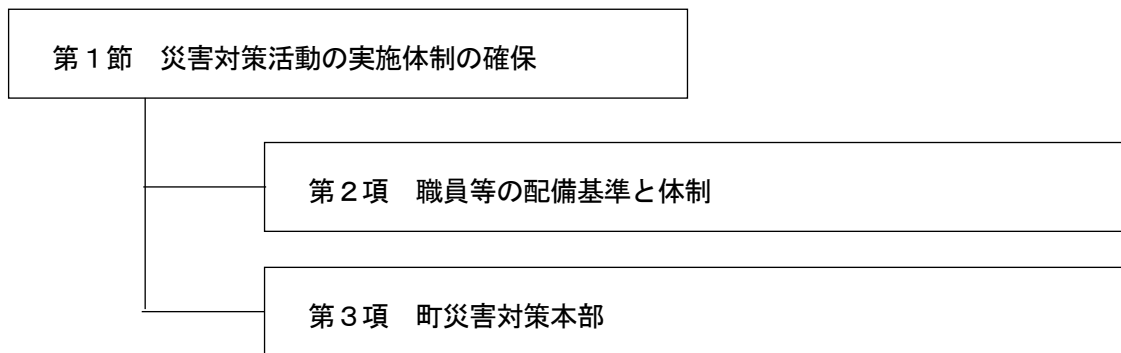
【主担当課等】

防災安全課

#### 第1項 活動方針

町及び防災関係機関は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害予防及び災害応急対策活動を強力に推進する必要がある場合は、区域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動します。

また、災害時には、初期段階の防災機関の立ち上がり、その後の防災対策の成否を左右することから、迅速な初動体制を確立し、的確な応急対策活動を実施します。



#### 第2項 職員等の配備基準と体制

町は、被災の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力に推進するため、次の基準による配備体制を整えます。

##### 1 配備基準

##### (1) 第1配備（準備体制）

災害関係課の職員が町災害対策本部の設置を準備し、災害の情報連絡活動を円滑に行い、状況に応じ直ちに警戒体制に入れる体制とします。

##### (2) 第2配備（警戒体制）

相応の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、町災害対策本部を設置し、所掌する応急対策を迅速的確に行い得る体制とします。

##### (3) 第3配備（非常体制）

甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、町災害対策本部を設置し、町の総力をあげて応急対策活動にあたり得る体制とします。

2 配備体制

配備区分	配備時期	配備を要する所属及び人員等
第1 配備 (準備 体制)	①波浪警報 ②大雨・洪水・高潮注意報 ③その他異常な原因による災害	・防災担当職員自宅待機
	④町内に震度4の地震 ⑤町内に津波予報が発表されたとき ⑥県内に震度5弱以上の地震 ⑦南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき ⑧その他地震に関する災害が予想される場合で町長(本部長)が認めたとき	・防災担当職員 ・その他職員については自宅待機 ・必要に応じ消防団員幹部を自宅待機
第2 配備 (警戒 体制)	① 暴風・大雨(大雪)・洪水・高潮警報	・防災担当職員及び警報待機班 ※災害の被害規模等により待機班を増強する。
	②その他異常な自然現象・人為的原因による災害が発生又は本部長が当該配備を必要と認めたとき ③町内に震度5弱の地震 ④町内に津波注意報が発表されたとき ⑤南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表され、本部長が認めたとき ⑥その他地震に関する災害が予想される場合で本部長が認めたとき	・防災担当職員 ・全課長(局長・事務長) ※参集後は、災害対策本部会議を開催する。情報収集等を行い今後の方針・災害対応を決定する。 ・その他職員については自宅待機 ・必要に応じ消防団員幹部を招集
第3 配備 (非常 体制)	①町全域にわたって風水害・その他異常な自然現象・人為的原因による災害、地震に関する甚大な被害が発生又は予想されるときで、本部長が当該配備を必要と認めたとき ②町内に震度5強以上の地震 ③町内に津波警報・大津波警報が発表されたとき ④南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表され、本部長が当該配備を必要と認めたとき ⑤津波による甚大な被害が発生又は予想される場合で本部長が認めたとき	・全職員 ・全消防団員
	⑥特別警報(大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪)	・必要に応じ全職員及び消防団員を招集

(注) 人為的原因には海上災害及び海難事故、航空機事故等の突発的災害を含む。

### 第3項 町災害対策本部

町災害対策本部は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害予防及び災害応急対策活動を強力に推進する必要がある場合、基本法第23条第1項の規定に基づき設置する組織であり、その大綱は、南伊勢町災害対策本部条例（平成17年南伊勢町条例第18号）の定めるところによりますが、その概要は次のとおりです。

なお、町災害対策本部を設置した場合は、南伊勢町水防本部の活動を包括するものとします。

☞ 資料4-3 「南伊勢町災害対策本部条例」参照

#### 1 町災害対策本部の設置

前第2項1における配置体制に該当する場合、本部長の指示により町災害対策本部を次のとおり設置します。

- (1) 町役場内に設置します。
- (2) 町役場内に設置することが困難であると認められるときは、本部長は指定代替町災害対策本部を設置します。

#### 2 町災害対策本部の廃止

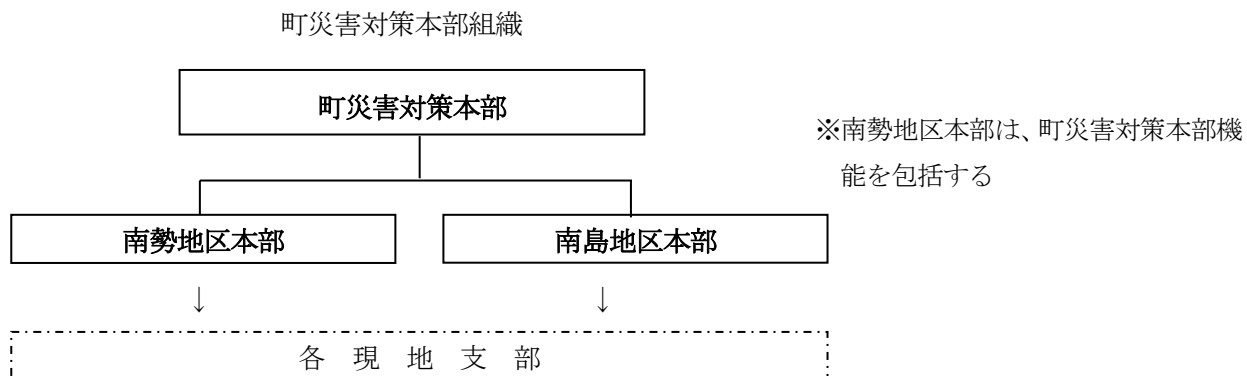
町災害対策本部は、災害の発生するおそれが解消したとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、これを廃止します。

#### 3 町災害対策本部組織体制

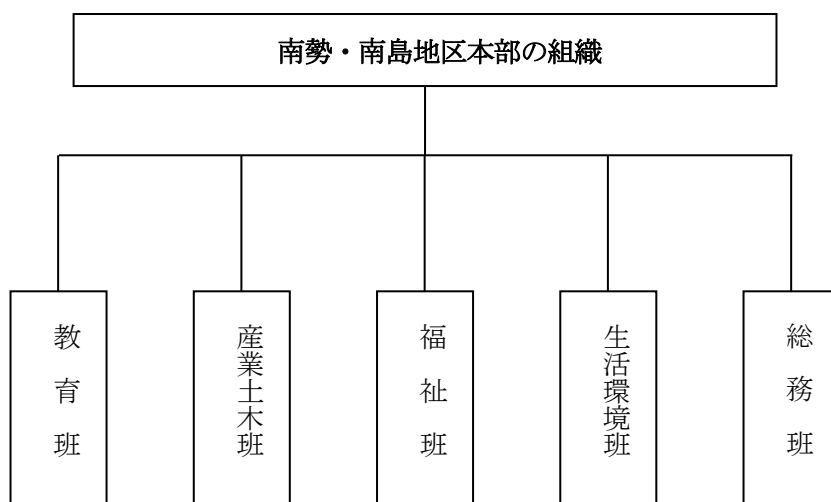
- (1) 町災害対策本部の構成  
町災害対策本部組織及び所掌事務については、後掲の図表のとおりです。
- (2) 本部長（町長）  
本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督します。
- (3) 副本部長（副町長）  
副本部長は、本部長を補佐します。
- (4) 本部付（教育長・消防団長・消防団副団長・町立南伊勢病院長）  
本部付は、本部長及び副本部長を補佐し、本部の運営に参加します。
- (5) 本部員（課長職の職員）  
本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属員等を指揮監督します。
- (6) 本部会議（本部長・副本部長・本部付・本部員により構成）  
本部会議は、災害対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が招集します。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係部長等との協議をもって、これに代えることができます。
- (7) 本部長の職務代理  
本部長不在又は事故のときは、副本部長、本部付、本部員の順で本部長の職務を代理します。
- (8) 各区現地災害対策支部（以下「現地支部」という。）
  - ア 本部長は、災害地において人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するため必要があると認めるときは、各区を単位として現地災害対策支部を設置することができます。
  - イ 現地支部長及び現地支部員は、本部長が指名する者をもってあてます。
  - ウ 現地支部に地区連絡員を置きます。地区連絡員は、住民への各種情報・避難指示等の伝達そ

〔南伊勢防〕

の他災害対策全般において地元区長と調整するとともに、本部との連絡を密にするものとします。



町災害対策本部の構成	
本部長	町長
副本部長	副町長
本部付	教育長 消防団長、消防団副団長 町立南伊勢病院長
本部員	課長級の職員 ※自衛隊、海上保安庁、志摩市消防本部・紀勢地区広域消防組合 消防本部、警察署は、出動要請後に本部との連絡調整のため派遣されてきた職員が本部詰となる。



町災害対策本部の所掌事務

班名	構成員	所掌事項
総務班 【班長】 総務課長 防災安全課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災安全課</li> <li>・ 総務課</li> <li>・ まちづくり推進課</li> <li>・ 税務住民課 一徴収対策・ 課税</li> <li>・ 観光商工課</li> <li>・ 議会事務局</li> <li>・ 消防団</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町災害対策本部及び防災会議の運営に関する事</li> <li>2 災害対策の全般に関する事</li> <li>3 気象予警報、情報等の伝達並びに被害状況の収集に関する事</li> <li>4 本部職員の動員及び安否確認に関する事</li> <li>5 各部の増員派遣要請に応じ人員を派遣すること</li> <li>6 県災害対策本部への災害速報に関する事</li> <li>7 避難所の開設の指示に関する事</li> <li>8 住民に対する避難情報の発令に関する事</li> <li>9 各部及び関係機関との連絡及び調整に関する事</li> <li>10 消防関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>11 町有車両の配車に関する事</li> <li>12 被災者の救助及び物資の輸送に必要な車両・船舶の確保に関する事</li> <li>13 防災行政無線の通信の確保に関する事</li> <li>14 災害用臨時電話等の施設に関する事</li> <li>15 自衛隊の災害派遣要請及び海上保安庁の支援要請に関する事</li> <li>16 消防署員の出動要請に関する事</li> <li>17 防災ヘリコプターの災害派遣要請に関する事</li> <li>18 災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関する事</li> <li>19 町有財産、営造物の災害対策に関する事</li> <li>20 町有財産の被害調査に関する事</li> <li>21 災害予算等町財政に関する事</li> <li>22 職員のり災給付に関する事</li> <li>23 水防に関する事</li> <li>24 出火防止の広報</li> <li>25 消防に関する情報の収集、伝達</li> <li>26 消火活動</li> <li>27 救急、救助活動</li> <li>28 避難情報の伝達及び避難誘導</li> <li>29 その他状況に応じた消防活動</li> <li>30 死体の捜索に関する事</li> <li>31 危険物等の取締りに関する事</li> <li>32 公安関係について警察に協力すること</li> <li>33 り災地の民心安定に関する事</li> <li>34 一般住宅家屋の被害調査に関する事</li> <li>35 被災による徴税の減免に関する事</li> <li>36 重要施策の企画及び総合調整に関する事</li> <li>37 災害関係の広報に関する事</li> </ol>

風水害等対策編  
第4部

班名	構成員	所掌事項
		38 報道機関への対応に関すること 39 ケーブルテレビに関すること 40 観光商工関係の災害対策に関すること 41 被災業者等への金融に関すること 42 集団移転に関すること 43 観光客に対する安全対策に関すること 44 観光施設等の被害調査に関すること 45 交通状況の把握に関すること 46 り災証明に関すること
生活環境班 【班長】 環境生活課 課長 クリーンセンター長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境生活課</li> <li>・クリーンセンター</li> <li>・最終処分場</li> <li>・切原コンポストセンター</li> <li>・さいたエコセンター</li> </ul>	1 町営バス等の運行に関すること 2 衛生材料等の供給に関すること 3 死体の処理に関すること 4 死亡獣畜の処理に関すること 5 塵芥処理、廃棄物処理に関すること 6 災害発生時における公害防止に関すること 7 災害時における水質検査に関すること 8 防疫に関すること 9 死体の火葬に関すること 10 し尿処理に関すること 11 仮設トイレに関すること
福祉班 【班長】 子育て・福祉課長 高齢者支援課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て・福祉課</li> <li>・高齢者支援課</li> <li>・会計課</li> <li>・町立病院                             <ul style="list-style-type: none"> <li>－事務局</li> <li>－専門職等</li> <li>－診療所</li> </ul> </li> <li>・税務住民課                             <ul style="list-style-type: none"> <li>－住民・国保医療</li> </ul> </li> <li>・総合窓口                             <ul style="list-style-type: none"> <li>－南島庁舎</li> </ul> </li> <li>・保育所                             <ul style="list-style-type: none"> <li>－おひさま保育園</li> <li>－なかよし保育園</li> <li>－さくら保育園</li> </ul> </li> </ul>	1 災害応急救助に関すること 2 救助法の適用に関すること 3 救助法運用の連絡調整に関すること 4 応急救助に関すること 5 避難行動要支援者等の保護に関すること 6 救助物資の供給に関すること 7 避難行動要支援者等への救急用主食に関すること 8 避難行動要支援者等への救急用炊出しに関すること 9 災害時の風呂の供給に関すること 10 社会福祉協議会等の連絡調整に関すること 11 ボランティアの受入れに関すること 12 婦人会、老人会等奉仕団の動員に関すること 13 災害義援金品の募集配分に関すること 14 被災世帯に対する生活保護及び厚生資金の融資に関すること 15 被災1人親世帯及び独居老人世帯の保護対策に関すること 16 食品衛生に関すること 17 被災者に対する各種保険給付金の早期支払いに関すること 18 被災者の国民健康保険に関すること 19 住民の安否に関すること 20 児童福祉施設及び保健衛生施設等の災害対策並びに被害調査

班名	構成員	所掌事項
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センター</li> </ul>	<p>に関すること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>21 保育所園児の災害防止に関すること</li> <li>22 被災地における保育所の開設運営について</li> <li>23 被災地への医療班派遣に関すること</li> <li>24 救護所の開設に関すること</li> <li>25 入院治療を要するものの収容に関すること</li> <li>26 医薬品の供給に関すること</li> <li>27 災害経理に関すること</li> <li>28 災害時に必要な物品の出納に関すること</li> <li>29 救助用食料等の炊出しに関すること</li> <li>30 死体の埋火葬許可に関すること</li> <li>31 感染症に関すること</li> </ol>
<p>産業土木班 【班長】 建設課長 水産農林課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設課</li> <li>・水産農林課</li> <li>・種苗センター</li> <li>・上下水道課</li> <li>・総合受付 －南勢庁舎</li> <li>・管財契約課</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害調査及び応急復旧に関すること</li> <li>2 町有施設の応急補修に関する指導、調整に関すること</li> <li>3 避難場所、収容施設の建設と応急補修に関すること</li> <li>4 道路、橋梁、河川、海岸、港湾・漁港、堤防、砂防等の応急復旧に関すること</li> <li>5 応急仮設住宅の建築に関すること</li> <li>6 応急資材器具等の調達に関すること</li> <li>7 被災者に対する住宅金融支援機構の融資に関すること</li> <li>8 公営住宅の災害対策等に関すること</li> <li>9 農林関係の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>10 救助用食料等の調達・供給・炊出しに関すること</li> <li>11 種苗対策に関すること</li> <li>12 り災家畜収容並びに家畜伝染病予防に関すること</li> <li>13 治山、林道その他林業その他林業用施設の被害調査及び応急復旧に関すること</li> <li>14 生活改善センター等の災害対策及び被害調査に関すること</li> <li>15 町有林の被害調査に関すること</li> <li>16 林産物の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>17 下水道施設の災害対策に関すること</li> <li>18 下水道施設の復旧対策に関すること</li> <li>19 水道施設の災害対策に関すること</li> <li>20 水道施設の復旧対策に関すること</li> <li>21 応急給水に関すること</li> <li>22 水産物の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>23 水産施設関係の被害調査及び応急復旧に関すること</li> <li>24 油流出等海洋汚染に関すること</li> <li>25 被災宅地危険度判定士に関すること</li> </ol>

風水害等対策編  
第4部

班名	構成員	所掌事項
教育班 【班長】 教育委員会 事務局長	教育委員会事務局 ・事務局 ・小学校 ・中学校 ・愛洲の館	1 学校施設並びに教育委員会所管の施設の災害対策及び被害調査に関すること 2 被災生徒児童に対する避難及び授業に関すること 3 被災生徒児童の保健管理に関すること 4 被害救助用教科書の支給に関すること 5 災害時における学校給食の対策に関すること 6 社会体育、社会教育施設の災害対策に関すること 7 文化財の災害対策及び被害調査に関すること 8 教職員の災害対策のための動員確保に関すること

(注) 1 各班は、本分担任務によるほか、余裕あるときは、必要に応じ他班の行う事項についての応援を分掌するものとする。

2 分担の明確でない対策は、本部長の定める班において担当するものとする。

## 第2節 災害対策要員の確保

### 【主担当課等】

総務課、防災安全課

### 第1項 活動方針

町は、大規模災害の発生又は発生の恐れがある場合に、緊急に必要とする膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するために、町職員を動員し、確保します。

## 第2節 災害対策要員の確保

### 第2項 町災害対策本部における要員の動員

### 第2項 町災害対策本部における要員の動員

町災害対策本部における要員の動員は、次の配備体制により動員するものとします。

#### 1 町災害対策本部要員配備体制の整備

町災害対策本部の各班長は、配備基準に基づく各部の活動要員を指定し、部員に周知徹底するとともに、ローテーションを含めた24時間即応可能な配備体制を整備し、各班の配備体制を本部長に提出します。

#### 2 職員への配備の伝達方法

##### (1) 勤務時間内の場合

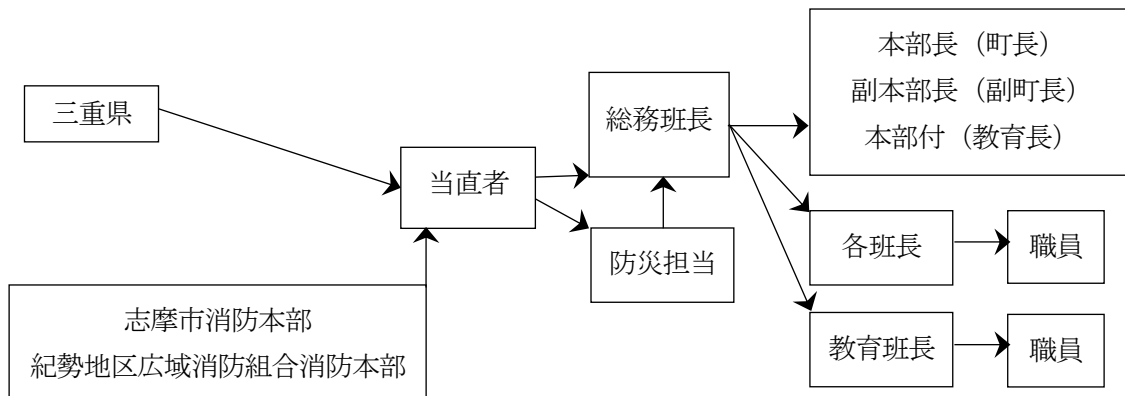
勤務時間中における配備指令の伝達は、本部長→副本部長→本部付→各班長→各職員の経路で伝達するとともに、必要に応じて庁内放送等を通じて速やかに伝達します。

##### (2) 勤務時間外の場合

休日、夜間等の勤務時間外において、当直者は、災害発生のおそれのある気象情報、異常現象などが通報され、又は災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるときは、

[南伊勢防]

次のとおり非常伝達します。



(3) 勤務時間外における伝達の手段

- ア 勤務時間外における配備指令の伝達は、電話、職員参集メール、防災無線等のうち最も迅速かつ確実に行える方法によります。
- イ 各班長は、所属の各職員を円滑に招集するため、それぞれの班において実情に即した連絡方法を定めておくものとします。

3 勤務時間外、休日等の参集

(1) 第1配備（準備体制）及び第2配備（警戒体制）の場合

町災害対策本部の各班長並びに各班の配備計画による参集職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、相互に連絡をとり、又は自らの判断で所定の場所に参集するとともに、必要に応じて町災害対策本部の設置を本部員に進言し、又はその他職員の招集を行い、臨機の応急対策を実施します。

(2) 第3配備（非常体制）の場合

全職員は、勤務時間外、休日において非常体制に相当する災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、連絡を待たずに自ら所定の場所に参集します。ただし、災害により家族が死亡又は障害を受けた場合は、必要な処置を講じた後に所定の場所に参集するものとします。

なお、発災後、著しく被害を受けた地域内の職員は、当該地域内において、被災地の情報を町災害対策本部へ伝達することとします。

4 参集できない場合

(1) 道路・交通機関の途絶や混乱で参集できない場合

交通機関の混乱や途絶、土砂崩れや冠水等により近くの庁舎に参集できない場合は、最寄りの現地災害対策本部（各区）に参集した上で、町災害対策本部に連絡し、指示を受けます。最寄りの現地災害対策本部（各区）へも参集できない場合は、安全な場所に待機することとします。安全な場所に待機した場合、可能であれば指定された参集先にその旨を連絡することとします。参集できない場合を想定し、あらかじめ参集可能な町施設を定め、そこまでの複数の参集ルートを決めておきます。

(2) 町外にいた場合

町外にいた場合は、周辺の状況などを確認した上で、県の庁舎等に参集し、町災害対策本部に連絡し、指示を受けます。なお、県伊勢庁舎は4階に参集します

5 配備報告

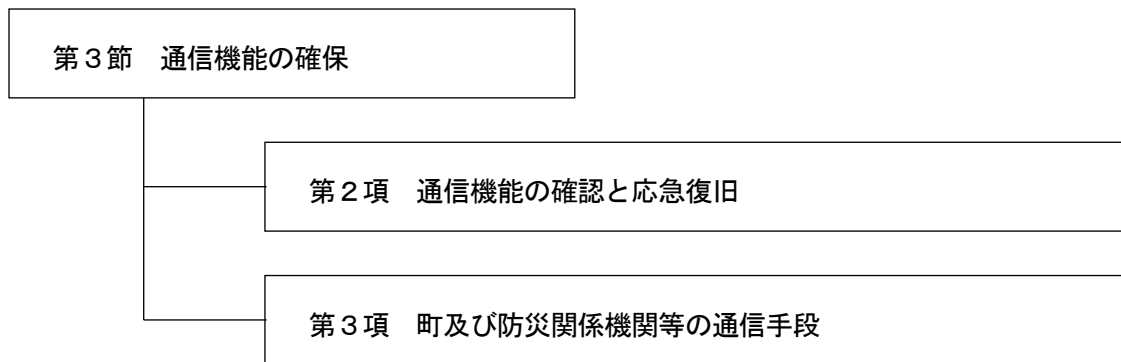
- (1) 各班長は、動員、配備を完了したときは、その状況を直ちに本部長に報告するものとします。
- (2) 総務班長は、配備状況について県に報告するため、県防災情報システムへ入力するものとします。

第3節 通信機能の確保

**【主担当課等】**  
防災安全課

第1項 活動方針

町及び防災関係機関等は、災害応急対策に必要な指示の伝達を迅速かつ確実に実施するため、通信機能の確保に努めます



第2項 通信機能の確認と応急復旧

1 通信機能の確認

町及び防災関係機関等は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行います。

2 通信機能の応急復旧

町及び防災関係機関等は、支障が生じた通信機能の応急復旧を行います。特に、災害の発生により、公衆通信が途絶した場合、防災行政無線は、町、県及び各防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割を持っているので、次の点に留意して、適切な応急対策措置を行います。

- (1) 防災行政無線の点検、応急復旧に必要な要員を育成します。
- (2) 非常用電源（自家用発電用施設、電池等）など、応急用資機材を確保充実するとともに、これらの点検整備を行います。
- (3) 公衆通信の途絶に備え、主要な拠点間は町防災行政無線等によるバックアップ回線を保持します。

第3項 町及び防災関係機関等の通信手段

通信網の被害状況によりますが、おおむね次の通信手段を用います。

1 町及び防災関係機関の通信手段

〔南伊勢防〕

## (1) 町防災行政用無線

町災害対策本部となる地域連携棟に親局と南勢庁舎、南島庁舎、南島地区災害対策拠点に遠隔制御器があり、町内2箇所を設置された中継局、再送信子局、屋外拡声器、戸別受信機で構成されており、常時には行政における情報の伝達をより早く、より正確に提供し、住民サービス、福祉向上を図り、緊急時にはサイレン吹鳴等により適切な指示、迅速な情報伝達を行います。

## (2) 災害時情報伝達システム

防災無線とは別の第2の非常通信手段として、IP電話やPC等の各種デバイスにて町役場および指定された避難所との重要通信を確保することで、広く正確な情報伝達を行います。また、防災行政無線のバックアップ回線、避難住民に対し、WiFiによる通信環境を提供します。

## (3) 県防災行政無線

災害時の県、県地方部等各関係機関との連絡に当たっては、無線電話及びファクシミリを利用して広く正確な情報交換を行います。

## (4) 消防救急無線

消防機関を通じて災害時における各種情報の収集、伝達を行うほか、災害の規模等に応じて消防本部の職員を町災害対策本部へ配置し、情報連絡を迅速的確に行います。この場合あらかじめ、通信設備の使用の承認を得るものとします。

## (5) 加入電話

災害時の通信の混乱を避け、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するため、電気通信事業法に基づき災害時優先電話を指定します。

## (6) 電波法第52条の規定に基づく非常無線（以下「非常通信」という。）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法第52条の規定に基づき、無線局は次のような非常通信を行うことができます。

## ア 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができますが、一通の通信文の長さは200字以内とするなどの通信の内容には制限があります。

## イ 非常通信の依頼先

最寄りの無線を所有する防災関係機関（本町の場合は志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部、伊勢警察署南島幹部交番及び町内の警察官駐在所）に依頼するものですが、この場合あらかじめその防災関係機関と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておきます。

## (7) 衛星携帯電話

通信インフラの整備されていない場所での通話が可能である衛星携帯電話により通信を確保します。

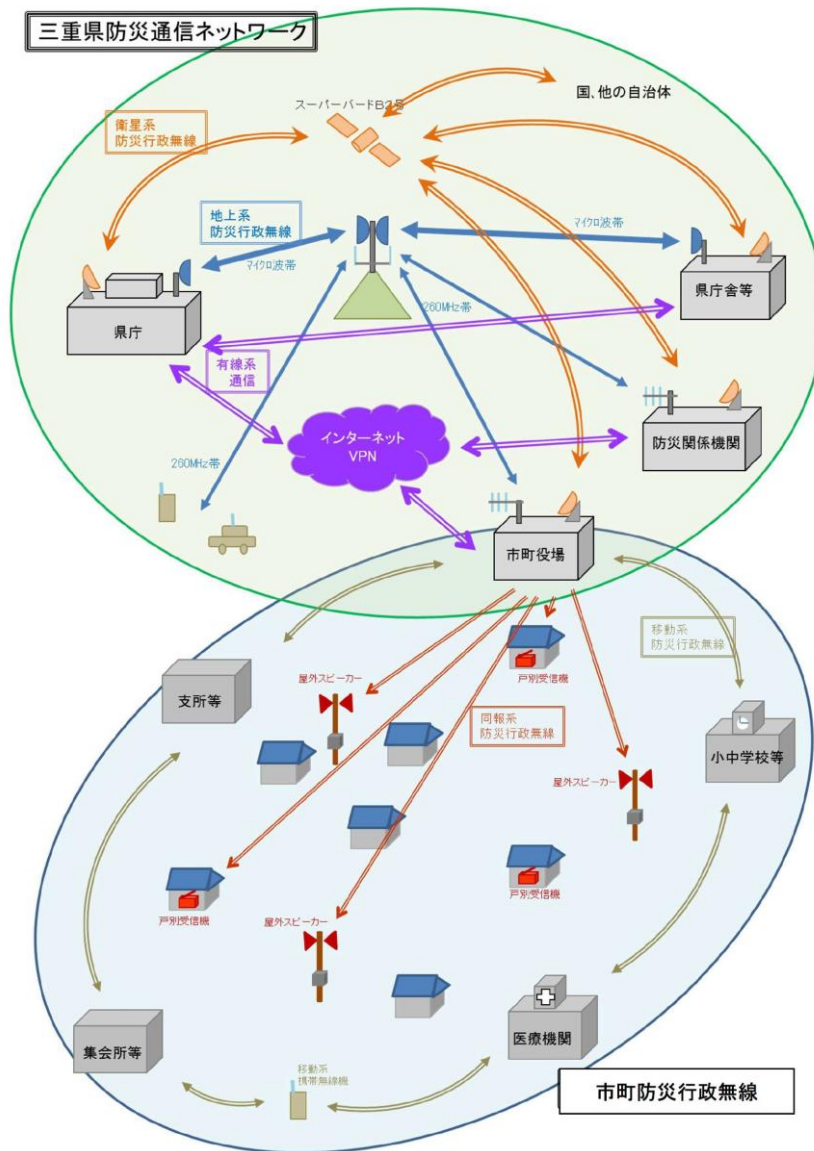
## (8) IP無線機

災害時の通信手段として役場および各地区にIP無線機を配備し通信を確保します。

## (9) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)

記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報等時間的余裕のない事態が発生した場合に、国からの情報を町防災行政無線で自動起動することにより、住民に緊急情報を直接そして瞬時に伝達します。

県内無線系統イメージ図



## 2 その他の通信手段

### (1) アマチュア無線

アマチュア無線は、町防災行政無線が混乱若しくは使用不能となった場合に、有効的な通信手段として活用します。南伊勢町「南伊勢アマチュア無線防災ボランティアネットワーク」と協力・連携します。

### (2) インターネットメール、ホームページ等

常に情報の交換が可能である特性を生かし、町内の状況を受発信できるよう入力し、他自治体、住民からの発信情報についても有効利用します。

### (3) 通信ボランティアの活用

ア アマチュア無線家のボランティア募集は、日本アマチュア無線連盟三重県支部の協力を得て行います。

イ パソコン通信利用者のボランティア活用は、平常時からネットの掲示等板を通じて協力を促すものとします。

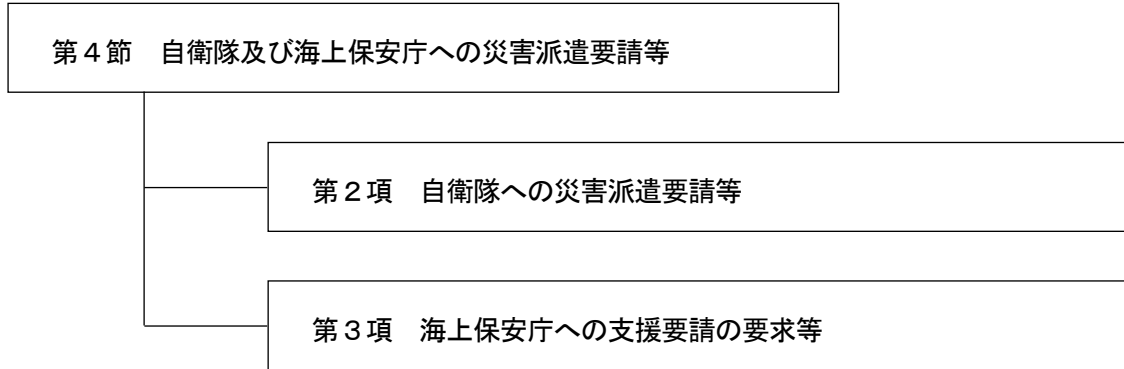
[南伊勢防]

第4節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等

**【主担当課等】**  
防災安全課

第1項 活動方針

災害発生時に住民の人命、財産を保護するため災害応急対策上、自衛隊及び海上保安庁の支援を必要と町長が判断した場合は、迅速に自衛隊の災害派遣及び海上保安庁への支援要請を実施します。



風水害等対策編  
第4部

第2項 自衛隊への災害派遣要請等

1 災害派遣要請の基準

- (1) 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

2 災害派遣要請の手続

町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請要求書（資料15-2）に次の事項を記入し、県地方部（南勢志摩地域活性化局長等）を経由して知事（総括班）に提出します。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができます。

☞ 資料15-2 「自衛隊災害派遣及び撤収要請様式」参照

また、町長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めることができます。その後、必要に応じ直接自衛隊に対し事態の状況を通報します。

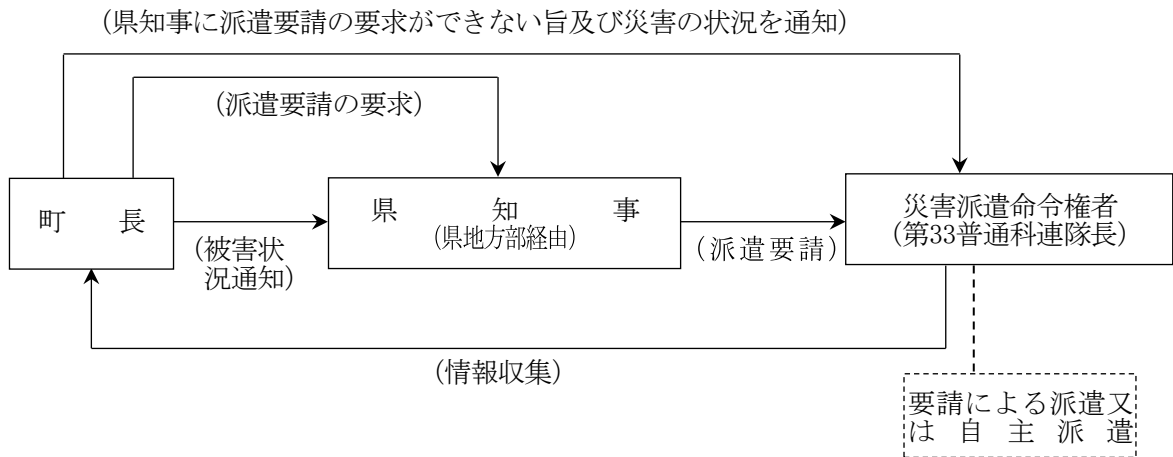
なお、知事に派遣要請を求められない場合には、町長はその旨及び町の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知します。ただし、事後速やかに陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知した旨を知事に報告するものとします。

また、内閣総理大臣に地震防災派遣を要請し、現に派遣が行われている場合において、災害が発

生し引き続き災害派遣が必要な場合は、知事に上記派遣要請を求めます。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 連絡場所及び連絡者
- (5) その他参考となるべき事項

災害派遣の要請手続



3 災害時の緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがあります。（自衛隊法第83条第2項ただし書に規定する自主派遣）

この場合、町長は、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通知します。

4 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の活動内容は災害の状況及び他の救援機関等の活動状況により異なりますが、おおむね次のとおりです。

- (1) 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- (2) 避難の援助（誘導、輸送）
- (3) 遭難者等の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- (7) 応急医務、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 救助物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去等

## 5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（基本法第63条～第65条、第76条及び第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官等がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができます。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知するものとします。

- (1) 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両、その他物件の移動命令、車両、物件の破損
- (2) 避難の措置・立入り
- (3) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- (4) 他人の土地等の一時使用等
- (5) 現場の被災工作物等の除去等
- (6) 住民等を応急措置の業務に従事させること

## 6 派遣部隊の受入体制

町は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、県との連絡を図るとともに、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮します。

- (1) 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

## 7 連絡員の派遣

災害時及び警戒宣言が発令された場合、町災対本部に連絡幹部を派遣、町災対本部との調整・連絡にあたらせます。

## 8 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事、防災関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行った上、知事に災害派遣部隊の撤収要請を行います。（様式については資料15-2参照）

☞ 資料15-2 「自衛隊災害派遣及び撤収要請様式」参照

## 9 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び町が事前に協議して負担区分を決めます。ただし2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めます。

## 10 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い

町が災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入れのためのヘリポートの取扱いについては、次のとおりとします。

- (1) 航空機派遣要請の受入れ準備

ア 派遣要請を行う場合は、前記の要請手続によるほか、使用ヘリポート名、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、県防災行政無線その他の方法で県（防災危機管理部防災対策室）に

連絡を行います。

イ ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示します。

ウ あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径10メートルの⊙印を行い、上空より降下場所選定に備えます。

エ 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点15メートル平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行います。

オ 着陸場と町役場及びその他主要箇所と通信連絡を確保します。

## (2) ヘリポートの取扱いについて

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分することとします。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに町を通じ県（防災危機管理部防災対策室）にその概要（略図添付）を報告します。

ア 面積を変更した場合

イ 地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合

ウ 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合

エ 既設建物、電線等が改造施設され、上空からの進入に新しく障害を加えた場合

オ グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

☞ 資料1 1-3 「ヘリポートの選定取扱い」参照

## 第3項 海上保安庁への支援要請の要求等

### 1 支援要請事項

(1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

(2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供。

(3) その他、町が行う災害応急対策の支援

### 2 支援要請の手続

町長は、災害応急対策のため、海上保安庁の支援を必要とするときは、災害応急支援要請書（資料1 5-3）に次の事項を記入し、県地方部（南勢志摩地域活性化局長等）を経由して知事（総括班）に提出します。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができます。

また、町長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに海上保安庁に災害応急措置を要すると認められる場合は、知事に要請を求めることができます。その後、必要に応じ直接海上保安庁に対し事態の状況を通報します。

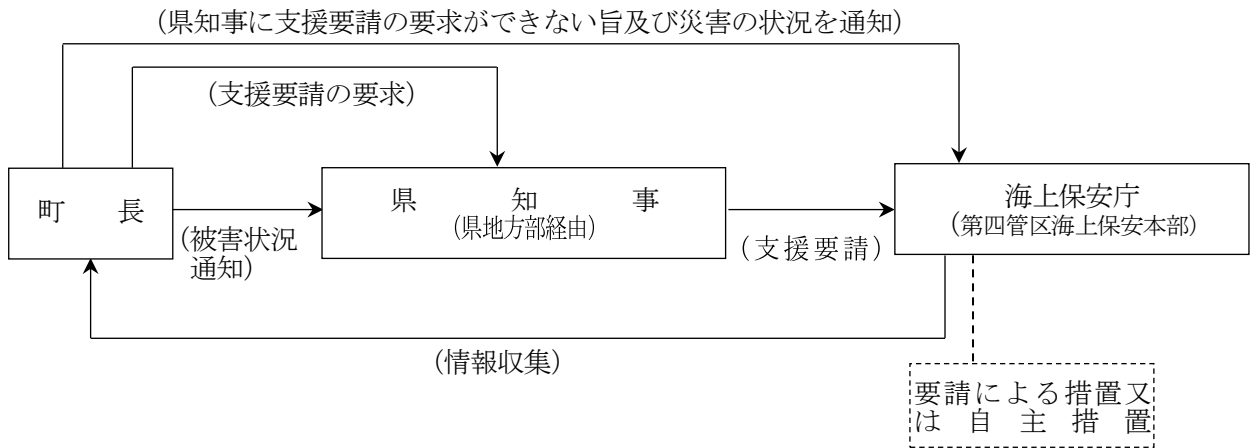
なお、町長が知事に支援要請を求めることができない場合は、直接海上保安部又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船若しくは航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができます。ただし、この場合、町長は、事後速やかに、第四管区海上保安本部長に要請した旨を知事に連絡します。

☞ 資料1 5-3 「海上保安庁の応急措置要請様式」参照

《要請書に記載する事項》

- (1) 災害の状況及び応急措置を必要とする事由
- (2) 応急措置を希望する期間
- (3) 応急措置を希望する区域及び活動内容
- (4) 連絡場所及び連絡者
- (5) その他参考となるべき事項

災害応急支援要請の手続



風水害等対策編  
第4部

3 応急措置の実施部隊の受入体制の整備

町は、海上保安庁からの支援部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとします。

- (1) 応急措置の実施部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 応急措置の実施部隊の誘導

4 派遣部隊の撤収要請

応急措置目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事、防災関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行った上、知事に撤収要請書により、撤収の要請を行います。（様式については資料15-3参照）

☞ 資料15-3 「海上保安庁の応急措置要請様式」参照

5 経費の負担区分

応急措置の実施部隊が活動に要した経費は、海上保安庁と県及び町が事前に協議して負担区分を決めます。ただし2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めます。

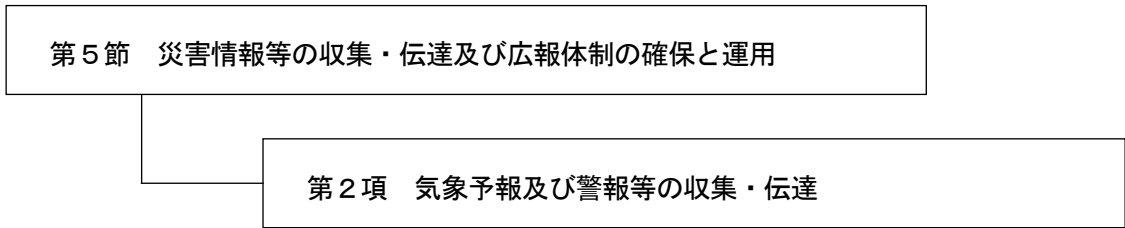
第5節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用

**【主担当課等】**  
防災安全課

第1項 活動方針

町は、津地方気象台が発表する警報（特別警報を含む。）及び注意報や、県と気象庁が共同して発表する土砂災害警戒情報等を防災関係機関に迅速かつ的確に連絡します。

また、町民等に必要な気象予報、災害情報等が確実に伝達・共有されるよう多様な手段を用いて情報を伝達します。



第2項 気象予報及び警報等の収集・伝達

1 気象警報（特別警報を含む）・注意報

(1) 気象業務法に基づき津地方気象台が発表します。

特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合			
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合		
	高潮		高潮になると予想される場合		
	波浪		高波になると予想される場合		
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合			
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合			
	津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 ※大津波警報を津波に関する特別警報に位置付ける			
	火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 ※噴火警報（居住地域）を特別警報に位置付ける			
	地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 ※緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける			
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	30	
		土砂災害	土壌雨量指数基準	167	
	洪水		流域雨量指数基準	泉川流域=6.7, 五ヶ所川流域=8, 押漕川流域=7.7	
			複合基準	泉川流域=(13, 6), 五ヶ所川流域=(13, 7.2)	
			指定河川洪水予報による基準	—	
暴風	平均風速	陸上	20m / s		
		外海	25m / s		

	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			外海	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	2.2m		
注意報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	13	
		土砂災害	土壌雨量指数基準	76	
	洪水	流域雨量指数基準	泉川流域=5.3, 五ヶ所川流域=6.4, 押漕川流域=6.1		
		複合基準	泉川流域=(13, 4.2), 五ヶ所川流域=(13, 5.1), 押漕川流域=(8, 6.1)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	13/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	13/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm		
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	1.4m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
海上			500m		
乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%				
なだれ					
低温	冬期：最低気温-5℃以下				
霜	晩霜期に最低気温3℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	120mm			
竜巻注意情報	竜巻注意情報は竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域(県など)に発表します。				

※1 複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。  
 ※2 土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しています。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町内における基準値の最低値を示します。  
 ※3 表面雨量指数は、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。  
 ※4 竜巻などの激しい突風に対する気象情報  
 発生の可能性に応じて段階的に発表。半日~1日程度前には、気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかけ。数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかけ、さらに、今まさに、竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、「竜巻注意情報」を発表。

## 2 水防活動に必要な予報及び警報

- (1) 津地方気象台は、気象・高潮及び洪水等について水防活動の利用に適合するために発表します。
- (2) 水防活動用気象注意報・警報は、大雨注意報・警報をもって代えます。
- (3) 水防活動用洪水注意報・警報は、洪水注意報・警報をもって代えます。

### 3 火災警報

#### (1) 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときに、津地方気象台長がその状況を知事に通報します。

#### (2) 火災警報

町長は、(1)の通報を受け、必要に応じて町内に火災警戒を促すため火災警報を発令します。

### 4 気象情報

(1) 津地方気象台は、警報や注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報や注意報の内容を補完するため気象情報を発表します。また、少雨や長雨などに関する情報も、気象情報として発表しています。

(2) 台風その他の異常気象について、その状況を具体的に説明するもので、注意報及び警報の発表前、あるいは発表中に刻々変わる異常気象の現況やこれらの推移について、防災活動に活用できるよう随時に発表されます。

### 5 土砂災害警戒情報

(1) 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、町長が避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民等の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町を特定して県と津地方気象台気象庁が共同で発表する防災情報です。

(2) 町内で土砂災害の危険度が高まっている領域については、気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報で確認することができます。

(3) 町は、危険度のレベルを土砂災害情報相互提供システムで広く町民に提供します。

### 6 気象警報（特別警報を含む。）・注意報の伝達系統

(1) 津地方気象台から発表される気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項の伝達は、次の主な伝達系統により町及び防災関係機関が住民等へ伝達します。

#### 【主な伝達系統】

気象庁から受報する機関	一次伝達手段	一次伝達先	二次伝達手段	二次伝達先
県	・三重県防災通信ネットワーク ・一般電話等	町	・町防災行政無線	住民 官公署等
中部管区警察局	・専用電話 ・専用 FAX	警察本部 →警察署	・一般電話 ・FAX	町
海上保安庁	・専用電話 ・専用 FAX ・防災情報提供システム	第四管区 海上保安本部	・無線通報など	海上保安部 →関係船舶 海上保安部 →漁業無線局（漁協運営） →関係船舶 関係船舶

気象庁から受報する機関	一次伝達手段	一次伝達先	二次伝達手段	二次伝達先
NHK 各報道機関	・テレビ、ラジオ等放送	住民 官公署等		
NTT西日本 (NTTマーケティングアウト大阪104センター)	・一般電話 ・FAX	町 (津波警報のみ)		

(2) 警報等の連絡に当たっての留意事項

- ア 警報等伝達発受に当たっては、確実を期するための記録簿を作り、記録の上、原文のとおり伝達します。
- イ 警報等の伝達の発受に当たっては、迅速に行うよう努めるとともに、相互に相手方の氏名を確認、その時刻等を記入しておきます。
- ウ 警報等の受領及び伝達についての担当者は、勤務時間外において異常な事態を知ったときは、直ちに出勤し状況を把握するとともに、警報等について遺漏のないよう措置します。

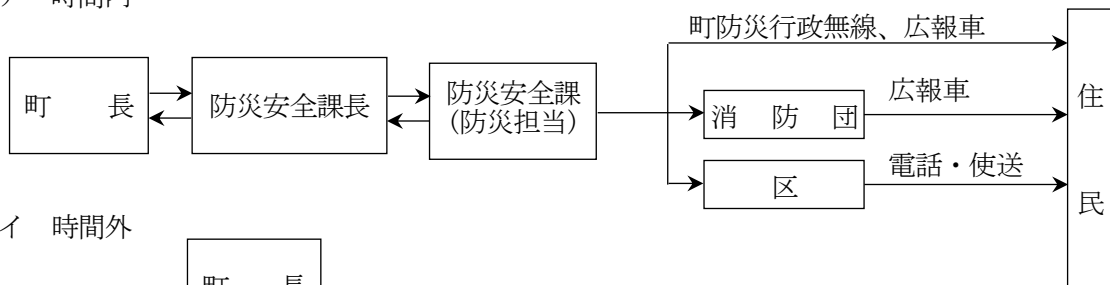
7 緊急速報メール（エリアメール）による情報の配信（移動通信事業者）

各移動通信事業者は、気象警報（特別警報を含む）・注意報、国・地方公共団体が発信する災害・避難情報等について、回線契約者の携帯電話等に対し緊急速報メール（エリアメール）として配信されます

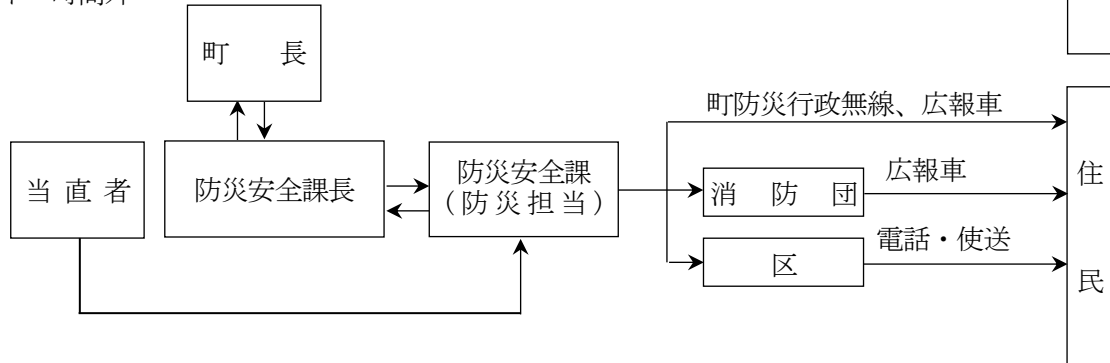
8 町における伝達

町から住民等への伝達系統は、次のとおりです。伝達手段としては、(※)可能な限り多くの伝達及び広報手段を用いて住民等へ伝えます。特に、避難行動要支援者に対する確実な情報伝達手段を整え、伝達するものとします。

ア 時間内



イ 時間外



(※) 可能な限り多くの伝達及び広報手段は、本章第7節第2項2「伝達及び広報手段」によります。

☞ 第4部第1章第7節第2項2「伝達及び広報手段」(4-25~26ページ)参照

### 9 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象(以下「異常現象」という。)を発見したものは、次の方法により通報するものとします。

#### (1) 発見者の通報

「異常現象」を発見したときは、遅滞なくその旨を、町長、警察官又は海上保安官に通報します。

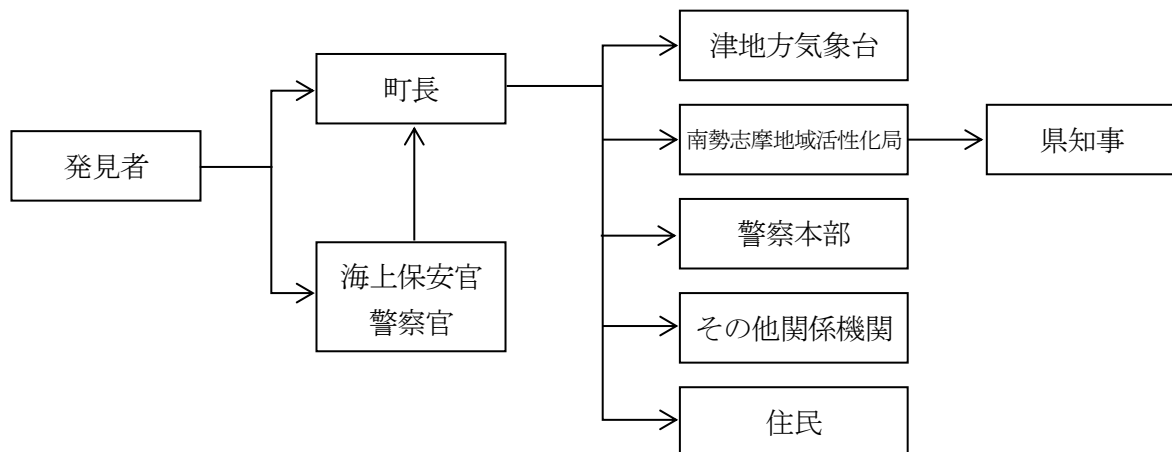
#### (2) 警察官又は海上保安官の通報

「異常現象」を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報します。

#### (3) 町長の通報

上記(1)及び(2)によって「異常現象」の通報を受けた町長は、直ちに関係機関に通報又は連絡するものとします。

異常現象の通報系統



#### (4) 被害状況等の提供

地震や津波による人的被害や火災等を発見したものは、速やかに消防署等防災関係機関に通報します。

## 第6節 被害情報収集・連絡活動

**【主担当課等】**

防災安全課、総務課

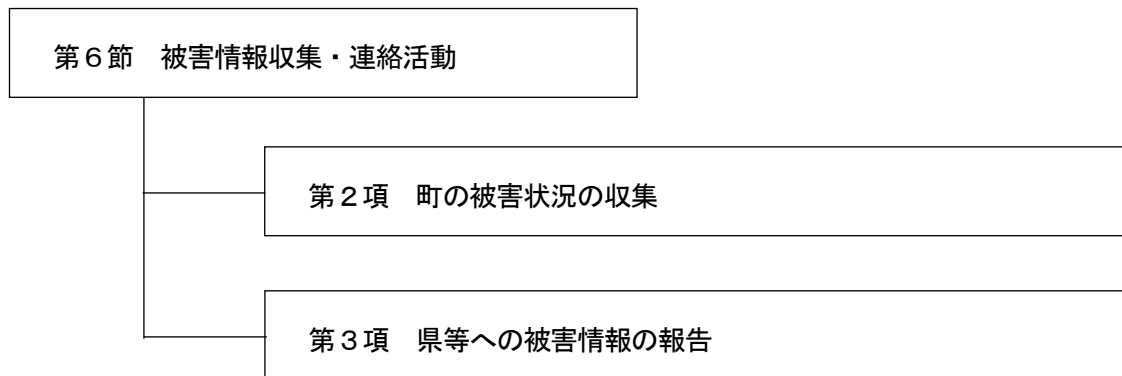
### 第1項 活動方針

災害情報及び災害報告の収集並びに伝達は、災害応急対策を確実に実施する基礎となります。従って、災害が発生した場合又は発生が予想される場合には、町は速やかに被害状況を収集して被害規模を把握し、災害応急活動に役立てます。また、収集した情報は、定期的に県等関係機関に伝達するも

[南伊勢防]

のとします。

特に、災害報告は災害対策上極めて重要ですので、数字等の調整については慎重に扱います。



## 第2項 町の被害状況の収集

### 1 参集途上（登庁時）町職員の情報収集

町職員は、災害発生時並びに動員指令により非常参集する際、周囲の被災状況を把握し、職員災害行動マニュアル「被害状況の観察結果」を班長（町災害対策本部の責任者）に対し報告するものとします。

### 2 各区被害状況の情報収集

町は、各区の被害状況をおおむね次の手順で収集します。

- (1) 災害の報告は、総務班が受け付けます（場合により他班の応援を依頼します。）
- (2) 住民個人からの連絡でなく、各区長又は区長の代理がとりまとめて役場へ連絡していただくよう、住民に対して周知します。
- (3) 産業土木班長は、箇所を区分を決定し、それぞれの責任者・担当を任命します。
- (4) 責任者・担当は、調査対象区の区長等に同行を願い、調査を実施します。
- (5) 責任者・担当は、調査結果を南伊勢町災害時職員行動マニュアル「被害状況の観察結果」にとりまとめ、総務班に提出・報告します。

### 3 住民の安否情報の収集と伝達

町及び防災関係機関並びに区及び自主防災組織は、お互いに協力し、災害時に住民等の安否情報の収集と伝達に努めます。

#### (1) 町

町（町災害対策本部）は、多数が集まる避難場所及び避難所等における住民等の安否情報を収集し、集約します。

#### (2) 住民

住民は、大規模な災害に備え、家族との連絡方法や避難場所等をあらかじめ定めておきます。また、災害伝言ダイヤル(171)を活用し、電話の輻輳(電話の集中による不通状態の継続)の緩和に努めます。

#### (3) 区及び自主防災組織

区及び自主防災組織は、地域内住民の正確な安否情報を把握するため、大規模災害が発生した場合の現地災害対策支部の場所や、一次避難場所及び緊急避難場所をあらかじめ地域内住民に周知します。また、災害時は、その代表を通じ町（町災害対策本部）へ報告します。

〔南伊勢防〕

### 第3項 県等への被害情報の報告

町内に災害による被害が発生した場合は、基本法及び災害報告取扱要領並びに火災・災害等速報要領に基づき、県にその状況等を報告します。ただし、県に報告できないとき又は直接報告する必要がある場合は消防庁に連絡します。

#### 1 報告の要領

##### (1) 報告の種類

報告の種類は次のとおりとします。

- ア 概況速報
- イ 災害速報
- ウ 被害報告 (ア) 中間報告 (イ) 確定報告

##### (2) 報告の内容と時期

###### ア 概況速報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、「三重県災害対策活動実施要領様式1（資料15-1）」に基づく内容とし、町から県地方部総括班を経て、県災害対策本部事務局総括班に報告します。なお、様式1の代替として、被害速報送受信票も可とします。

県内に震度4以上の地震があったとき又は津波注意報が発表されたものについては、速やかにその第1報を報告するものとします。

###### イ 災害速報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票及び「三重県災害対策活動実施要領様式2（資料15-1）」に基づく内容とし、町から県地方部総括班を経て、県災害対策本部（防災危機管理部防災対策室、地震対策室、消防・保安室）に報告します。

###### ウ 被害報告

###### (ア) 中間報告

ア、イの速報の段階において、報告を求められたときは、その都度、所定の様式又は項目により県関係地域機関に報告します。

###### (イ) 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令その他所定の様式、方法（時期）に基づき報告します。報告要領は、上記アのとおりとします。

###### エ その他

(ア) 通信手段の途絶、輻輳等により県地方部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、町は直接消防庁へ連絡するものとします。

(イ) 火災・災害等速報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等（震度5強以上の地震発生等）については原則30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、第一報を県地方部総括班ほか、直接消防庁に対しても報告するものとします。

(ウ) 住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、前記の速報とは別に「三重県災害対策活動実施要領様式A（資料15-1）」による住家等被害状況速報を県地方部保健福祉事務所を経由して県災害対策本部（第1救助班）に報告するものとします。

☞ 資料15-1 「災害報告様式」参照

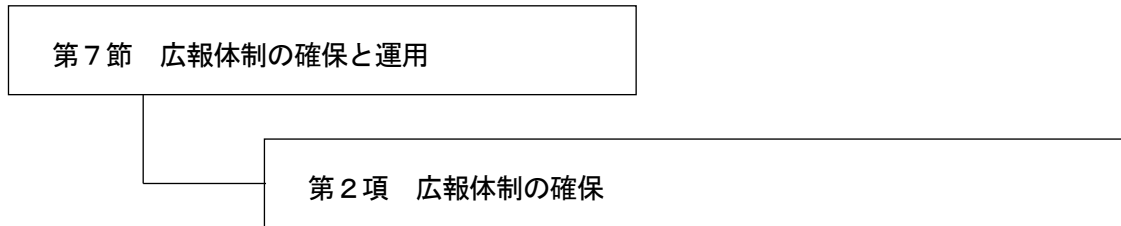
第7節 広報体制の確保と運用

【主担当課等】

防災安全課、まちづくり推進課

第1項 活動方針

災害時において、あらゆる広報手段を利用して、住民及び被災者等への伝達・広報活動を行います。その際、避難行動要支援者に配慮したものとします。



第2項 広報体制の確保

1 広報内容

住民等への広報内容の主なものは次のとおりとします。

- (1) 災害発生状況
- (2) 気象警報（特別警報を含む）・注意報
- (3) 町災害対策本部に関する情報
- (4) 救助・救出に関する情報
- (5) 避難に関する情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）
- (6) 被災者の安否に関する情報
- (7) 二次災害の危険性に関する情報
- (8) 主要道路情報
- (9) 公共交通機関の状況
- (10) 電気、水道、ガス等ライフライン施設の状況
- (11) 医療機関及び救護所等の状況
- (12) 給食、給水、生活必需品等の供給に関する情報
- (13) 河川、港湾、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (14) 防疫・衛生に関する情報
- (15) 教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
- (16) ボランティア及び支援に関する情報
- (17) 住宅に関する情報
- (18) 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（町長からの呼びかけ等を含む）

2 伝達及び広報手段

次に示す例の中から、可能な限り多くの伝達及び伝達及び広報手段を用います。

- (1) スピーカーによる放送
- (2) 町防災行政無線
- (3) 広報車

〔南伊勢防〕

- (4) 掲示板
- (5) 広報紙、チラシ等の印刷物
- (6) 区、自主防災組織等の連絡網による伝達
- (7) ホームページ
- (8) CATV文字放送
- (9) 携帯電話のメールサービス
- (10) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)や「ツイッター」などのソーシャルメディア等

### 3 報道機関に対する報道要請等

- (1) テレビ、ラジオ、新聞紙面等を通じて情報を伝達するよう県に要請します。ただし、やむを得ない場合には、直接報道機関に依頼し、事後に県に報告します。
- (2) 報道機関は、極めて広範囲にかつ迅速に伝達できるため、町災害対策本部は、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表します。また、報道機関が独自に行う取材活動についてはできる限り協力します。

### 4 広報資料の収集

- (1) 各班（各課等）は、各担当分野に係る災害写真を撮影し、災害の記録に努め、総務班は各班の協力のもとに全体記録を収集及び整理するものとします。
- (2) 調査報告及び災害写真は、広報担当に提出するものとし、それを広報材料として活用します。

### 5 広聴（問い合わせ・相談）体制

- (1) 災害時においては、被災地区ごとの広聴体制を強化します。
- (2) 住民等からの問い合わせや相談に対応するため、住民対応窓口を設置します。

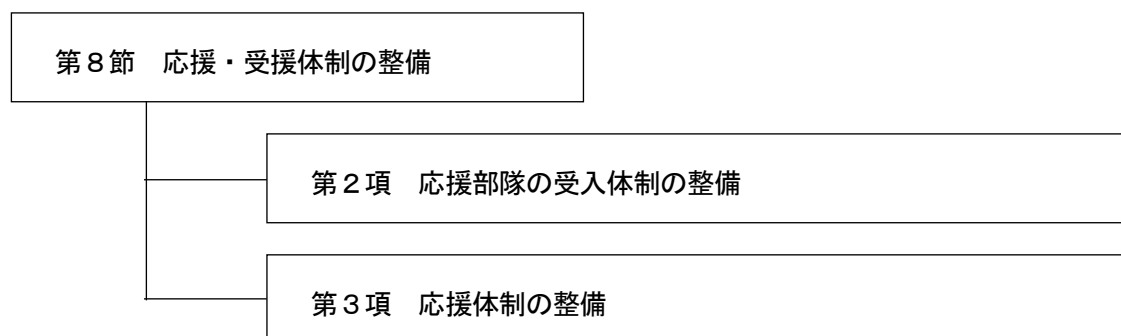
## 第8節 応援・受援体制の整備

### 【主担当課等】

防災安全課、子育て・福祉課、（南伊勢町社会福祉協議会）

### 第1項 活動方針

町は、国の活動要領に基づく広域応援部隊・救援物資・災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れを迅速に行い、被災地へ効果的に展開するため、広域的な応援・受援体制を整備します。



## 第2項 応援部隊の受入体制の整備

### 1 情報の提供と応援の協議

町内の応急対策の進展状況、被害状況、道路交通状況等の必要な情報の提供と共有を行います。また、応援ルートや活動拠点の選定及び応援内容に関する協議・検討をします。

### 2 応援部隊の誘導等

応援部隊を応援ルートや活動拠点に誘導します。また、協議・検討により事前に定められたヘリコプター臨時離着陸場を準備・提供します。

### 3 救援物資の受入れ

- (1) 町における救援物資の集積場所を選定・確保し、早期に救援物資の受入体制を整えます。
- (2) 救援物資の受入れに必要な人員・資機材を準備します。なお被災状況により人員・資機材等が準備できない場合には、県及び協定事業者へ要請することとします。
- (3) 受援施設として高台移転による二次物資拠点を確保します。

### 4 災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れ

災害派遣医療チーム（DMAT）が効果的な災害医療を行えるよう、町の被災状況等について情報提供と必要な支援を行います。

### 5 ボランティアの受入れ

- (1) 関係機関との相互協力により、町は「現地災害ボランティアセンター（町災害ボラセン）」を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れます。
- (2) 現地災害ボランティアセンターにおける受入体制は、第5部第2章第5節「ボランティア活動の支援」によります。

☞ 第5部第2章第5節「ボランティア活動の支援」（5-14～18ページ）参照

### 6 海外からの支援の受入れ

町は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努めます。

## 第3項 応援体制の整備

町長は、広域的な応援を実施する必要があると認めた場合、各協定等に基づく応援要員・救援物資等の応援を迅速に整え、被災地へ向けて前進します。

## 第9節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等

**【主担当課等】**

総務課、防災安全課

### 第1項 活動方針

町は、大規模災害の発生又は発生の恐れがある場合に、緊急に必要とする膨大な応急対策業務を迅

〔南伊勢防〕

速かつ確実に処理するために、県や防災関係機関等に応援を求めるための派遣要請についての体制を確保します。

第9節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等

第2項 他の防災機関等からの要員の確保

第2項 他の防災機関等からの要員の確保

災害の規模等により町災害対策本部の人員のみで対処できない場合又は特殊作業のため労力、機械等が必要な場合は、次に掲げるところにより措置します。

1 労務者及び車両、作業機械等の確保に係る協力要請

- (1) 南伊勢町災害ボランティアネットワークに依頼する。この場合において、町建設業協会、町指定水道公認業者、町内の運送業者等の協力と密接な連絡を保ち、協力を依頼します。
- (2) 三重県建設業協会、南三重電気工事協同組合、伊勢広域上下水道事業協同組合等との密接な連絡を保ち、応援を依頼します。
- (3) 南伊勢町災害ボランティアネットワークへ協力要請します。

2 応援要請

(1) 指定地方行政機関（国）、県及び他市町に対する職員の応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の職員の派遣（基本法第29条第2項）、県及び他市町職員の派遣（地方自治法第252条の17）等を指定地方行政機関の長、知事及び他市町の長に対し要請します。

(2) 相互応援協定の活用

各種協定（資料編4-6）を活用し、他の防災関係機関等の応援を要請するものとします。

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

(3) 日本赤十字社奉仕団への要請

町災害対策本部において、日本赤十字社奉仕団の応援を求める場合には、南勢志摩地方部（保健福祉事務所）に応援を要請するものとします。

ただし、緊急を要する場合には町災害対策本部から直接、日本赤十字社に要請するものとします。

(4) 自衛隊及び海上保安庁への要請

災害に対し自衛隊及び海上保安庁への要請行うときは、本章第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に定めるところにより要請します。

☞ 第4部第1章第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」

（4-13～17ページ）参照

(5) 広域的な受援体制の整備

国の活動要領に基づく広域応援部隊・救援物資・災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れを行うときは、本章第8節「応援・受援体制の整備」に定めるところにより応援部隊の受入体制を整備します。

☞ 第4部第1章第8節「応援・受援体制の整備」（4-26～27ページ）参照

## 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策

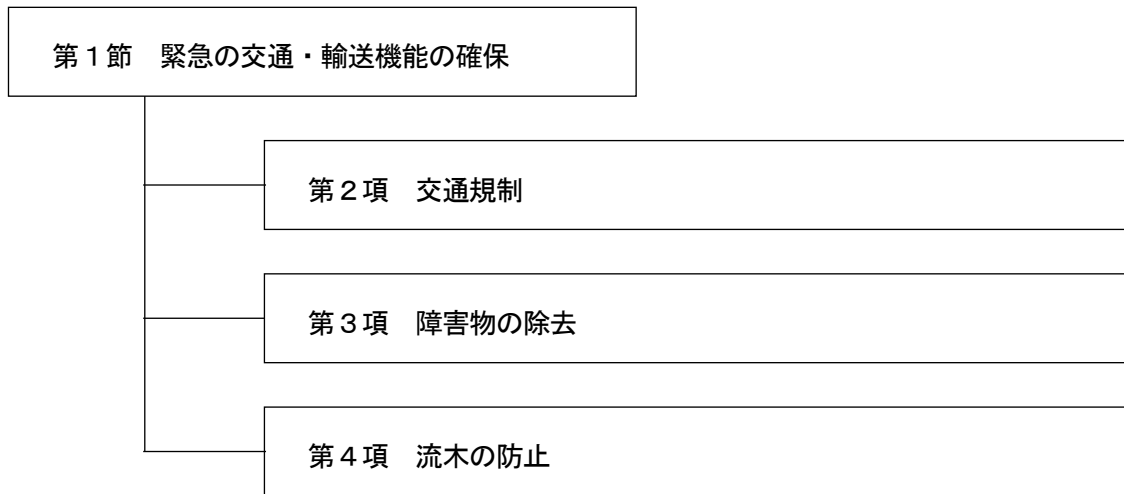
### 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保

【主担当課等】

建設課、水産農林課、防災安全課

#### 第1項 活動方針

災害発生時は、交通の混乱とともに、道路等に障害物が発生することが想定されるため、町は関係機関と協力して、救出・救助活動等の最優先に実施すべき応急対策活動に支障が生じないように、交通規制、障害物除去等を実施するなど、緊急の交通・輸送機能を確保します。



#### 第2項 交通規制

##### 1 交通状況の調査

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、町災害対策本部は、道路管理者等その他の関係機関との連携を密にして情報を収集するとともに、町内の道路交通障害情報等を通報する等、相互の情報交換を実施します。

##### 2 交通規制の実施責任者

道路交通制限は、道路管理者（町長等）及び警察（伊勢警察署）が実施する権限を持つもので、災害時は、速やかに必要な規制を行います。

##### 3 交通規制の実施

###### (1) 道路管理者による交通規制

道路管理者（町長等）は、道路の損壊・決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路法（第46条）に基づく交通規制を実施します。この場合、警察（伊勢警察署）との連絡を密に行います。

###### (2) 警察（伊勢警察署）による交通規制（参考：県計画より）

警察（伊勢警察署）は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため通行の

禁止及び制限を行う必要があると認めるときは、次により交通規制を実施します。

ア 道路交通法（以下「道交法」という。）に基づく署長の交通規制

署長は、発災後、直ちに道路の被害状況を調査し、被災地周辺の幹線道路及び避難路について被災地への流入抑制を図るほか、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止します。

イ 災害対策基本法に基づく交通規制

公安委員会は、基本法第76条第1項に基づき指定された緊急交通路及び迂回路を指定して、必要な交通規制を実施します。

署長は、緊急交通路に指定された路線において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限並びに迂回路における整理誘導を行います。

ウ 道交法に基づく公安委員会による交通規制

上記の交通規制実施後、被災の状況及び通行実態等からみて、さらに交通規制の必要があると認めるときは、上記の交通規制を解除し、あらためて公安委員会の権限に基づく車種、時間等を指定した車両の通行を禁止し又は制限します。

エ その他の交通規制

道路の亀裂、損壊、橋梁落下その他交通に支障のある箇所については、一義的には道路管理者が実施するが、警察においても危険防止のための交通規制を実施する。

(3) 交通規制の周知等

交通規制を実施した場合は、警察本部交通規制課及び道路管理者（町長等）は、報道機関、日本道路情報センター及び交通情報板等を通じ、規制の区域又は区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を掲出し、交通規制の内容について周知徹底を図ります。

#### 4 路上放置車両等に対する措置

(1) 警察官の措置

基本法第76条の3に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあるとき、警察官は、その管理者等に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができます。

また、現場に管理者等がないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができます。

(2) 現場に警察官がない場合の措置

消防吏員及び災害派遣部隊自衛官は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいないうちに限り、(1)の警察官のとする措置を行うことができます。

ただし、この措置は、直ちに伊勢警察署長に通知します。

#### 5 道路の応急復旧等

(1) 道路、橋梁等の応急措置

道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合は、当該道路に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を行い、交通を確保します。

(2) 被害箇所等の通報連絡体制及び調査

ア 災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報します。

イ 通報を受けた警察官又は町長は、相互に連絡するとともに、町長は、被害状況の調査に当たります。調査の結果、支障箇所を発見したときは、その道路名、箇所、その他被害状況等を防災関係機関に連絡します。

ウ 道路管理者及び上下水道、電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報します。

## 6 緊急通行車両の確認

### (1) 事前届出制度

ア 災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する町有車両のうち必要な車両を事前に届け出て、緊急通行車両として指定を受けます。

イ 事前届出についての事務は、伊勢警察署交通課において受け付けし、警察本部交通規制課において行われます。

### (2) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

#### ア 確認の申し出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出ます。

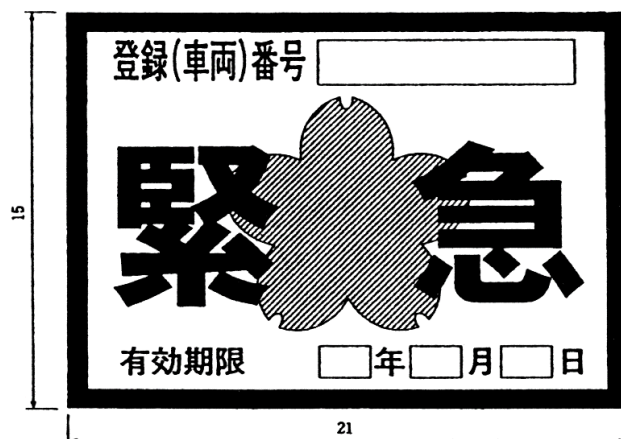
#### イ 標章及び証明書の交付

上記において確認を受けたときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定める標章及び証明書が交付されます。

#### ウ 緊急通行車両の確認の取扱い

緊急通行車両の確認事務については、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、各警察署及び災害時に設置される交通検問所ならびに知事部局において行います。

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とします。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施します。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルです。

## 7 海上交通の規制及び確保（参考. 県計画より）

鳥羽海上保安部及び港湾管理者は、海上の交通安全を確保するため、次の活動を行います。

- (1) 海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行います。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止します。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。
- (4) 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保します。
- (5) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めます。

## 第3項 障害物の除去

### 1 障害物除去の実施責任者

- (1) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行います。
- (2) 救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた町長が行います。

### 2 障害物除去の対象

災害時における障害物の対象は、おおむね次のとおりとします。

- (1) 住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (2) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (3) その他公共的立場から除去を必要とする場合

### 3 障害物除去の方法

- (1) 町は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は町建設業協会等の協力を得て速やかに行います。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないように実施します。

### 4 除去した障害物の処理

#### (1) 障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮しますが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管します。

- ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所
- イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

#### (2) 障害物の処理における留意点

- ア 障害物の発生量の把握
- イ 危険なもの、通行上支障のあるもの等の優先的な収集
- ウ できる限りの分別収集とリサイクル化

## 5 救助法による障害物の除去

救助法による障害物の除去は、資料編（資料4-5）に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」として掲げています。

☞ 資料4-5 「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」参照

### 第4項 流木の防止

#### 1 貯木場における措置

##### (1) 民間貯木場

警察は、必要があると認めたときは、所有者、占有者に対し木材の流出防止について必要な措置をとるよう指示します。

#### 2 流木の除去

(1) 港湾区域内（漁港水域内）に漂流する流木については、関係防災機関・港湾管理者及び漁港管理者は、相互に連絡を密にし、その所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、関係防災機関・港湾管理者又は漁港管理者がこれを除去するものとしますが、直ちに除去できない場合には、標識を設置し、船舶運航の安全を図ります。

(2) 河川区域内及び海岸保全区域に漂流する流木については、河川管理者及び海岸管理者並びに町は、その所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、河川管理者、又は海岸管理者又は町並びに関係者が協力してこれを除去するものとしますが、直ちに除去できない場合には、安全な場所に移動するなどの対策に努めます。

(3) ため池や浸水地域に漂流する流木については、町及び警察が（1）又は（2）に準じた対策をとります

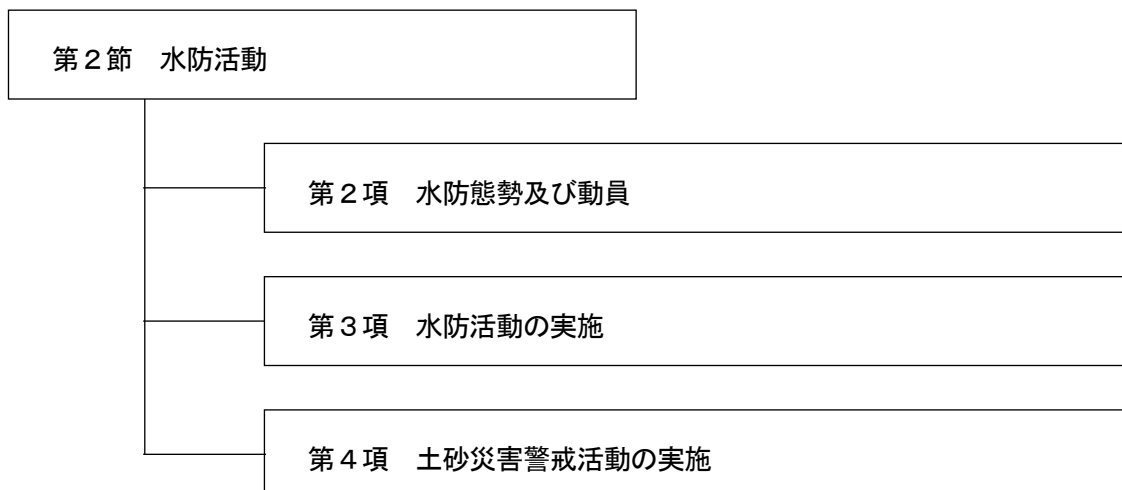
### 第2節 水防活動

**【主担当課等】**

防災安全課、建設課、水産農林課、(消防団)

#### 第1項 活動方針

町及び防災関係機関は、洪水又は高潮による水災並びに土砂災害による被害を防ぎ軽減するため、水防及び土砂災害警戒活動を行います。



## 第2項 水防態勢及び動員

町は、第1章第1節「災害対策活動の実施体制の確保」に定める組織（町災害対策本部）を確立し、第1章第2節「災害対策要員の確保」に従って、動員を実施し、水防活動に当たります。

☞ 第4部第1章第1節「災害対策活動の実施体制の確保」（4-1～8ページ）参照

☞ 第4部第1章第2節「災害対策要員の確保」（4-8～10ページ）参照

## 第3項 水防活動の実施

### 1 災害発生前の対策

- (1) 水防管理者（町長）は、水防法第9条に基づき、水防上危険と思われる河川、海岸保全施設等の巡視を行います。
- (2) 水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに当該河川、海岸保全施設等の管理者に報告し、必要な措置を求め、県水防支部（伊勢建設事務所）に報告します。
- (3) 河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者は、洪水、高潮に発生が予想される場合には、せき、水門等の適切な操作を行います。
- (4) 操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を伊勢警察署に通知するとともに一般に周知させます。
- (5) また、水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に避難行動要支援者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難ができる対策を進めます。

☞ 資料9-3 「重要水防区域」参照

☞ 資料9-4 「樋門・水門・閘門・樋管等設置箇所」参照

☞ 資料9-5 「防潮扉・角落等設置箇所」参照

☞ 資料9-6 「水門・陸閘（海岸保全施設）」参照

### 2 災害応急対策等に必要な資機材の緊急点検等

町は、災害が発生した場合において、水防活動及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の緊急点検、整備及び配備等を準備します。

### 3 監視、警戒態勢

水防本部長（町長）は、大雨・洪水・高潮に関する予報及び警報が発せられたときは、又は必要と認められる場合は、消防団を出動させ、次の緊急の応急対策を実施します。

- (1) 常時、町内の河川、海岸保全施設等を巡視します。
- (2) 気象に関する警報が発令された場合は速やかに連絡員を置き、関係機関との連絡を密にするとともに、水位（水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位（特別警戒水位））、流量等の諸情報を収集して水防活動に備えます。
- (3) 水防警報が発令されたとき、又ははん濫注意水位（警戒水位）に達したときは、出動準備をなし、団員を待機させるとともに住民に周知させます。
- (4) はん濫注意水位（警戒水位）を超え、なお増水のおそれがあるときは、水防本部長（町長）は状況をよく判断のうえ、水防団長（消防団長）を通じて団員を出動させ水防作業を開始します。
- (5) 水防法第24条によりさらに必要があるときは、区域内に居住者等に協力を求め、区域内水防作業に従事させることができます。

- (6) 堤防が著しく危険にさらされ決壊、はん濫等が予想される場合は、当該河川、海岸保全施設等の管理者に連絡するとともに、伊勢警察署長に通知のうえ避難のための立退きを指示します。
- (7) 堤防決壊等の場合は、できる限り被害の拡大を防止するよう努力するとともに、直ちに、県水防支部（伊勢建設事務所）、伊勢警察署その他の関係機関に通報します。

活動時期及び活動内容

水防信号	活動時期	活動内容
第1信号	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防警報が発令されたとき</li> <li>警戒水位に達したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出動準備をし、消防団員（水防団員）を待機させる。</li> <li>住民に防災行政無線等により周知を図る。</li> </ul>
第2信号	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒水位を越え、なお増水のおそれがあるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況をよく判断した上で消防団員（水防団員）を出動させ、水防活動を開始する。</li> </ul>
第3信号	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防管理者（町長）が水防上さらに必要があると認めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域内の居住者を出動させ、水防作業に従事させることができる。</li> </ul>
第4信号	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防が著しく危険にさらされ、決壊、氾濫等が予想される時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県水防支部（伊勢建設事務所）、伊勢警察署に通知の上、避難のための立ち退きを指示する。</li> </ul>

#### 4 水防活動における応急措置

- (1) 堤防、ため池、樋門等が損壊又は決壊したときは、水防管理者（町長）、水防（消防）団長、消防機関の長等は、作業員等の安全が確保できる範囲内で、でき得る限り被害の増大を防止するように応急措置に努めます。
- (2) 当該河川、海岸堤防等の管理者は、二次災発生を抑止するため、早期の応急復旧工事を実施します。

#### 5 応援要請

- (1) 水防管理者（町長）は、緊急の必要がある場合には、他の水防管理団体及び志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部の出動を要請し、又は伊勢警察署の協力を要緊要請します。
- (2) 自衛隊及び海上保安庁に災害派要請を求める場合は、第1章第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に定めるとおりです。

☞ 第4部第1章第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」  
(4-13～17ページ) 参照

#### 6 水防解除

- (1) 水防解除は、県水防本部長又は県水防支部長（伊勢建設事務所長）が命じます。
- (2) 水防本部長（町長）は、水位が警戒水位を下り、水防活動の必要を認めないと判定した場合は、県水防支部長（伊勢建設事務所長）に協議のうえ、水防解除の指示を受けます。
- (3) 水防解除に当たっては、水防本部長（町長）は、速やかに住民に周知します。

#### 7 水防報告

[南伊勢防]

## (1) 水防活動の概要報告

水防本部長（町長）は、次の場合、その概要を県水防支部（伊勢建設事務所）に報告します。

- ア 警戒水位に達し、また、それ以外の場合に消防団が出動したとき。
- イ 水防作業を開始したとき。
- ウ 堤防、水こう門、角落とし等に異常を発見したとき。

## (2) 水防てん末報告

水防本部長（町長）は、水防終結後、直ちに県水防支部（伊勢建設事務所）に水防てん末を報告します。

## 第4項 土砂災害警戒活動の実施

## 1 情報収集及び伝達

町（災害対策本部）は、次の事項に留意し、情報の収集及び伝達を行います。

- (1) 局地的な降雨等の情報収集に努めるとともに、土砂災害情報相互提供システムを活用し、住民からの土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努めます。
- (2) 土砂災害警戒情報の発表又は土砂災害の発生が予想される場合は、関係する住民等に対し、早急に注意を喚起するため、必要な情報を住民等へ伝えます。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集及び伝達を行います。

☞ 第4部第1章第5節第2項5「土砂災害警戒情報」（4-20ページ）参照

- (3) 土砂災害警戒情報等が発表された場合、砂防指定地等の区域及び指定区域外の危険な箇所（資料10-1～3、資料10-6参照）については、当該地区を含む区長や避難行動要支援者関連施設の管理者等に対し、把握している時間雨量と累加雨量等の情報を、電話、ファクシミリ等により伝達します。

☞ 資料10-1 「土石流危険溪流」参照

☞ 資料10-2 「急傾斜地崩壊危険箇所」参照

☞ 資料10-3 「急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地」参照

☞ 資料10-6 「砂防指定地内の溪流」参照

- (4) 避難の指示等の伝達を行う場合は、可能な限り多くの伝達及び広報手段を用いるとともに、特に、避難行動要支援者に対する確実な情報伝達手段を整えます。

☞ 第4部第1章第7節「広報体制の確保と運用」（4-25～26ページ）参照

- (5) 特に、具体的に危険が予想される区域の住民に対しては、戸別伝達に努めます。
- (6) 避難行動要支援者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣住民の協力を得て、早期の避難誘導に努めます。

## 2 土砂災害による被害の防止及び軽減対策

土砂災害の発生による被害を防止及び軽減を図るための対策を進めます。

- (1) 降雨時の気象状況の十分な把握、崩壊面、周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視を実施します。
- (2) 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の住民の避難の指示等を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等を実施します。

☞ 第4部第4章第1節第4項6「警戒区域の設定」（4-52～53ページ）参照

- (3) 降雨継続時における崩壊危険箇所については、その周辺へのシート被覆、安全に留意した崩壊

[南伊勢防]

防止措置を実施します。

(4) 土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地調査を行い、不安定土砂の除去、応急排水路の設置、仮設防護柵の設置等の必要な応急工事を実施します。

(5) 発災後の降雨等による二次災害の発生の防止及び軽減を図るため、崩壊災害危険箇所の点検を行います。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民及び関係機関に周知を図り、土砂災害防止法等に基づく警戒避難体制の整備など、必要な応急対策を行います。

☞ 第2部第3章第3節「土砂災害予防対策の推進」(2-21~23ページ) 参照

(6) 二次災害の危険性に関する情報とともに、気象、被害の状況、安否情報、ライフライン、交通施設等の役立つ情報等を住民等に適切に提供するとともに、危険を回避するための情報の周知を図ります。

その際、避難行動要支援者に配慮した情報の伝達を行います。

### 第3節 ライフライン施設被災時の応急対策

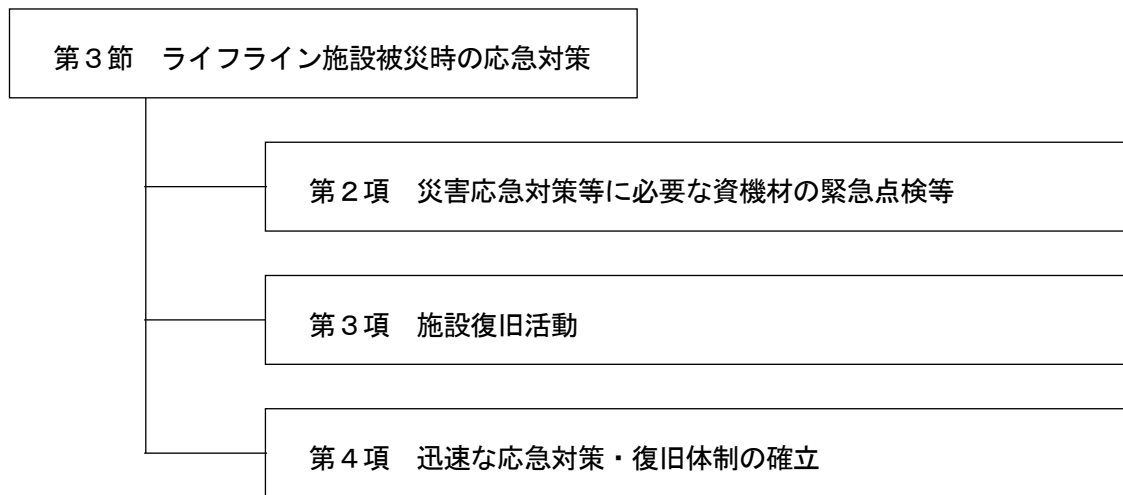
#### 【主担当課等】

上下水道課、建設課、防災安全課、まちづくり推進課

#### 第1項 活動方針

上水道、下水道等のライフライン施設の関係機関は、災害発生後、所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保に努めるものとし、迅速な応急復旧を行うため、機関相互において、緊密な連携の確保に努めるものとします。

特に水道施設については、被害を受けた場合には被災者に大きな影響を及ぼすことから、優先して迅速な応急復旧を行います。



#### 第2項 災害応急対策等に必要な資機材の緊急点検等

各施設の管理者等は、災害が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の緊急点検、整備及び配備等の準備を行います。

#### 第3項 施設復旧活動

##### 1 上水道

[南伊勢防]

- (1) 水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと、県災害対策本部と連絡を密にしながら応急復旧計画を策定し、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努めます。
- (2) 水道施設の復旧作業は、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管などの重要施設から優先的に実施します。
- (3) 配水管の復旧に際しては、必要に応じ、共同栓を仮設して給水を開始します。
- (4) 被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努めます。
- (5) 町のみでの対応が困難な場合、「三重県水道災害広域応援協定」（資料4-6）に基づき、南勢志摩ブロック代表者（松阪市）又は県等に応援要請します。  
☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照
- (6) 水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、町民の不安解消に努めます。

## 2 水道応急復旧活動の調整（参考：県計画より）

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急復旧活動について調整にあたります。

- (1) ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約します。
- (2) ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認します。
- (3) ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請します。
- (4) ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請します。
- (5) ブロック代表者は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請します。

## 3 下水道

- (1) 下水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと、県災害対策本部と連絡を密にしながら応急復旧計画を策定し、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の緊急性、重要性が高いものから応急復旧を行い、下水道施設機能の迅速な回復に努めます。また二次災害の防止に努めます。
- (2) 下水道施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、早期に応急復旧工事に着手するよう努めます。
- (3) 復旧までの間、必要に応じて住民に対し、水洗トイレや風呂等の使用を極力控える広報活動を行います。
- (4) 処理不能となった場合、公共下水道管理者及び集落排水管理者は住民に対し、使用制限の措置を講じます。また、下水道施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努めます。

## 第4項 迅速な応急対策・復旧体制の確立

被害の拡大や二次災害を防止するため、町及びライフライン施設の関係機関は、連絡体制を常に明  
〔南伊勢防〕

確にし、相互に連携を図りながら、迅速な応急対策・復旧体制を確立します。

#### 第4節 公共施設被災時の応急対策

**【主担当課等】**

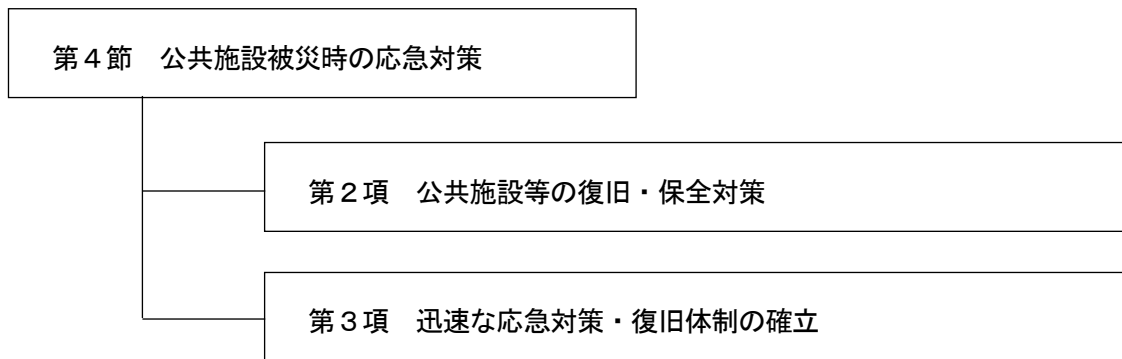
建設課、水産農林課、防災安全課

##### 第1項 活動方針

大規模な災害の発生後は、道路、橋梁、港湾・漁港施設、河川、海岸等の公共土木施設は、町内で甚大な被害が想定され、大きな混乱の原因となり、応急対策上の障害にもなります。緊急輸送・搬送ネットワークを確保するとともに、町民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止します。

また、農業用施設、林業用施設及び漁業用施設が被害を受けた場合は、応急復旧の実施等必要な措置を行います。

なお、災害が発生した場合、工事中の公共工事は工事の中断等の措置を行います。



##### 第2項 公共施設等の復旧・保全対策

###### 1 公共土木施設

###### (1) 道路・橋梁

ア 緊急交通路の確保に引き続き、町民生活に欠くことのできない重要な生活道路については、被災後速やかに被害状況を把握するほか、緊急度、重要度を勘案しながら障害物除去、応急復旧工事に着手します。

イ 障害物の除去については、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊等が協力して必要な措置をとるものとします。

ウ 道路管理者は、町及び(一社)三重県建設業協会との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努めます。

###### (2) 港湾・漁港施設

被災後の地域の状況によって海上の緊急輸送用の拠点として、応急仮栈橋を建設して緊急輸送に対処するよう管理者に要請します。

また、速やかに岸壁、物揚場等港湾施設の補修や補強を行うとともに、二次災害を防止するため、崩壊した構造物等の障害物の除去や船舶の航行に支障のないよう標識、照明等の設置を管理者に要請します。

###### (3) 河川・海岸

河川及び海岸の堤防並びに護岸については、被災後、速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除します。

## 2 農業用施設、林業用施設及び漁業用施設

### (1) 農業用施設、林業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手します。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行います。

### (2) 漁業用施設

災害の発生により、漁業用施設に被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、応急復旧の実施等必要な措置を行います。

## 第3項 迅速な応急対策・復旧体制の確立

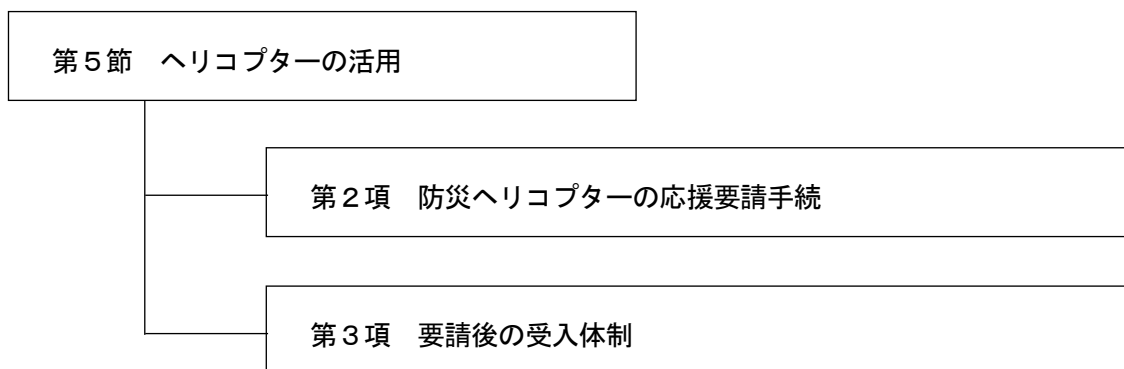
被害の拡大や二次災害を防止するため、町及び公共施設の関係機関は、連絡体制を常に明確にし、相互に連携を図りながら、迅速な応急対策・復旧体制を確立します。

## 第5節 ヘリコプターの活用

【主担当課等】  
防災安全課

### 第1項 活動方針

災害が発生し、より迅速かつ的確に対応を必要とする場合には、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に利用し、災害応急対策の充実強化を図るものとします。



### 共通事項 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「三重県防災ヘリコプター運航管理規程」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」(資料1 1-1)の定めるところにより、町の要請に基づき運航するが、非常体制が発令された場合は、町の要請の有無にかかわらず、情報収集等の活動に自動的に出動するものとします。

☞ 資料1 1-1 「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」参照

## 第2項 防災ヘリコプターの応援要請手続

[南伊勢防]

町長は、「三重県防災ヘリコプター支援協定」に基づき、知事に対し防災ヘリコプターの応援要請を次のとおり行うものとします。

### 1 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、町長、志摩市消防本部消防長又は紀勢地区広域消防組合消防本部消防長は応援を要請するものとします。

- (1) 災害が、隣接市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 町、志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

### 2 応援要請方法

知事（防災対策室）に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとなりますが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出するものとします。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

### 3 緊急応援要請要求連絡先

防災対策部 消防・保安課 防災航空班      T E L   059-235-2558（緊急専用回線）  
F A X   059-235-2557

### 第3項 要請後の受入体制

町は、県防災ヘリコプターの派遣を要請した場合には、県防災ヘリコプターが円滑に活動できるよう、直ちに次の準備等を行います。

- (1) 町の連絡責任者の決定
- (2) ヘリポートの確保
- (3) その他応援要請内容に応じた必要な措置

### 第3章 救助・救急及び医療・救護活動

#### 第1節 救助・救急及び消防活動

**【主担当課等】**

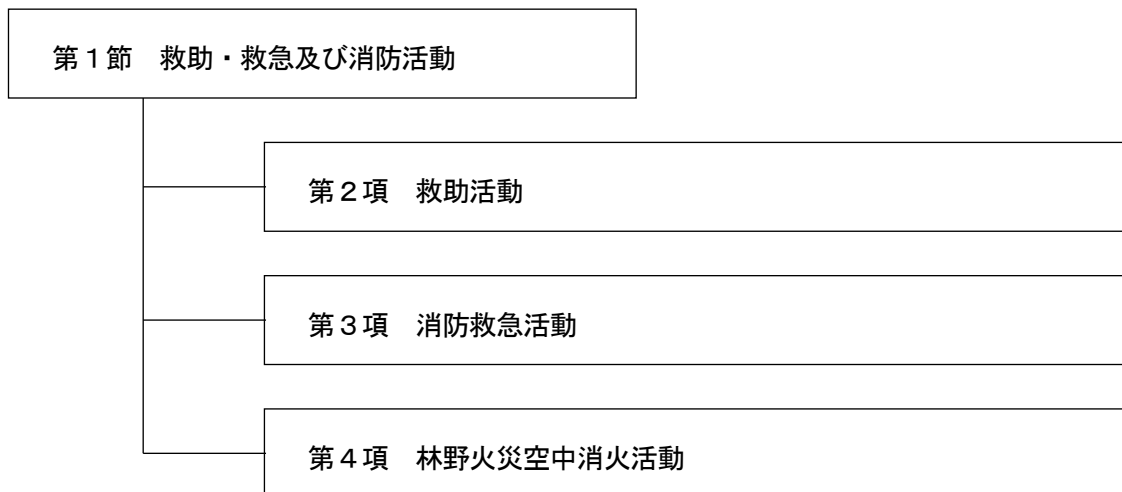
防災安全課、(消防本部・消防団)

#### 第1項 活動方針

大規模災害が発生した場合、救助を要する者が多数発生し、消防本部や警察等のみの力ではこれら要救助者を救助することができないことが想定されます。そのため、消防団や自主防災組織を中心とした住民自身が、出火防止・初期消火活動を行うとともに、住民の避難時における安全確保を行い、可能な限り早期に救助活動に参加します。

また、同時多発火災等から住民の生命・身体を保護するため、町は、自衛隊、海上保安庁、警察、消防機関及び医療機関と連携し、救助・救急及び消防活動が迅速かつ適切に実施できる体制を構築します。

なお、活動にあたっては、県防災ヘリコプター等を有効に活用します。



#### 第2項 救助活動

##### 1 活動の実施及び調整

被災者の救出は、町災害対策本部において迅速に対応することを原則とします。

救出は、災害の種類、被災地域の状況等によって条件が異なり、かつ特殊技術器具等を必要とする場合もあって、町のみでは十分な救出活動ができないときは、関係機関と緊密な連絡をとり、実施するものとします。

- (1) 町は、志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部、警察、医療機関、自衛隊等の協力を得て、救急・救助活動を実施します。また、住民の相互支援を呼びかけます。
- (2) 大震災が発生した場合には、被害が広域において同時多発し、輸送路も麻痺しやすいことから救助機関が被災地に赴くのに時間を要することとなります。被災地の地元住民や自主防災組織、消防団等は、救助関係機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救助活動に努めます。
- (3) 町単独では十分な救出活動が困難な場合は、県や他の市町村へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたります。

## 2 資機材の確保

- (1) 救急・救助活動に必要な資機材については、原則として当該活動を実施する機関が携行します。
- (2) 必要に応じて民間からの協力等により、必要な資機材を調達します。

## 3 救助法による救助

救助法による救助は、資料編（資料4－5）に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」として掲げています。

☞ 資料4－5 「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」参照

## 第3項 消防救急活動

### 1 消防救急活動の実施及び調整

- (1) 町は、志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部と協力し、住民や事業所に出火防止と初期消火の徹底について、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団と一体となって避難の安全確保及び延焼防止を行います。
- (2) 町は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施します。
- (3) 災害の規模が大きく、関係機関の応援を必要とするときには、町は「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請します。  
また、他市町からの要請又は県からの指示があった場合は、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図ります。
- (4) 町は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請します。  
また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとします。

☞ 資料4－6 「相互応援協定等一覧」参照

### 2 応援部隊の進出・活動拠点の確保

自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保します。

### 3 資機材の点検・調達

- (1) 消防機関は、地震が発生した場合において、消防活動等を実施するため、必要な資機材の緊急点検、整備及び配備等の準備を行います。
- (2) 消防救急活動に当たっては、それぞれの保有資機材を活用するが、必要に応じて民間からの協力等により資機材を確保し、効率的な活動を行います。

### 4 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとします。

## 第4項 林野火災空中消火活動

### 1 空中消火の実施

町長等は、林野火災空中消火を実施するにあたって次の措置を行います。

#### (1) 初動体制の整備

ア 町長等は、災害情報等を県（災害対策課）に報告します。

#### イ 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のため大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を選定します。

空中消火基地のうち、離着陸場所（ヘリポート）の選定については、第1章第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に定めるとおりです。

☞ 第4部第1章第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」

（4-13～17ページ）参照

#### ウ 火災現場付近の状況の把握

（ア）空中消火を効果的に実施するため、風向、風速等の状況を把握しておきます。

（イ）危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把握しておきます。

#### エ 資機材の確保

（ア）他の自治体、関係機関の保存状況を把握し、補給できる体制を整えます。

（イ）使用可能な消火機材及び消火剤数量並びにこれらの保管場所を把握しておきます。

#### オ 輸送手段の確立

（ア）資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておきます。

（イ）陸上輸送の場合は、必要に応じて警察署と連絡を取り、先導等の措置をとります。

#### (2) 空中消火活動

#### ア 現場指揮本部における任務

##### （ア）情報の総括

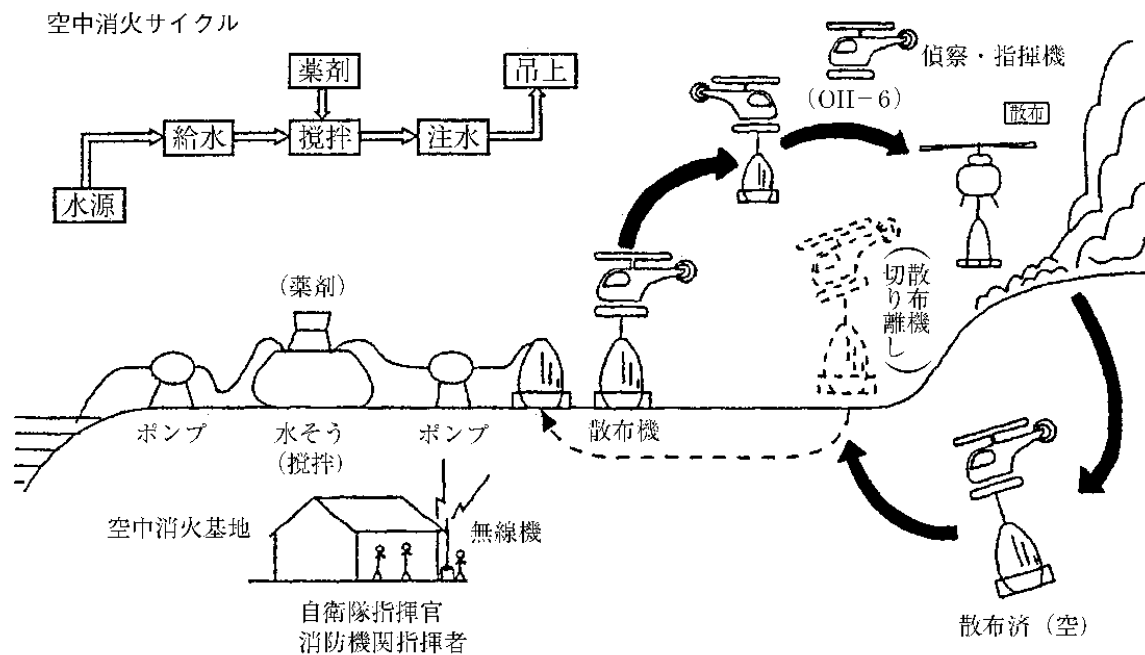
空中偵察用航空機、空中消火用航空機、各消防団その他関係機関からの情報収集と総括を行います。

##### （イ）空中・地上各消火隊の活動統制

消火活動が有機的に実施できるよう消火計画を作成し関係機関との連絡調整を行います。

#### イ 作業手順及び作業内容

消火薬剤の調合、作業手順等、関係機関と事前打合せを行い消火活動をします。



風水害等対策編  
第4部

(3) 派遣要請

ア 県防災ヘリコプターの派遣要請

町長は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの支援を要請することができます。

支援を要請する場合は第2章第5節「ヘリコプターの活用」の手続きにより行います。

☞ 第4部第2章第5節「ヘリコプターの活用」(4-40~41ページ) 参照

(4) 報告

町は、空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県(災害対策課)に報告します。

報告事項

- (ア) 林野火災の場所
- (イ) 林野火災焼失(損)面積
- (ウ) 災害派遣を要請した市町名
- (エ) 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- (オ) 散布回数(機種別)
- (カ) 散布効果
- (キ) 地上支援の概要
- (ク) その他必要事項

第2節 医療・救護活動

【主担当課等】

町立南伊勢病院、子育て・福祉課

第1項 活動方針

町及び医療・救護活動関係機関は、被災者等に対する救助・救急活動を迅速に行うとともに、大規模災害時には、同時多発する負傷者への医療活動を的確に医療・救護活動を行い、被災者等の生命、

[南伊勢防]

身体の保護に努めます。

また、高齢者、障がい者等の要配慮者支援をふまえた、医療・保健・福祉の連携を図ります。

## 第2節 医療・救護活動

### 第2項 医療及び助産の実施方法

#### 第2項 医療及び助産の実施方法

##### 1 医療救護班の編成

(1) 町は、災害現場において、医療活動を実施する必要があるときには、町立南伊勢病院及び伊勢地区医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、医療活動を実施します。

なお、医療救護班の編成基準は、次によります。

- ア 医師 1～2名（うち1名は班長）
- イ 看護師 2～5名（うち1名は看護師長）
- ウ 事務職員等 1～2名

※災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、また、専門分野の要員（医師、助産師、薬剤師等）を加えます。

(2) 医療救護班が不足するときには、県地方部に対し、医療救護班の派遣を要請します。ただし、緊急を要するときは隣接地の医療救護班の派遣要請等を行います。

##### 2 救護所の設置等

町は、医療活動のため必要と認める場合には、災害現場付近の適当な施設又は避難所等に救護所を設置します。

##### 3 医療情報の収集・伝達

町は、医療施設の診療状況、負傷者等の収容状況等の情報を迅速に把握し、住民等への伝達に努めます。

##### 4 患者搬送及び収容の実施

(1) 被災地の医療機関では十分な治療ができない患者等については、志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部に要請し、救急自動車等により医療が可能な町周辺の医療機関に搬送し、医療を実施します。

また、被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施するものとします。

上記によってもなお、受入れが困難な透析患者等については、他都道府県に対し、患者の一時避難先及び透析施設の確保を要請し、受入れ可能な地域への移送を行います。

また、町長等は、緊急性がありヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができます。

(2) 患者搬送体制については、本章第2節「緊急輸送手段の確保」によるものとします。

[南伊勢防]

☞ 第5部第2章第2節「緊急輸送手段の確保」（5-6～8ページ）参照

(3) 患者搬送先の町周辺の医療機関や災害拠点病院との連携体制を確立します。

## 5 医薬品等の確保

医療・助産の実施に必要な医薬品、衛生材料等は、原則として町内医療機関に備蓄されているものを使用しますが、不足する場合には、県地方部に要請します。

## 6 医療施設の応急復旧

### (1) 町立南伊勢病院応急復旧計画

町立南伊勢病院の災害による被害については、起債対象事業として早期に応急復旧を図るよう努めます。

### (2) 応急復旧用物資の優先供給

医療機関の応急復旧に必要な自家発電用の燃料や水等について、関係機関に対して優先供給を依頼します。

## 7 救助法による医療及び助産

救助法による医療及び助産は、資料編（資料4-5）に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」として掲げています。

☞ 資料4-5 「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」参照

## 第4章 緊急避難対策

### 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保

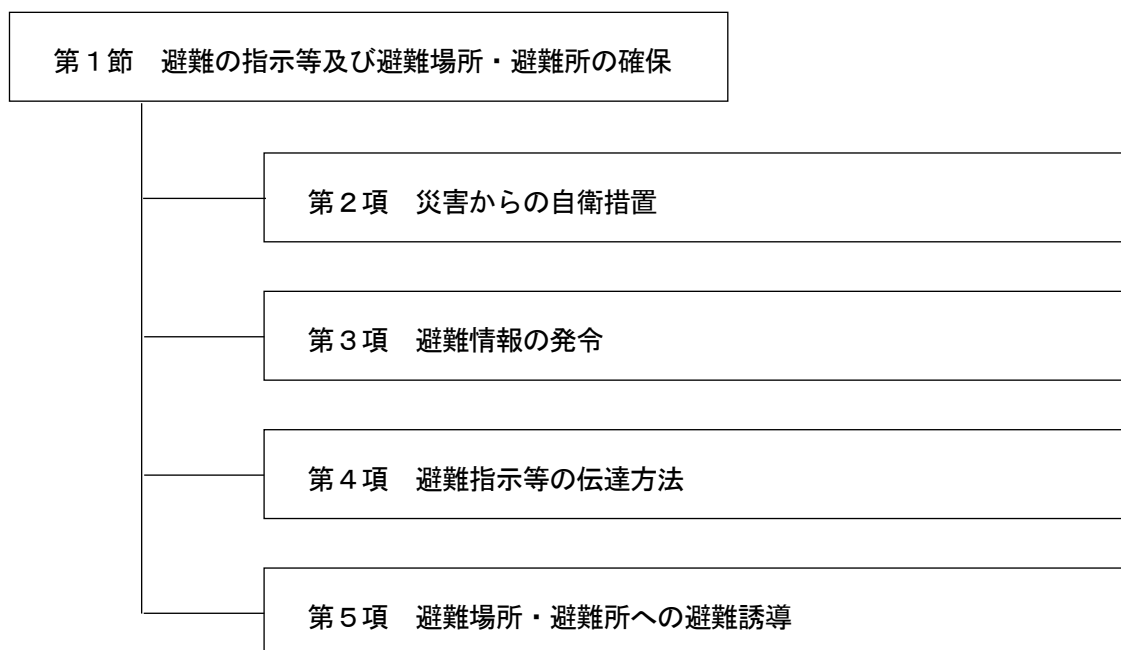
**【主担当課等】**

防災安全課、高齢者支援課、避難施設主管課

#### 第1項 活動方針

災害が発生し、避難の指示等が出された場合は、町及び防災関係機関等は、迅速かつ的確な避難誘導を実施し、人命の被害の軽減を図ります。

特に、特に、浸水想定地域や土砂災害警戒区域等の災害の危険性が懸念される地域に対しては、あらゆる手段を尽くして避難の指示を徹底します。



#### 第2項 災害からの自衛措置

##### 1 住民の自主避難と避難行動の促進

###### (1) 自主避難

住民等は、予警報が発表されたときや、停電等で情報が入手できない場合でも、ためらわず避難することが水害や土砂災害時の行動として重要です。夜間や浸水等で避難行動ができない場合があり、避難場所への移動は、水害や土砂災害が発生する前に行うことが基本であり、身の安全を第一に自主的な避難行動を行います。

###### (2) 避難行動の促進

避難に当たっては、地区の「災害時行動計画」に沿って、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な避難誘導により、避難場所に避難します。

##### 2 避難行動要支援者の避難支援

地区の「災害時行動計画」に沿って、可能な範囲で避難行動要支援者への災害情報の確実な伝達及び避難の支援に努めます。

### 第3項 避難情報の発令

#### 1 避難指示等の発令が必要な事態

- (1) 津地方気象台から豪雨、台風等の気象に関する警報等が発せられ、町の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難を要すると判断される時。
- (2) 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険がある時。
- (3) 土砂災害警戒情報が発表され人命の危険が予測される場合。
- (4) 同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合。
- (5) ガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合。
- (6) その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められる時。

#### 2 町による発令

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、町長は立退きを勧告し、急を要すると認められるときは、立退きを指示します。

##### (1) 河川洪水に関する避難指示等の発令基準

ア 本部長（町長）は、次の基準をもとに、基本法第60条により、避難対象地域に対し、避難指示等の発令を判断します。発令を行った場合、本部長（町長）は、速やかにその旨を知事に報告するものとします。

区分	発令基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁の洪水警報の危険度分布において、「警戒（赤色）」が示され、町内河川において増水、氾濫のおそれが生じた場合。</li> <li>・強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想され、早期の避難が必要と災害対策本部で判断した場合。</li> <li>・台風等による軽微な漏水・浸食等が確認され、今後広がるおそれがある場合。</li> <li>・その他本部長が必要と判断したとき。</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁の洪水警報の危険度分布において、「危険（紫色）」が示され、町内河川において増水、氾濫のおそれが生じた場合。</li> <li>・強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想され、緊急の避難が必要と災害対策本部で判断した場合。</li> <li>・台風等による異常な漏水・浸食等が確認され、今後広がるおそれがある場合。</li> <li>・その他本部長が必要と判断したとき。</li> </ul>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁の洪水警報の危険度分布において、「災害切迫（黒色）」が示され、町内河川において増水、氾濫のおそれが生じた場合。</li> <li>・異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。</li> <li>・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）。</li> <li>・大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（発令対象区域を限定する）。</li> <li>・決壊や越水・溢水が発生した場合。</li> <li>・その他本部長が必要と判断したとき。</li> </ul>

（参考）水位観測情報は「国土交通省 川の防災情報」で閲覧可能であるため、避難情報の発令の参考とする。

イ 本部長不在又は事故のときは、副本部長、本部付、本部員の順で本部長の職務を代理します。

(2) 土砂災害に関する避難指示等の発令基準

区分	発令基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布において「警戒（赤色）」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なり、町内に被害が予想される場合。</li> <li>大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されており、町内に被害が予想される場合。</li> <li>その他本部長が必要と判断したとき。</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表された場合。</li> <li>土砂災害の危険度分布で「危険（紫色）」となった場合。</li> <li>強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想され、緊急の避難が必要と災害対策本部で判断した場合。</li> <li>強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想され、緊急の避難が必要と災害対策本部で判断した場合。</li> <li>土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合。</li> <li>その他本部長が必要と判断したとき。</li> </ul>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害の危険度分布で、「災害切迫（黒色）」となった場合。</li> <li>大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合（発令対象区域を限定する）。</li> <li>土砂災害の発生が確認された場合。</li> <li>その他本部長が必要と判断したとき。</li> </ul>

イ 本部長不在又は事故のときは、副本部長、本部付、本部員の順で本部長の職務を代理します。

3 町以外の発令措置

(1) 知事の措置

災害の発生により町の行政機能が著しく低下し、町長が避難指示等の発令ができなくなったときは、町長に代わって知事が発令します。

(2) 警察官の措置

ア 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長が指示できないと認められるとき又は町長から要求があったときは、警察官は、避難指示を行います。この場合は、警察官は、その旨を町長に通知します。（基本法第61条）。

イ 災害による危険な事態がある場合、警察官は、その場の危険を避けるため、その場に居合わせた者を避難させます（警察官職務執行法第4条）。この場合、その旨を公安委員会に報告します。

ウ 災害による危険を防止するため特に必要がある場合において、町長等が現場にいないとき、又は町長から要求があったときは、警察官は、警戒区域を設定します。この場合、直ちにその旨を町長に通知します。

(3) 海上保安官の措置

(2) の警察官の措置に準じます。

(4) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることがあります（自衛隊法第94条）

(5) 洪水のための措置

ア 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者、知事又はその命を受けた県職員は、立ち退きを指示するものとします（水防法第29条）。

イ 水防管理者が前記指示をする場合には、警察署長にその旨を通知するものとします（水防法第29条）。

第4項 避難指示等の伝達方法

1 避難指示等の周知徹底

避難指示等を発表したとき、又はその通知を受けたときは以下のとおり避難の周知徹底を図ります。

(1) 避難指示等を発表したとき、又はその通知を受けたときは、第3節「通信機能の確保」に定めるとおり、関係する各機関に通知、連絡し、住民等への避難指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築します。

☞ 第4部第1章第3節「通信機能の確保」（4-10～13ページ）参照

(2) 住民等への周知

第1章第5節「災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」に定めるとおり、関係機関と協力して、次の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図ります。

☞ 第4部第1章第5節「災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」（4-18～22ページ）参照

ア 防災行政無線による周知

イ CATVのテロップ・緊急放送による周知

ウ 広報車による周知（ただし、津波のおそれのある地区には立ち入らない）

エ 三重県防災ヘリコプターの活用（県への支援要請）

オ 放送関係機関への放送要請（県を通じて）

カ メール配信、電話応答システム、エリアメール等の携帯電話会社の提供する緊急速報サービス

キ 警鐘・サイレンによる避難指示等の信号

警鐘	乱打		
余いん防止付	1分	1分	1分
サイレン信号	5秒	5秒	

※ 信号に当たっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用するものとします。

- (3) 特に配慮を要する障がい者や外国人等の避難行動要支援者や釣り客等の観光客などへの避難情報を提供します。

## 2 避難の指示内容

避難の指示は、次の内容を明示します。ただし、被害が予測される地域への発令は、避難への呼びかけを優先します。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等

## 3 緊急安全確保の内容

緊急安全確保は、次の内容を明示します。

- ア 災害発生日時
- イ 発生場所
- ウ 避難時の注意事項等

## 4 避難に係る消防機関・消防団等の活動

消防機関・消防団等は、津波からの円滑な避難の確保等のため、次の事項を重点として必要な措置を行います。

- (1) 災害情報の収集・伝達
- (2) 避難誘導
- (3) 土嚢等による応急浸水対策
- (4) 救助・救急 等

## 5 避難指示等の解除

本部長（町長）並びに避難指示等発令者は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとします。

## 6 警戒区域の設定

### (1) 実施者

- ア 本部長（町長）、町職員（基本法第63条）
- イ 消防団長、消防団員、消防職員（水防法第21条）
- ウ 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）
- オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項 町長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

## (2) 警戒区域設定の内容

「警戒区域の設定」とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいいます。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の3点です。

ア 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入り制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものです。

イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合には行使される場合が多いです。

ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定があります。

## (3) 住民等への周知及び避難先の指示

警戒区域の設定を行った場合は、避難の指示と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知し、避難先を指示します。

## 7 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとします。

## 第5項 避難場所・避難所への避難

### 1 対象とする避難者

#### (1) 災害によって現に被害を受けた者

ア 住宅が全焼、流出又は半壊等の被害を受け、日常起居する住居の場所を失った者

イ 現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

#### (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

ア 避難の指示が行われた場合

イ 避難の指示は行われていないが、緊急に避難することが必要である場合

#### (3) 帰宅困難者（通勤者・旅行者等）

帰宅が困難になった者が町内に滞留した場合、避難誘導し、避難所等を確保します。また、町にある民間企業の労働者の安全を図るため、災害発生時に、町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するとともに、民間従業員が一斉徒歩帰宅しないよう、また、従業員や観光客等の一時的な収容について、企業に呼びかけます。

#### (4) 在宅避難者

避難所に入れない人々や、自宅の被害はまぬがれたもののライフラインの停止等により生活できない人々（在宅被災者）等を含みます。

#### (5) その他本部長が必要と認めた場合

### 2 避難場所への誘導避難

(1) 津波による浸水が想定される地域における避難場所への避難誘導においては、各地区の「災害時行動計画」に基づき速やかな避難を行います。

(2) 避難場所への避難は徒歩を原則とします。ただし、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについて、計画等で地域の合意形成がなされている場合については、自家用車等での避難を含めます。

### 3 避難所への誘導避難

#### (1) 避難の順序

避難場所から避難所への誘導に当たっては、避難行動要支援者を優先して行います。

その際、避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿を使用するものとし、作成していない場合は、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行います。

#### (2) 移送の方法

自力での避難が困難な者については、車両、船舶等により行います。

#### (3) 広域による大規模移送

ア 災害が広域にわたり、大規模な避難者の移送を要し、町では対応が不可能な場合には、県地方部に避難者移送を要請します。

イ 事態が急迫しているときには、町は、近隣市町及び警察署等に連絡して実施します。

#### (4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指導します。

## 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策

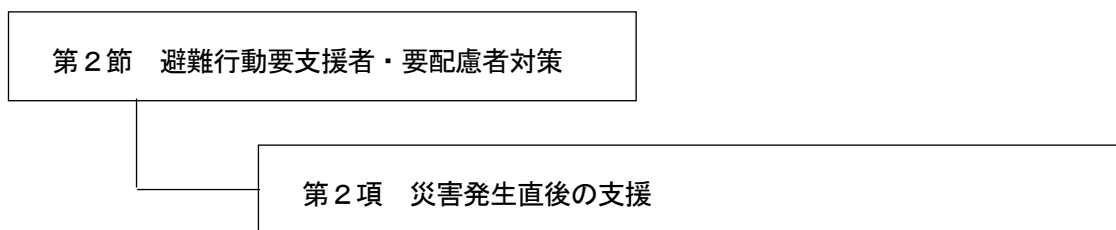
### 【主担当課等】

高齢者支援課、(南伊勢町社会福祉協議会)、防災安全課

### 第1項 活動方針

避難行動要支援者は、災害の発生や危険が迫っていることの認知、安全な場所に避難すること、避難先での生活を続けることなどに大きな困難が生じるため、避難行動要支援者への支援を迅速、適切に実施します。

町は、要配慮者支援に必要な専門職等の確保を図ります。また、医療・保健・福祉の連携を図ります。



## 第2項 災害発生直後の支援

### 1 要配慮者利用施設、福祉避難所の被災状況把握

要配慮者利用施設、福祉避難所の被災状況の把握に努めます。

### 2 避難行動要支援者の避難誘導等

#### (1) 安否確認

ア 災害発生後、地域住民や区、自主防災組織は、あらかじめ定められた各地区の「災害時行動計画」等に基づき、速やかに在宅高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否情報、所在の確認に努めます。

[南伊勢防]

- イ 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、発災後速やかに施設の入所者、利用者の安全を確保し、安否の確認・所在の把握に努めます。
- (2) 避難所等への誘導
- 地域住民や区、自主防災組織は、町、防災関係機関、社会福祉協議会、関係団体、地域ボランティア等と協力し、必要とされる避難行動要支援者を避難所等へ誘導します。
- (3) 要配慮者窓口の設置
- 町は、避難所を設置する場合には、要配慮者窓口を設置し、きめ細かな情報提供や支援体制の強化を図ります。

### 3 避難所等での避難行動要支援者対策の推進

- (1) 避難所等における避難行動要支援者のニーズ把握と運営
- 避難所を開設した場合、避難所運営マニュアルを活用し、聞き取り調査等により避難行動要支援者の状況とニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等、避難行動要支援者に配慮した運営を行います。
- (2) 福祉避難所等への避難の実施
- 体調や支援の状況等を総合的に判断して、避難所での生活が困難な避難行動要支援者については、適切な福祉サービスが可能な社会福祉施設等の福祉避難所へ移送します。
- (3) 避難行動要支援者の生活の場を確保
- 福祉避難所を開設できない場合又は不足する場合は、町営住宅、公共の宿泊施設の活用とともに、応急仮設住宅を優先的に確保し、避難行動要支援者の生活の場を確保します。

### 4 避難行動要支援者の支援活動

- (1) 避難行動要支援者に配慮した食料・物資等の供給
- 町は、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、生活関連情報、保健福祉サービス、医療サービス等の情報提供を行うとともに、個々の避難行動要支援者ニーズに応じた食料・物資等についても可能な限り確保・供給に協力します。
- (2) 在宅の避難行動要支援者への支援
- 町は、在宅での生活が可能と判断された避難行動要支援者については、その生活実態を的確に把握し、在宅福祉サービス等の継続的な提供に努めます。

### 5 外国人支援

外国人の被災・避難状況の確認に努めるとともに、外国人が避難する避難所で、通訳・翻訳ボランティア等の確保と協力に努めます。

## 第3節 学校・園における児童生徒等の避難対策

### 【主担当課等】

教育委員会事務局、子育て・福祉課、防災安全課、総務課

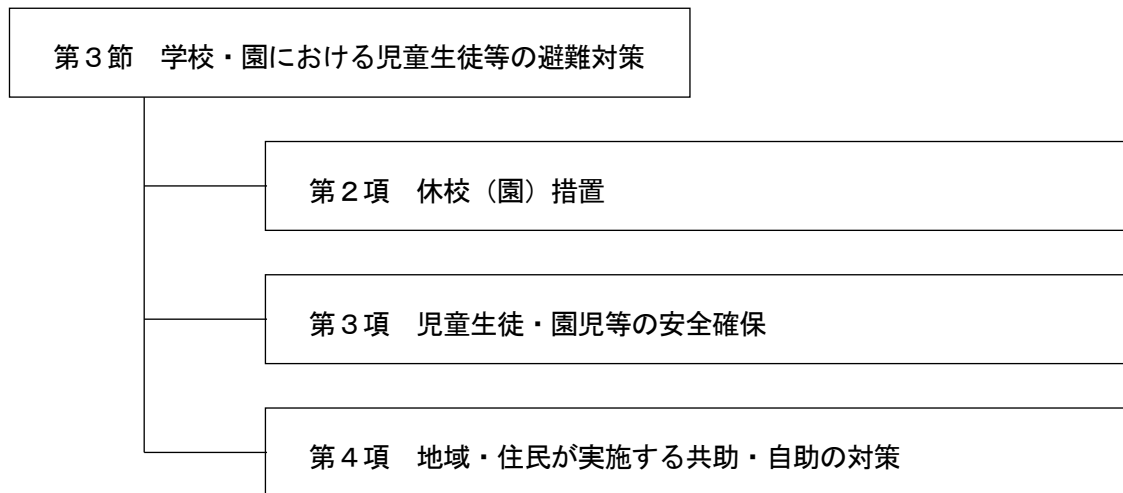
### 第1項 活動方針

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、児童生徒・園児等の安全確保を最重要な活動方針とし、小中学校・園における地震・津波対策の周知徹底と防災訓練の強化により、教職員・保育士

〔南伊勢防〕

等は迅速かつ適切な行動をとります。

また、小中学校・園に避難行動要支援者がいる場合は、その救出を優先します。



## 第2項 休校（園）措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、小中学校・園は、休校（園）等の措置をとります。

## 第3項 児童生徒・園児等の安全確保

### 1 在校（園）時の安全確保

#### (1) 児童生徒・園児等の避難

小中学校及び保育所は、大規模自然災害等により、校・園内にとどまることが危険であると判断したときは、直ちに教職員・保育士等全教職員で児童生徒・園児等を掌握し、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒・園児等を避難させます。

#### (2) 児童生徒・園児等の安否確認

児童生徒等の安全が確保された場合は、直ちに点呼等により児童生徒・園児等並びに教職員・保育士等の安否確認を行い、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報します。

### 2 登下校（園）時の安全確保

#### (1) 登下校（園）している児童生徒・園児等の避難

小中学校及び保育所は、児童生徒・園児等の登下校（園）時に人的・物的被害が見込まれる災害が発生した場合、教職員・保育士等で手分けし、直ちに登校（園）している児童生徒・園児等及び学校（園）に避難してきた児童生徒・園児等を掌握し、避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒・園児等を避難させます。

#### (2) 登下校（園）中の児童生徒・園児等の安否確認

あらかじめ定めた登下校（園）時の情報収集伝達方法、保護者との連絡方法等により、登下校（園）中の児童生徒・園児等の安否確認を行い、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報します。

### 3 夜間・休日等における児童生徒等の安否確認

#### (1) 校長及び教職員の参集等

小中学校校長・保育所園長及び学校・保育所防災計画であらかじめ指定された教職員・保育士等は、災害発生を確認次第、参集基準に従い登校（園）し、施設が被災している場合には応急措置を行う等被害の拡散防止に努めます。

#### (2) 児童生徒・園児等への連絡による安否確認

災害により地域に人的・物的等の被害が見込まれる場合は、児童生徒・園児又はその保護者等に連絡をとり、安否及び所在を確認し、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報します。

### 4 学校・園の施設の被害状況の把握と公表

町災害対策本部は、小中学校・保育所の人的被害及び施設の被害状況を各学校・園から収集し、整理します。また、被災状況を踏まえ公表が必要な場合、児童生徒・園児等の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努めます。

### 第4項 地域・住民が実施する共助・自助の対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域住民や区、自主防災組織等は、小中学校・園等と協働し、地域社会全体で児童生徒・園児等の安全確保に努め、総力を傾けて児童生徒・園児の救出・救助にあたります。

## 第5章 特定自然災害対策

### 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策

【主担当課等】

防災安全課

#### 第1項 活動方針

台風や前線を伴う局地的大雨や竜巻等に対する気象情報の収集に努めるとともに、災害発生時の対応について周知を図ります。

### 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策

#### 第2項 局地的大雨・竜巻等に対する対策

#### 第2項 局地的大雨・竜巻等に対する対策

##### 1 情報収集・伝達の推進

局地的大雨・竜巻等に関する重要な情報を町及防災関係機関は相互に共有し、第1章第5節「災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」により、町民等への伝達に努めます。

なお、局地的大雨・竜巻固有の特性と災害対策を念頭に置きながら、台風や大雨のときに準じて行います。

☞ 第4部第1章第5節「災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」  
(4-18~22ページ) 参照

##### 2 土砂災害予防対策の推進

局地的大雨に備え、第2章第2節「水防活動」により、土砂災害警戒区域等の土砂災害応急対策を推進します。

☞ 第4部第2章第2節「水防活動」(4-33~37ページ) 参照

#### 第3項 局地的大雨・竜巻等に対する住民等の緊急対策

短時間で発生する局地的大雨、突発的竜巻は、気象予報に基づく事前対策をとることが困難なことから、住民等自らの「生命・身体を守るための行動」を心がけ、早めの避難等の対策を行います。

##### 1 気象情報への注意

天候の急速な変化を感じたら、テレビやラジオ等の気象情報に十分注意し、災害への備えや避難場所をもう一度確認するとともに、災害の危険を感じたら、早めの避難等の対策を行います。

##### 2 局地的大雨及び突発的竜巻への対策

- (1) 急激に発達した積乱雲に伴う局地的大雨は、大雨警報・注意報の発表に至らないような雨量でも起こることがあります。発達した積乱雲が近づく兆しなど天気の急変に注意し、河川の急激な水位の上昇など、危険を感じたらすぐに身の安全の確保を図ります。

- (2) 次のような発達した積乱雲が近づく兆しがあるときは、竜巻等の突風の恐れがあります。
- ア 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
  - イ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
  - ウ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
  - エ 大粒の雨やひょうが降り出す。
- (3) なお、局地的大雨に関しては気象庁の降水短時間予報、降水ナウキャストで発表されるとともに、竜巻に関しては竜巻注意情報（有効期間は発表から1時間）が発表されます。



**第5部 被災者支援・復旧対策**

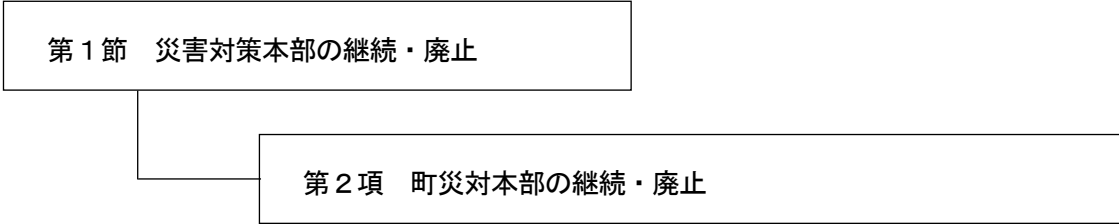
**第1章 災害対策本部活動体制の確保**

**第1節 災害対策本部の継続・廃止**

**【主担当課等】**  
防災安全課

**第1項 活動方針**

災害応急対策を継続して実施する必要があるときは、町災対本部の設置を継続します。  
なお、町災対本部の設置が長期化する場合は、職員の健康管理に配慮します。



**第2項 町災対本部の継続・廃止**

**1 町災対本部の継続**

「2 市町災対本部の廃止」の状況にあると認められない場合は、市町災対本部を継続し、県、関係機関と連携を図るとともに、情報収集等必要な対応に努めます。

**2 市町災対本部の廃止**

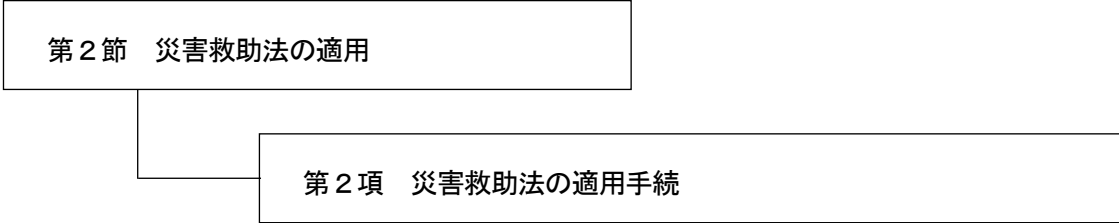
市町災対本部は、所管区域に被害が拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したときに廃止します。

**第2節 災害救助法の適用**

**【主担当課等】**  
子育て・福祉課、防災安全課

**第1項 活動方針**

救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続を行います。



**第2項 災害救助法の適用手続**

**1 災害救助法の適用基準**

〔南伊勢防〕

救助法の適用基準は、災害救助法施行令（以下本節において「施行令」という。）第1条に定めるところによりますが、本町における具体的適用基準はおおむね次のとおりです。

#### (1) 適用の要件

- ア 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- イ 救助法による救助の要否は、町単位で判定すること。
- ウ 原則として同一の原因による災害であること。

#### (2) 適用基準

- ア 町の区域内において40世帯以上の住家が滅失したとき（施行令第1条第1項第1号）。
- イ 県の区域内において1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内において20世帯以上の住家が滅失したとき（施行令第1条第1項第2号）。
- ウ 県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生するなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、町の区域内で多数の住家が滅失したとき（施行令第1条第1項第3号）。
- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき（施行令第1条第1項第4号）。

#### (3) 被災世帯の算定基準

- ア 全壊（焼）、流失世帯は、1世帯とする。
- イ 半壊（焼）等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。
- ウ 床上浸水、土砂の堆積等で一時的居住困難世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

## 2 救助の種類と実施権限の委任

### (1) 救助法による救助の種類

救助法による救助の種類は、次のとおりです。資料編（資料4-5）に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」を掲げています。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 福祉サービス
- キ 被災した住宅の応急修理
- ク 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ケ 学用品の給与
- コ 埋葬
- サ 死体の搜索及び処理
- シ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 ☞ 資料4-5「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」参照

### (2) 実施権限の委任

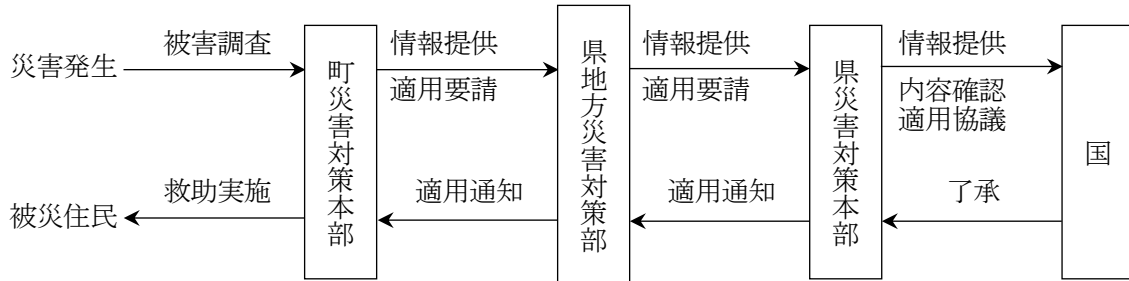
- ア 町長は、知事が救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、知事が実施する救助の補助を行います。

イ (1)のキにいう生業資金の貸付については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する条例」等による支給や貸付が実施されています。

3 適用手続

- (1) 町長は、災害が「1 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて災害救助法の適用を要請します。
- (2) 町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事に協議します。

救助法適用に関する情報伝達系統



4 経費の支弁及び国庫負担

救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりです。

- ① 県の支弁：救助に要する費用は県が支弁します
- ② 国庫負担：①の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付されます
- ③ 町 負担：救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は町が負担します

表 標準税収入見込額に占める災害救助費の割合

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分	80/100
標準税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

## 第2章 避難者支援等の活動

### 第1節 避難所の運営

**【主担当課等】**

防災安全課、高齢者支援課、避難施設主管課

#### 第1項 活動方針

避難行動要支援者を始めとする避難者の一時的な生活を確保されよう、各地域の住民と町及び地域団体並びにボランティア等が連携し、避難生活を適切に支援します。

**第1節 避難所の運営****第2項 避難所の開設及び運営**

#### 第2項 避難所の開設及び運営

##### 1 避難所に収容する対象者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、道路の通行不能や交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容します。

##### 2 避難所の開設

- (1) あらかじめ指定されている避難所（資料5-2）については、「避難所運営マニュアル」に沿って避難所を開設します。

☞ 資料5-2 「風水害」参照
- (2) 必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、要配慮者に配慮し、福祉避難所を開設するとともに、その受入れ状況に応じて、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難場所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努めます。
- (3) 災害の様相が深刻で、町内に避難所を設置することができないとき、又は避難所が不足等するときには、県を通じ、隣接市町に住民の受入を要請します。
- (4) 避難所を設置したときは、その旨を公示し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護します。
- (5) 避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保を行います。

### 3 長期滞在を見通した避難所運営計画の検討・調整

避難者の長期滞在に備えるため、施設、設備及び資機材の整備等に関する避難所運営の計画を検討・調整します。

### 4 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災害対策本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができます。

### 5 避難所の設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告します。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員
- (3) 開設期間の見込み

### 6 再避難の実施

避難所が万一危険になった場合等における再避難についての対策を講じるため、避難所や避難経路の正確な情報把握に努め、機を失することなく適切な措置を講じます。

### 7 避難所の運営及び管理

避難所は、「避難所運営マニュアル」に沿って運営及び管理しますが、特に次の点に留意して、適切な管理に努めます。

- (1) 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求めるものとします。
- (2) 食料等の配布に当たっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などの活用を図ります。
- (3) 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮します。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。
- (4) 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮します。
- (5) 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設けます。
- (6) 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がけます。また、必要に応じてホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士等専門職を派遣します。

- (7) 避難所の開設期間は、できる限り短期間となるよう努めます。
- (8) 自宅に戻れない避難者についても、所要の応急保護をなした後、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても応急仮設住宅や公営住宅、民間住宅等をあつせんする等の支援により移住を促し、できる限り短期間の開設となるよう努めます。
- (9) 帰宅困難者については、交通情報等の迅速な提供により早期の帰宅を促します。
- (10) ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努めます。
- (11) ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達、食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努めます。
- (12) 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努めます。

## 8 救助法による避難所の設置・運営

救助法による適用対象となる避難所の設置・運営は、資料編（資料4-5）に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」として掲げています。

☞ 資料4-5 「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」参照

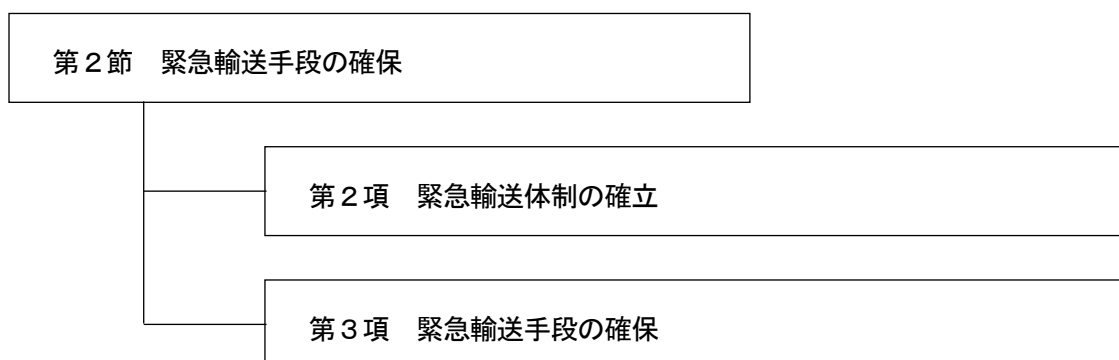
## 第2節 緊急輸送手段の確保

【主担当課等】

防災安全課、建設課

### 第1項 活動方針

町は、災害応急対策に必要な救援・救助活動用員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送手段及び輸送ネットワークを確保します。



### 第2項 緊急輸送体制の確立

#### 1 輸送の対象

震災における応急対策は、時間の経過により状況が変化するため、輸送対象についても以下のような段階的な対処を基本に、優先順位を設けて実施します。

第1段階	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 (3) 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等 (4) 医療機関へ搬送する患者等 (5) 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資
第2段階	(1) 第1段階の続行 (2) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 (3) 被災地外へ搬送する患者及び被災者 (4) 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に要する人員及び物資
第3段階	(1) 第2段階の続行 (2) 災害復旧に要する人員及び物資 (3) 生活必需品

## 2 町内体制の確立

県が指定する緊急輸送ネットワーク（資料11-4）との整合を図りながら、次の施設を指定・確保して、町内の緊急輸送体制を確立します。

☞ 資料11-4 「三重県緊急輸送道路ネットワーク図」参照

### (1) 防災上の拠点施設

#### ア 町災害対策本部

- a 津波被害想定なしの場合 町役場庁舎
- b 津波被害想定ありの場合 指定代替町災害対策本部

#### イ ヘリコプター臨時離発着陸場（資料11-2）

☞ 資料11-2 「ヘリコプター臨時離発着陸場」参照

#### ウ 救援物資の集積場所（さいたエコセンター）

### (2) 緊急輸送道路

町の基幹道路及び(1)の施設と基幹道路を結ぶ道路等を緊急輸送道路として指定し、第4部第2章第1節「緊急の交通・輸送機能の確保」により、交通規制を実施するなど、必要な措置をとります。

☞ 第4部第2章第1節「緊急の交通・輸送機能の確保」（4-29～33ページ）参照

## 3 応援の要請等

町は、応急措置を実施するため必要と認める場合は、基本法第68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行います。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付します。

## 第3項 緊急輸送手段の確保

### 1 陸上輸送

[南伊勢防]

### (1) 町保有車両の活用

町が保有する車両の適正配置に努め、効率的な輸送を実施します。

### (2) 民間保有車両等の借上げ

町有車両のみでは輸送力に不足が生ずる場合には、町内の事業者等が保有する車両を借り上げて実施します。なお、吉津港においては、地震発生後の緊急物資等の海上輸送を図るため、耐震強化岸壁が整備されています。

## 2 海上輸送

船舶による海上輸送が必要な場合には、船舶保有者に協力を求めて対応します。

## 3 空中輸送

ヘリコプターによる空中輸送が必要な場合には、第4部第2章第5節「ヘリコプターの活用」により、県に対して支援を要請します。

☞ 第4部第2章第5節「ヘリコプターの活用」(4-40~41ページ) 参照

## 4 人力による輸送

車両等による輸送が困難な場合には、町災害対策本部長の指示により、輸送隊を組織して人力による輸送を行い、輸送人員が不足する場合は、賃金職員の雇用を含め輸送力を確保します。

## 5 救助法による輸送

救助法による輸送は、資料編(資料4-5)に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」として掲げています。

☞ 資料4-5 「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」参照

## 第3節 救援物資等の供給

### 【主担当課等】

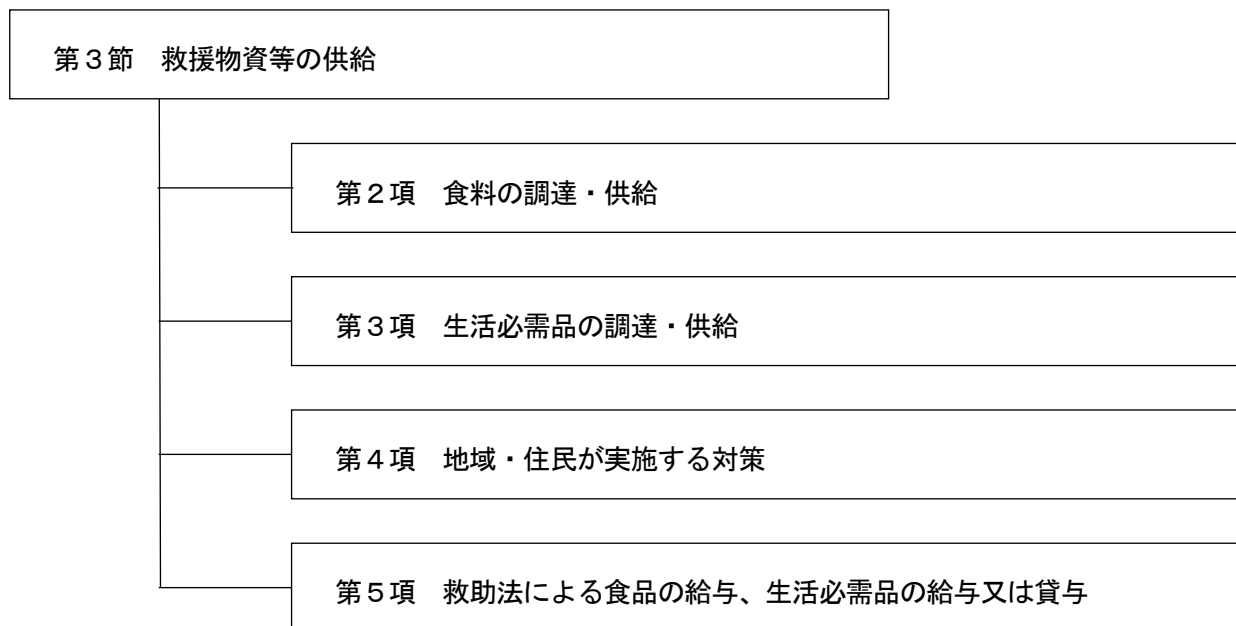
水産農林課、防災安全課、子育て・福祉課

### 第1項 活動方針

災害が発生し、家屋の倒壊、ライフラインの寸断等により、食糧の確保が困難となった被災者に対し、速やかに食料の供給を行うとともに、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を給与又は貸与します。

孤立状態の解消に努めるとともに、物資等の円滑な供給に十分配慮します。

大規模自然災害等発生時には、国は県のプッシュ型支援に対して、町は別に定める「南伊勢町災害時受援計画」に基づき支援活動を行います。



## 第2項 食料の調達・供給

### 1 避難所等における必要物資品目・量の把握

町は、避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握することに努めます。

### 2 支援物資の受入

関係機関等から支援物資の提供の申し入れがあった場合は、「南伊勢町災害時受援計画」に基づき、受け入れ体制を整えたうえで支援物資を受け入れます。支援物資は、基本的には輸送拠点（町物資拠点）において受け入れます。

なお、大規模災害時における国からの支援物資（プッシュ型支援）の受け入れは別に定める「南伊勢町災害時受援計画」の「支援物資の受入れに関する計画」に基づき行うものとし、プル型支援要請も含め国の「新物資システム（B-PLo）」により調達・輸送を行う。

### 3 食料の調達

食料の調達は、次の方法により行います。

- (1) 町備蓄物資の放出
- (2) 町内の農協各支店からの調達（水産物については漁協に依頼）
- (3) 「三重県市町村災害時応援協定」（資料4-6）に基づく県及び県内市町への応援要請  
☞ 資料4-6「相互応援協定等一覧」参照
- (4) 東海農政局三重県拠点に対する米穀及び乾パン等の供給要請（県を通じて要請）

### 4 食料の供給

- (1) 供給対象者及び品目等

#### ア 供給対象者

- (ア) 被災者（観光客、帰宅困難者を含む）
- (イ) 救助作業、急迫した災害の防止、あるいは緊急復旧作業の従事者

〔南伊勢防〕

- (ウ) 観光客及び帰宅困難者
- イ 供給品目  
米穀及び副食のほか、必要に応じ乾パン、パン及び麺類等とします。
- ウ 要配慮者に対する配慮
- (ア) 食料の供給に当たっては、要配慮者を優先して配分します。
- (イ) 乳幼児へのミルクや離乳食、高齢者への柔らかく温かい食べ物など、要配慮者に配慮した食料の配給に努めます。
- (ウ) 糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供します。
- (2) 炊出しの実施  
炊出しは、区、ボランティア等の協力により、町役場各庁舎、町民文化会館、ふれあいセンターなんとう、公民館、集会所、防災センター、学校等の給食施設を利用して行うものとします。
- (3) 避難者に対する食料供給  
在宅並びに避難所の避難者、車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない避難所外避難者に対し、次の食料供給の目安を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給又は応急給食を実施します。
- (4) 食料供給の目安  
食料の供給はおおむね次の目安とし、災害の規模に応じて調整します。原則として、1日3回提供します。

災害発生からの時間	食料供給の目安
災害発生～12時間以内	住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
12時間後～	協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
24時間後～	協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
72時間後～	住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊出し）

※避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供します。

## 5 県に対する食料調達要請

必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請します。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができます。

## 第3項 生活必需品の調達・供給

### 1 生活必需品の調達

物資の調達は、被災者のニーズを把握した上で、次の方法により行います。

- (1) 町備蓄物資の放出
- (2) 町内販売業者等からの調達について、商工会を通じて依頼

(3) 「三重県市町村災害時応援協定」(資料4-6)に基づく県及び県内市町への応援要請

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

## 2 生活必需品等の供給

### (1) 供給対象者

供給対象者は災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者としません。

### (2) 避難者に対する生活必需品等の供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の供給品目の目安を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資を避難者に供給します。

### (3) 供給品目の目安

災害発生からの時間	生活必需品等の目安
災害発生～ 24時間以内	医薬品(風邪薬、胃腸薬等一般的なもの)、乳幼児用粉ミルク又は乳幼児用液体ミルク、おむつ(乳幼児用、成人用)、毛布、仮設トイレ、携帯・簡易トイレ、(※必要に応じて)感染防止資機材(マスク、消毒液、簡易ベッド、間仕切り等)等
24時間後～	日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等)、衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等)、炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)、食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)、光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)、その他(ビニールシート、ブルーシート等)など

### (4) 要配慮者に対する配慮

社会福祉施設の管理者等と連携しながら、要配慮者に配慮した物資の供給に努めます。

## 3 県に対する生活必需品等調達要請

必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して調達又は県が保有する備蓄物資の配分を要請します。

## 4 救援物資の保管・管理

(1) 調達した物資は、被災者に供給するまでの間、多目的倉庫に集積し、一元的に管理します。

(2) 配分するときには、必ず受払の記録及び受領書を整備しておきます。

## 第4項 地域・住民が実施する対策

### 1 地域・住民の備蓄による共助・自助

発災後、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでに必要な物資等は、地域・住民が平素

[南伊勢防]

から備えている7日間程度以上の備蓄によって確保することを基本として、自助・共助による対策に努めます。

また、食料や生活必需品の不足について、地域内での町民間で融通し合うよう努めます。

食生活改善推進員は、日ごろの活動を活かし、行政との連携のもとに率先して応急給食に携わるよう努めます。

## 2 応急給食への協力

食生活改善推進員を始めとして、日ごろの食育活動や健康づくり活動等の人材ネットワークを生かし、町との連携のもとに率先して応急給食に携わるよう努めます。

### 第5項 救助法による食品の給与、生活必需品の給与又は貸与

救助法による救助は、資料編（資料4-5）に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」として掲げています。

☞ 資料4-5 「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」参照

## 第4節 給水活動

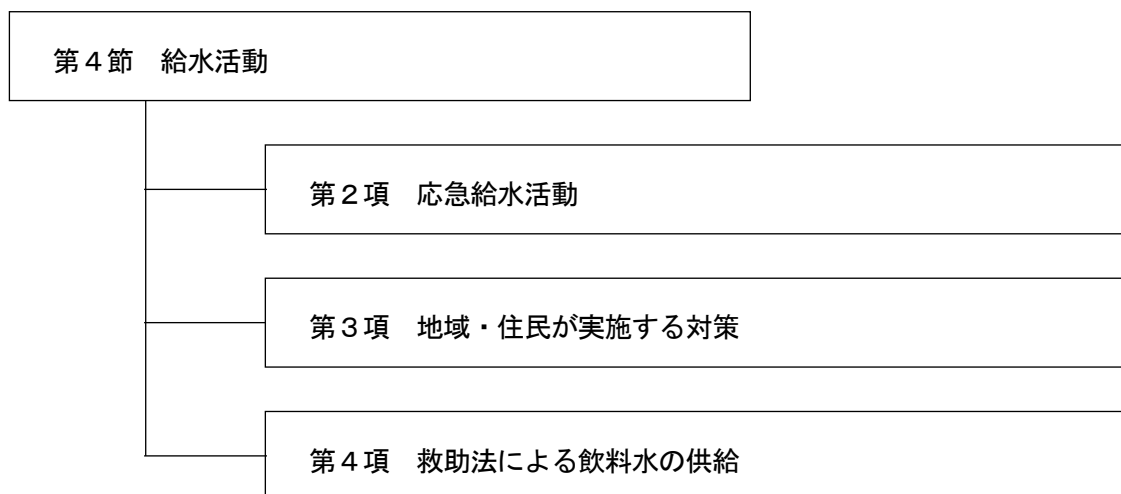
【主担当課等】

上下水道課

### 第1項 活動方針

町は、災害が発生した場合において、断水等により飲料水を得られない被災者に対して、発災直後は、1人当たり1日最低3ℓの飲料水を供給するための体制を確立し、応急給水、応急復旧等の応急活動を実施します。

なお、水道施設の復旧が長引く場合は、住民生活を考慮しつつ、段階的な給水量の増加に努めます。



### 第2項 応急給水活動

#### 1 応急給水体制

(1) 町は、迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立します。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない町民に対

して、迅速に応急給水活動を実施します。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施します。

- (2) 町の保有資機材を活用し、職員の適正配置により実施します。
- (3) 町内の給水装置工事事業者等の協力を得て、必要な資機材及び人員の確保に努めます。
- (4) 町のみで飲料水の供給を行うことが困難な場合、「三重県水道災害広域応援協定」(資料4-6)に基づき、南勢志摩ブロック代表者(松阪市)又は県等に対して応援要請を行います。

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

応援を受ける場合は、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受け入れ体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請します。

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図ります。

## 2 応急給水の実施

### (1) 給水の方法

ア 給水方法は、原則として避難所、医療施設、町役場などの拠点給水とします。

イ 飲料水の確保が困難な場合には、付近の浄水場等から給水車、給水タンク等により、運搬供給します。

### (2) 飲料水の確保

ア 給水する飲料水は、原則として水道水とします。

イ 不足するときは、井戸水、自然水(河川等の水)、プール、防火水槽等の水をろ過、滅菌し、水質検査を行った上で、飲用に適しているもののみ供給します。

ウ 必要に応じて、町内の販売業者等からボトル入り飲料水を購入し、配給します。

### (3) 水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図ります。

災害発生からの日数別の応急給水目標水量は、以下を参考とします。

災害発生からの日数	目標水量	用途
～3日まで	1人1日3ℓ	生命維持に最低限必要な水量
～7日	1人1日20ℓ	炊事、洗面等最低限の生活水量
～14日	1人1日100ℓ	生活用水の確保
～28日	被災前給水量 (1人1日250ℓ)	応急復旧完了

## 3 広報活動

### (1) 災害時の広報活動

水道施設の被害状況等の必要な情報を速やかに提供することにより、町民の不安を軽減し、無用な混乱を未然に防止するとともに、応急対策の方針、進捗状況等を周知することにより、円滑な応急対策の実施を図ります。

### (2) 広報の主な内容

ア 施設の被害状況、復旧の見込み

[南伊勢防]

- イ 断水地域、通水地域
- ウ 応急給水の実施場所と方法
- エ 復旧作業の基本方針
- オ 水質についての注意事項
- カ 飲料水の衛生対策
- キ 情報提供等の協力要請

### (3) 広報の手段

広報の手段は、第4部第1章第7節「広報体制の確保と運用」によります。

☞ 第4部第1章第7節「広報体制の確保と運用」(4-25～26ページ) 参照

## 第3項 地域・住民が実施する対策

### 1 飲料水、生活水の確保

- (1) 災害発生後7日程度以上は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努めます。
- (2) 自家用井戸等がある場合には、生活水として確保・利用します。

### 2 応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元区や地域住民が協力して行います。

## 第4項 救助法による飲料水の供給

救助法による救助は、資料編(資料4-5)に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」として掲げています。

☞ 資料4-5 「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」参照

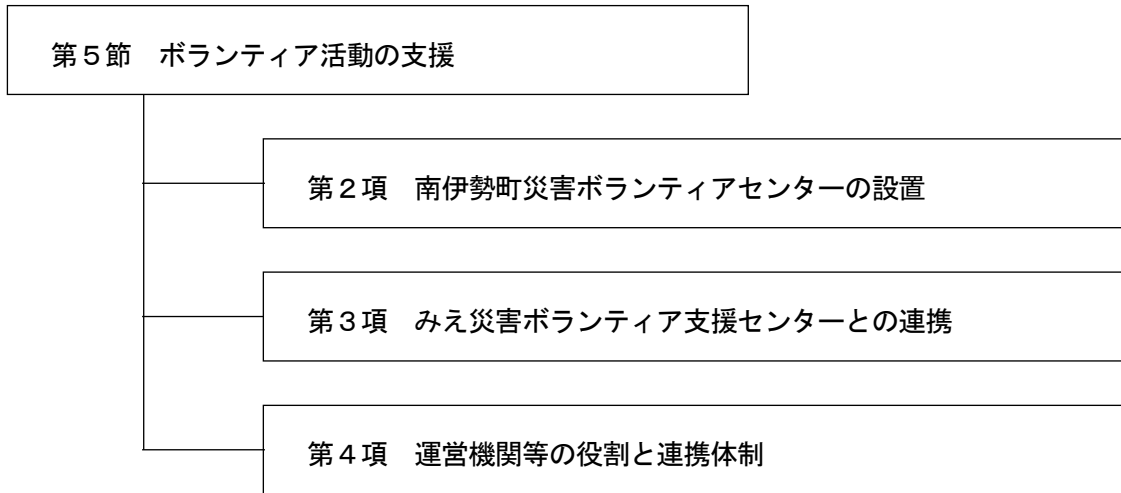
## 第5節 ボランティア活動の支援

<b>【主担当課等】</b>
----------------

子育て・福祉課 (南伊勢町社会福祉協議会)
-----------------------

### 第1項 活動方針

発災後の災害応急対策の実施に当たっては、被災者の多様な援助ニーズに対応するため、町、県、社会福祉協議会、災害支援団体(災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つ支援団体)等は相互に協力・連携して、ボランティア受入体制を確立します。



**第2項 南伊勢町災害ボランティアセンター（現地災害ボランティアセンター）の設置**

**1 設置目的と役割**

(1) 設置目的

町及び南伊勢町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）が関係機関・団体・NPO等と協力しながら、被災者・被災地の一日も早い復興を支援するため、ボランティア活動を効果的・効率的に展開することを目的に町が設置します。

(2) 役割

「南伊勢町災害ボランティアセンター」（以下「町災害ボラセン」という。）は、災害発生時に町と町社協等が協力し、被災者・被災地支援のために活動するボランティア活動を効果的・効率的に行う「災害復興支援に特化した臨時のボランティアセンター」とします。

町災害ボラセンは、町、町社協をはじめ関係機関等が協働で運営の役割を担います。

**2 設置場所及び運営主体**

必要に応じて「本部」・「支部及び現地出張所」の区分で設置します。なお、この区分にない場所でも必要な場合は、検討・設置を行います。

設置場所	南伊勢町福祉健康ランド（本部・支部） 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦2928番地 電話 0599-66-1211
	ふれあいセンターなんとう（支部） 三重県度会郡南伊勢町村山1132番地の1 電話 0596-76-1500
運営主体	町・町社協

**3 町災害ボラセン現地出張所（サテライト）の設置**

被災が甚大な地域やボランティア派遣の依頼が特に多い地域に対しては、ボランティアへ物資等を供給できるような町災害ボラセン現地出張所を設置します。

設置の有無及び設置場所については、町災害ボラセン本部で協議し決定します。

### 第3項 みえ災害ボランティア支援センターとの連携

#### 1 ボランティアの受入体制の整備

県内外からのボランティアの受入体制を整えるため、県が「みえ災害ボランティア支援センター」を設置した場合において、町域内にボランティアニーズがあるときには、町災害対策本部は、現地ボランティアセンター（町災害ボラセン）を設置します。

#### 2 ボランティアセンターの役割

関係機関と連携・協働し、被災状況に応じてボランティアセンター（「町災害ボラセン」及び「サテライト」）を設置し、「みえ災害ボランティア支援センター」との連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れます。

##### (1) 災害ボランティアへの支援

被災地にとってよりよい支援となるよう、ボランティアニーズの把握、ボランティアの受入れと活動先の調整を行うとともに、必要な支援を行います。

##### (2) 専門性を持つ支援団体との連携

専門性を持つ支援団体が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行います。

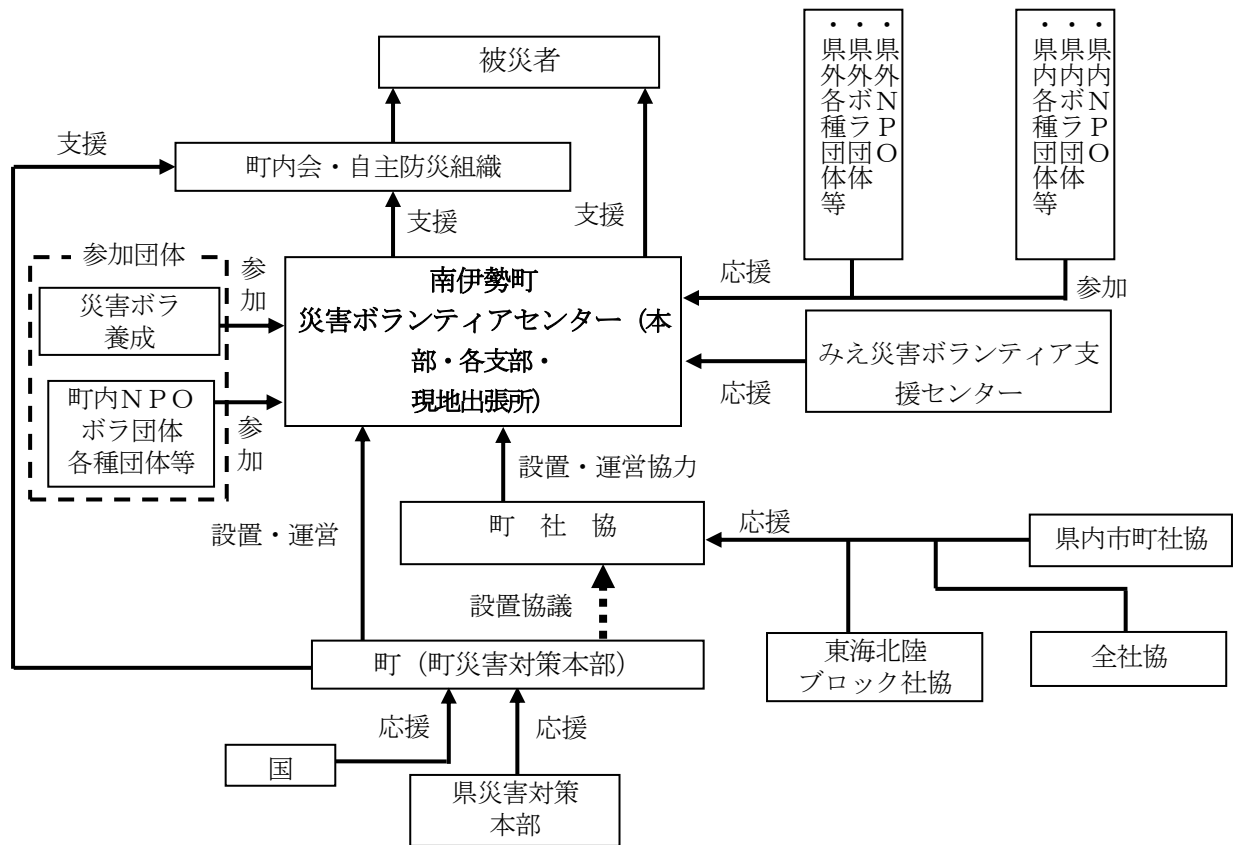
### 第4項 運営機関等の役割と連携体制

#### 1 町災害ボラセンの役割と連携体制

町災害ボラセンは、「できる者」が「できること」に取り組むことを基本とし、臨機応変に対応します。町災害ボラセンの運営等の詳細は、「南伊勢町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」によります。

運営機関等の役割と連携体制は次の概念図のとおりです。

町災害ボラセンの概念図



2 みえ災害ボランティア支援センターの役割と連携体制 (参考: 県計画より)

(1) みえ災害ボランティア支援センターの設置

県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れるため、現地災害ボランティアセンターを県域で後方支援する「みえ災害ボランティア支援センター」(幹事団体: 特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、三重県)をみえ県民交流センター(津市羽所町700番地アスト津3階)に設置し、職員を派遣します。

(2) 現地災害ボランティアセンターの立ち上げに係る支援

必要に応じて被災地及び現地災害ボランティアセンターへ支援要員を派遣し、情報収集と現地災害ボランティアセンターの立ち上げに係る支援を行います。

(3) 現地災害ボランティアセンターの後方支援

現地災害ボランティアセンターの活動状況やニーズを把握し、県内外への情報発信を行うとともに、現地センターへの情報提供、センター間の広域的なコーディネート、関係機関や県内外の災害支援団体との連携・調整、人員の派遣、物資の調達、ボランティアバスの運行などを行います。

(4) 多様な分野の専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等との連携

災害支援活動を行う様々な団体(災害ボランティア団体、専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等)に加え、県外の中堅支援型支援者、資金助成・資機材提供型支援者等も参加して情報共有、連絡調整を行うための連携の場(三重県域協働プラットフォーム)を構築し、各団体

[南伊勢防]

が効果的な活動が行えるよう、情報提供や現地災害ボランティアセンターとの調整等必要な支援を行います。

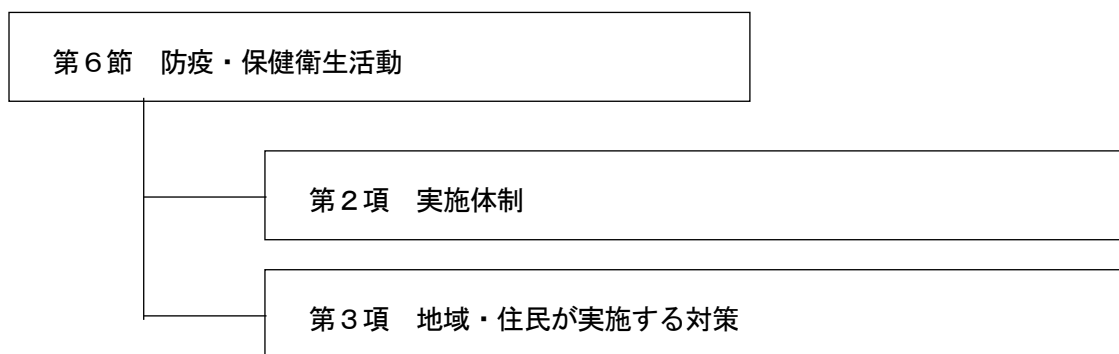
## 第6節 防疫・保健衛生活動

**【主担当課等】**

環境生活課、子育て・福祉課

### 第1項 活動方針

災害発生時は、汚物、土砂、木材等の散乱あるいは堆積等により、衛生環境が悪化し、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に迅速かつ強力な防疫・保健衛生活動を実施します。



### 第2項 実施体制

#### 1 防疫・保健衛生体制の確立

県保健所及び近隣市町と連絡を密にし、防疫組織の体制、器具、機材を整備するとともに、住民に対する予防教育及び広報活動を実施します。

#### 2 防疫・保健衛生活動の実施

##### (1) 実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は町が行います。

##### (2) 避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努めます。

##### (3) 臨時予防接種の実施

県から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施します。

##### (4) 保健衛生活動

###### ア 保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、予測性を持った、計画的・継続的支援を行います。要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じ応援を要請します。

###### イ 栄養・食生活支援

(7) 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

・要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行

います。

- ・避難所での共同調理、炊出し等への指導助言を行います。
  - ・避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行います。
- (d) 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行います。

### 3 防疫用薬剤等の緊急点検・調達

- (1) 町は、大規模自然災害が発生した場合において、防疫・保健衛生活動を実施するため、必要な資機材の緊急点検、整備及び配備等の準備を行います。
- (2) 防疫活動に必要な薬剤等は、町内の薬局等から調達するが、不足する場合には、「三重県市町村災害時応援協定」（資料4-6）に基づき、県及び他の市町に対し、応援を要請します。

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

### 4 愛玩動物（ペット）対策

町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入れ体制について検討するとともに、避難所に隣接して、ペットの管理場所及び救護所を公益社団法人三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努めるものとします。

## 第3項 地域・住民が実施する対策

### 1 保健・健康維持対策

- (1) 既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けることを心がけます。
- (2) 普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管し、避難時には所持します。

### 2 愛玩動物（ペット）対策

ペットの飼い主は、平常時から同行避難に備え、ペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水やペットフード等のペット用避難用具の常備し、避難時には携行します。

災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行います。

また、町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理します。

## 第7節 災害警備活動

【主担当課等】

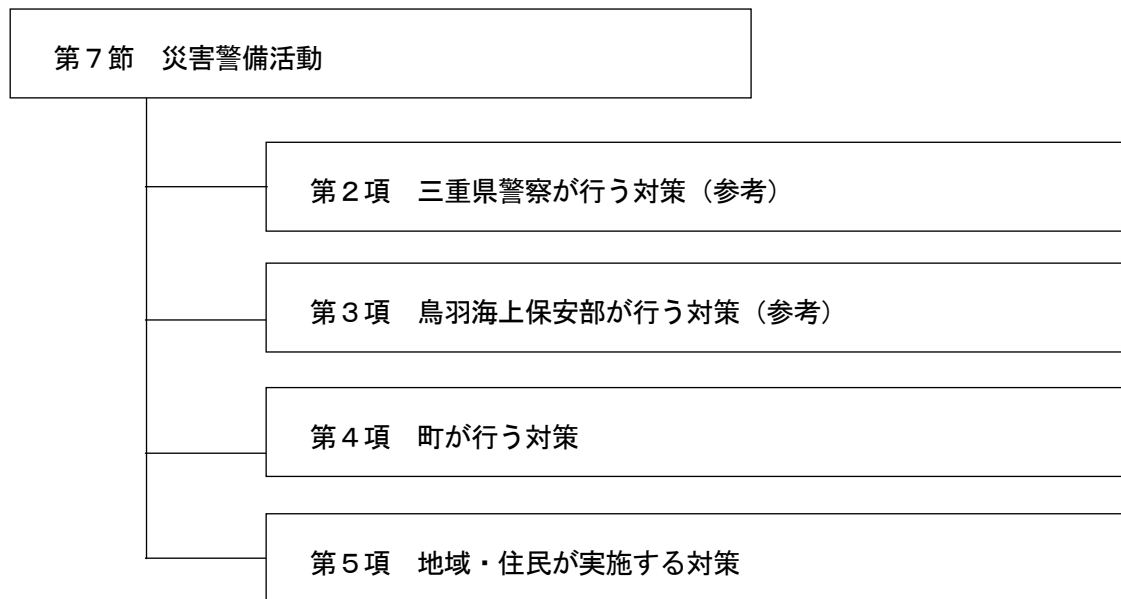
防災安全課

### 第1項 活動方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被災地域の治安の維持を図るため、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努めるとともに、県警察及び鳥羽海上保安部は、関係各機関と協力し、

〔南伊勢防〕

住民の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施します。



## 第2項 三重県警察が行う対策（参考）

### 1 警備体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定めたところにより、速やかに職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図ります。

#### (1) 災害警備本部の設置

警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部を設置します。

#### (2) 警察災害派遣隊の派遣要請

被害の規模に応じて、速やかに警察庁に対し警察災害派遣隊の派遣を求めます。

### 2 実施事項

- (1) 災害情報の収集・連絡等
- (2) 救出救助活動
- (3) 避難誘導
- (4) 緊急交通路の確保
- (5) 身元確認等
- (6) 二次災害の防止
- (7) 危険箇所における避難誘導等の措置
- (8) 社会秩序の維持
- (9) 被災者への情報伝達活動
- (10) 相談活動
- (11) ボランティア活動の支援

## 第3項 鳥羽海上保安部が行う対策（参考）

鳥羽海上保安部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行います。

第4項 町が行う対策

県警察（伊勢警察署）との緊密な連携の下に災害応急対策を実施します。

第5項 地域・住民が実施する対策

消防団、自主防災組織は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進します。

第8節 遺体の取扱い

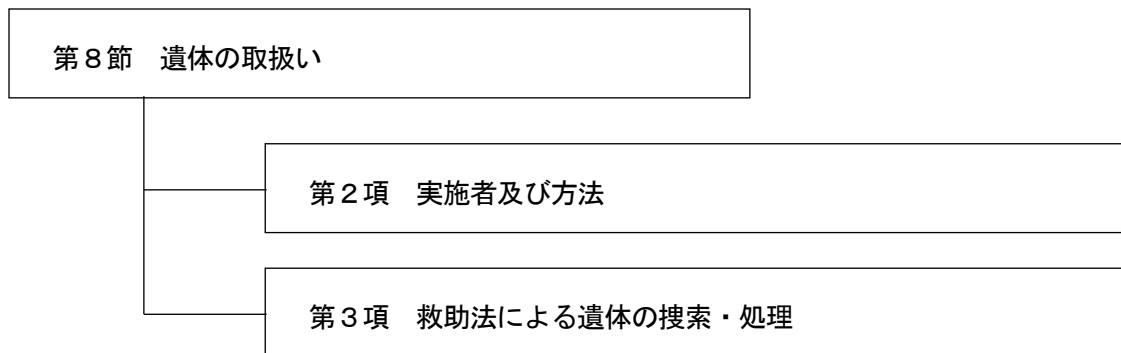
【主担当課等】

防災安全課、環境生活課、税務住民課

第1項 活動方針

災害発生時には死者、行方不明者が発生することが想定されるため、町は、関係機関と連携し、遺体の捜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行います。

大規模災害が発生し、より迅速かつ的確に対応を必要とする場合には、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に利用し、災害応急対策の充実強化を図るものとします。



風水害等対策編  
第5部

第2項 実施者及び方法

1 遺体の捜索

- (1) 遺体の捜索は、町災害対策本部において、消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な機械器具等を借り上げて実施します。
- (2) 町災害対策本部において、被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をします。

なお、応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- ① 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- ② 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
- ③ 応援を求めた人数又は舟艇器具等
- ④ その他必要な事項

2 遺体の収容・処理

- (1) 遺体を発見したときは、町災害対策本部は速やかに警察署に連絡し、検視を依頼します。
- (2) 必要に応じて、町が保有する公共施設等を遺体の安置場所に指定し、遺体を一時的に収容しま

〔南伊勢防〕

す。

(3) 町において実施できないときには、関係機関の応援を得て実施します。

(4) 検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、町災対本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請するとともに、協定締結団体等に対して応援を要請します。

### 3 遺体の埋火葬

埋火葬の実施は、町災害対策本部において直接土葬若しくは火葬に付します。

(1) 事故死等による遺体は、警察からの引き継ぎを受けた後、南伊勢町火葬場において火葬します。

(2) 身元不明の遺体については、警察、県医師会、県歯科医師会に連絡し、その調査を依頼します。

(3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しないものの埋火葬については、行旅死亡人として取り扱います。

(4) 町において実施できないときには、関係機関の応援を得て実施します。

### 4 遺体の搬送

埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請します。

## 第3項 救助法による遺体の搜索・処理

救助法による救助は、資料編（資料4-5）に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」として掲げています。

☞ 資料4-5 「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」参照

## 第9節 孤立地区対策

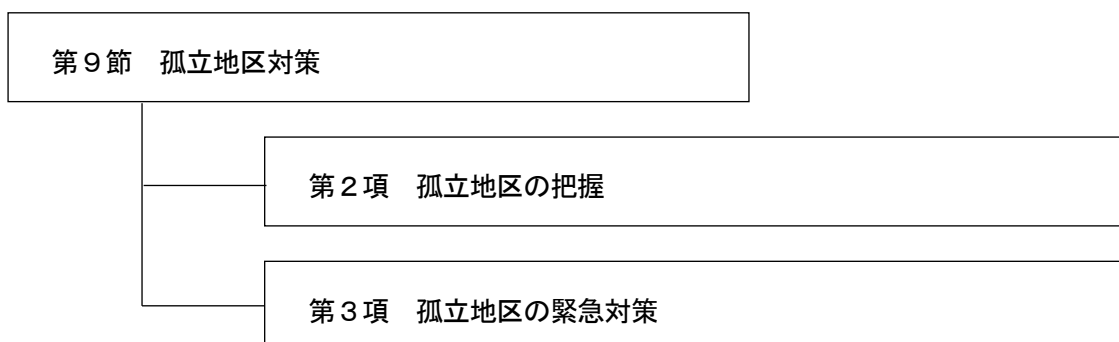
**【主担当課等】**

防災安全課、税務住民課

### 第1項 活動方針

災害が発生した場合、浸水、流出物の堆積、道路構造物の損傷、道路への土砂堆積等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス（四輪自動車で行くかどうかを目安）が途絶し、人の移動・物資の流通が困難若しくは不可能となる状態が予想されます。

町は、孤立地区の発生を迅速に把握するとともに、ヘリコプター、船舶等により傷病者の搬送、集団避難、食料・物資の供給など必要な対策を実施します。



## 第2項 孤立地区の把握

### 1 孤立地区の初動調査及び通信・連絡手段の確保

町災害対策本部は、一般電話、携帯電話等を用いて孤立が予想される地区の確認を行います。通信遮断により孤立が予想された場合は、町職員・消防団員の派遣を行い、地域の自主防災組織との連携を図るとともに、情報収集に努め、道路状況の確認、孤立状況の調査等を実施し、防災行政無線、衛星携帯電話等により町災害対策本部に情報伝達するよう努めます。

### 2 県及び関係機関への孤立地区偵察の要請

町災害対策本部は、県、自衛隊等の関係機関との連携を密にし、孤立地区の状況が把握できない場合、防災ヘリコプター等の出動要請を行い、空中からの偵察などにより、可能な限り孤立地区の状況を把握する手段を確保します。

## 第3項 孤立地区の緊急対策

### 1 孤立地区における緊急情報伝達手段の確保

地域の自主防災組織・住民は、災害発生時に有効とされる防災行政無線、衛星携帯電話等の通信手段が絶たれた場合、地上に文字を書く「救援要請シート」等による情報伝達手段を用い、救助・救急の情報伝達を行います。

### 2 救助・救出

災害被害等により重傷者が発生した場合、町災害対策本部は、防災ヘリコプター等による傷病者の救急搬送や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行います。

### 3 地区外避難

#### (1) 避難行動要支援者の地区外避難

町災害対策本部は、避難行動要支援者が速やかに孤立地区外へ避難できるよう、連絡体制及び移動手段を整え、受け入れ先を確保します。

#### (2) 集団避難の勧告

孤立地区において、二次災害のおそれやライフラインの途絶、食料・物資の不足等により、地区内で生活が困難な場合は、本部長は、地区全員の集団避難情報を発令します。その場合は、ヘリコプター、船舶などの輸送手段を要請・確保します。

#### (3) 防犯対策パトロールの実施

集団避難を完了した後は、防犯対策等のため、必要に応じてパトロールを実施します。

### 4 緊急支援物資の確保・搬送

#### (1) ヘリコプター等による搬送

食料品、物資等が不足する場合、本部長は、地区住民の生活維持のため、ヘリコプター等による飲料水、食料品、生活必需品等の搬送を要請・実施します。

#### (2) 孤立地区内及び周辺でのヘリコプター適地の確保

町は、県、自衛隊等の関係機関と協議し、孤立地区内又は周辺でヘリコプター適地を確保します。

(3) 船舶による搬送

町は、防災拠点港に位置づけられた港湾・漁港等を活用し、船舶による搬送を要請・確保します。

防災対応離着陸場の設置基準（参考）

○防災対応離着陸場の設置基準

- ・災害時における緊急輸送活動のための物資、人員等の輸送であること。
- ・地面効果外ホバリング重量※の95%以下の重量で運航すること。
- ・操縦士の資格は、定期運送用操縦士又は、事業用操縦士であること。

※地面効果外ホバリング重量：ヘリコプターの直下に地面がなく、揚力が得られない状態でホバリングか可能な重量の限界値。

○防災対応離着陸場の基準の概要

離着陸帯	位置及び方向	原則として地上に設定する。 ただし、周囲の環境条件によりやむを得ない場合は15メートルの高さを限度とする仮想離着陸地帯を設定することができる。
	長さ及び幅	長さ及び幅は、使用機の全長に20メートルを加えた値以上とする。 ただし、全長が20メートル以上の使用機については全長の2倍以上とする。
	表面	接地帯を除き、約30cm程度までの高さを限度としてできるだけ平坦であること。
	接地帯	長さ及び幅は、使用機の全長以上であること。 表面は十分に平坦であり、最大縦断こう配及び最大横断こう配は5%であること。 使用機の運航に十分耐える強度を有するものであること。
進入区域及び進入表面	進入区域及び進入表面は、原則として別図（次ページ参照）のとおりとする。ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、進入方向交差角を90度以上とすることができる。進入表面のこう配は4分の1以下とし、同表面の上に出る高さの物件がないこと。	
転移表面※	設定する必要なし。	
その他	仮想離着陸地帯を設定した場合には夜間の使用は不可	

※転移表面：着陸しようとするヘリコプターが着陸帯への進入を誤ったとき脱出の安全を確保するための表面。

出典：「孤立集落対策について（概要）国土交通省」より

（航空法、航空法施行規則、場外離着陸許可の事務処理基準より作成）

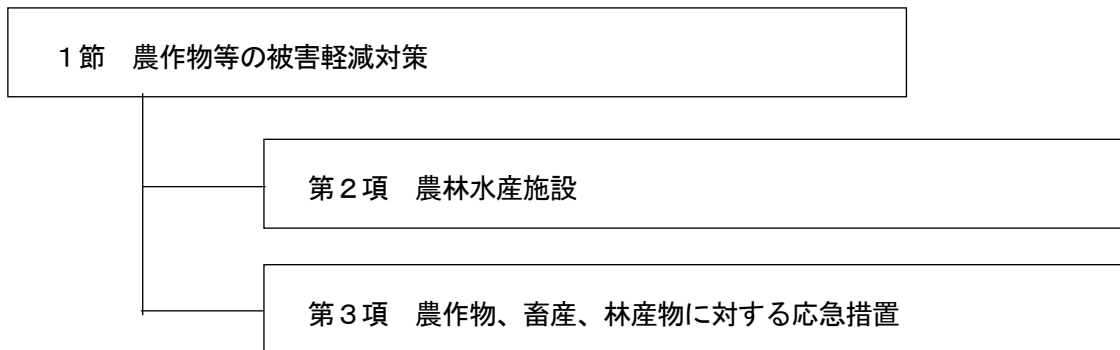
### 第3章 復旧に向けた対策

#### 第1節 農作物等の被害軽減対策

**【主担当課等】**  
水産農林課

##### 第1項 活動方針

町及び農林水産関連団体・機関は、風水害等による農林水産施設及び生産物に対する被害の軽減及び拡大を防止します。



#### 第2項 農林水産施設

##### 1 農業用施設

- (1) 用排水施設の被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し必要な指示を行うとともに、事後の復旧が速やかに進行するよう努め施設の被害状況を調査し、早期の機能回復を図るため必要な対策を実施します。
- (2) ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、被災後、すみやかな点検を行い、下流の避難対策や応急措置等の適切な対策を行います。
- (3) 復旧方法等について、県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手します。
- (4) 独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行います。

##### 2 林業用施設

- (1) 速やかにその被害状況を的確に把握し、これらの施設の機能を維持するために応急対策を実施します。
- (2) 居住地に接続する林道及び町水道施設に至る林道については、災害時の生活道路としての機能が要求されるため、この応急対策については、優先して実施します。
- (3) 復旧方法等について、県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手します。
- (4) 独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行います。

##### 3 漁業用施設

- (1) 施設の被害状況を的確に把握し、これらの施設の機能を維持するために必要な応急措置を実施します。
- (2) 復旧方法等について、県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手します。

[南伊勢防]

(3) 独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行います。

### 第3項 農作物、畜産、林産物、水産物に対する応急措置

農林水産物の被害を最小限に食い止めるために、町は農協、漁協等との連絡体制を常に明確にし、情報の共有化を図ります。

#### 1 農作物に対する応急措置

##### (1) 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、町は、県地方部、農協等と協力して対策及び技術の指導を行うものとし、必要に応じ三重県農業研究所等の指導及び援助を求めます。

##### (2) 採種ほ産種子の確保

県内の関係機関と連携を密にし、採種ほ産種子の確保を図るとともに、必要がある場合は、県を通じて東海農政局に災害応急用種子の斡旋を依頼し、確保を図ります。

##### (3) 病虫害の防除

ア 被災地の植物防疫についての計画樹立及び実施は、町長が行います。

イ 農業改良普及センター、農協及び病虫害防除所と連絡を密にして防除組織をつくり、農家に指導助言を行い、病虫害の防除に努めます。

ウ 防除の方法は、農業団地ごとの実施責任者（受益者代表）の指示に基づき一斉に行うものとします。

エ 防除器具は、農家保有のものを互譲しあい、また、農薬については農協と常に連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保を行います。

オ 防除の基準は特別の指示のない限り県の定める三重県病虫害総合防除計画で示された措置によります。

カ 農薬については、全国農業協同組合連合会三重県本部及び三重県農薬商業協同組合と常に連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保を行う。

#### 2 畜産に対する応急措置

##### (1) 家畜伝染病防疫対策

被災地における家畜伝染病予防業務は、県の防疫計画に基づき、家畜保健衛生所長が管内家畜防疫員を指揮して実施します。

なお、必要に応じ、家畜伝染病防疫対策本部を設け、家畜の防疫を実施します。

##### (2) 一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、県及び三重県農業共済組合を主体に獣医師会の協力により治療します。

##### (3) 畜舎の消毒対策

伝染病発生対策のための畜舎の消毒については、県が時期、場所及び方法を指定して実施します。

##### (4) 消毒薬等の確保と斡旋

救助法が適用された場合は、家畜伝染病予防法の規定により、伝染病発生に伴う必要消毒薬品については県が確保し、一般疾病の治療に必要な医薬品については県に斡旋を要請します。

#### 3 林産物に対する応急措置

災害時における林産物の被害の軽減、山林種苗の供給及び病虫害の防除については以下のとおり

[南伊勢防]

です。

(1) 山林種苗の供給

ア 浸冠水した苗畑は、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒、枯死苗木の抜取り及び焼却等に努めます。

イ 被災造林地については、幼令林の倒木起し作業及び施肥等により、早期復旧を図るとともに枯損等による所要苗木数を把握し、その供給確保を図ります。

(2) 病虫害の防除

被災木は病虫害の餌木となりやすいので、枯損木、倒木、折損木等は速やかに林外に搬出するほか、剥皮又は薬剤処理等により病虫害の防除に努めます。

(3) 風倒木の除去

町は、風倒木による二次災害を防止するため、県及び森林組合と連携を図り、必要に応じ風倒木の除去等を行います。

4 水産物に対する応急措置

(1) 水産養殖用の種苗及び飼料等確保

災害により水産養殖種苗又は飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、町は、その生産を確保するためあつ旋措等の対策に努めるとともに、県に応援を要請します。

(2) 病虫害等の防除

災害により水産養殖物に病虫害発生のおそれがある場合又は発生した場合、町は、県水産研究所に対し防除対策の指導を要請します。

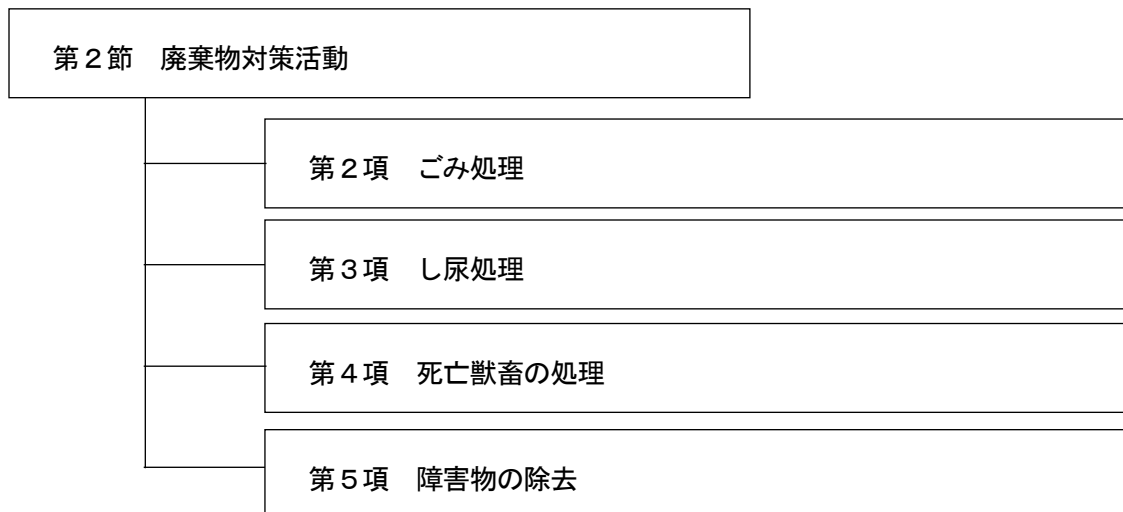
第2節 廃棄物対策活動

【主担当課等】

環境生活課、上下水道課、水産農林課

第1項 活動方針

災害時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）が大量に発生することが想定されるため、これらを適切に処理し環境衛生に万全を期します。



## 第2項 ごみ処理

### 1 生活ごみ処理

#### (1) 処理体制

ア 被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷きます。

また、可能な限り、町の現有体制で対応しますが、必要に応じて資機材の借上げ等により、迅速な処理に努めます。

イ 被害が甚大であり、処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定」（資料4-6）に基づき、県及び他の市町に対し、応援を要請します。

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

ウ 町は、日々大量に発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置き場への集積や分別の協力を依頼します。

#### (2) 処理方法

ア 焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行うものとします。

イ 施設の能力低下や一時的にごみが大量発生した場合には、ごみの仮置き場の指定、性状に応じた処理順位の設定等、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮します。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別排出とリサイクルに努めます。

### 2 災害がれき処理

災害がれきが大量に発生した場合は、次の処理体制と方法により行います。

#### (1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置き場の設置準備等を行い、「町災害廃棄物処理実行計画」を策定し適正かつ迅速に処理を行います。

また、甚大な被害が発生した場合は、県への支援要請の判断を速やかに行います。

#### (2) 処理の方法

町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行います。道路通行上支障のあるもの、有害なものを優先的に収集・運搬、処理・処分を行います。

また、災害廃棄物の破碎・分別を徹底し、可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行うものとします。

## 第3項 し尿処理

### 1 処理体制

し尿発生量は、1人1日当たり1.7リットルを目安として考え、次により処理体制を確保します。

(1) 可能な限り、町の現有体制で対応しますが、必要に応じて資機材の借上げ等により、迅速な処理に努めます。

(2) 被害が甚大であり、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等（資料4-6）により、県及び他の市町に対し、応援を要請します。

(3) 避難所設置に伴うし尿の発生量について、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処

理体制をとるものとし、特に、貯留容量を越えることがないように配慮するものとし、

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

## 2 処理方法

- (1) し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて環境衛生に支障のない方法を併用するものとし、
- (2) 大規模災害に備えた仮設トイレ、消臭剤、脱臭剤等の緊急資機材について、応援協定に基づく広域的な備蓄体制を確保します。

## 第4項 死亡獣畜の処理

### 1 処理方法

死亡獣畜（牛、馬、豚等が死亡したもの）の処理は、必要に応じて次のように行います。

#### (1) 埋却

十分深く穴を掘ってクレゾール及び消石灰を散布し、土砂をもって覆います。

#### (2) 焼却

0.8mの穴を掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜を乗せ、その上にさらに薪を置き、重油（A）をかけ、むしろを被覆して焼き、土砂をもって覆います。

### 2 特定動物（猛獣類）における準用

死亡した特定動物の処理については、死亡獣畜の処理に準拠して行うものとし、

## 第5項 障害物の除去

町が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保します。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行います。

## 第3節 住宅の保全・確保

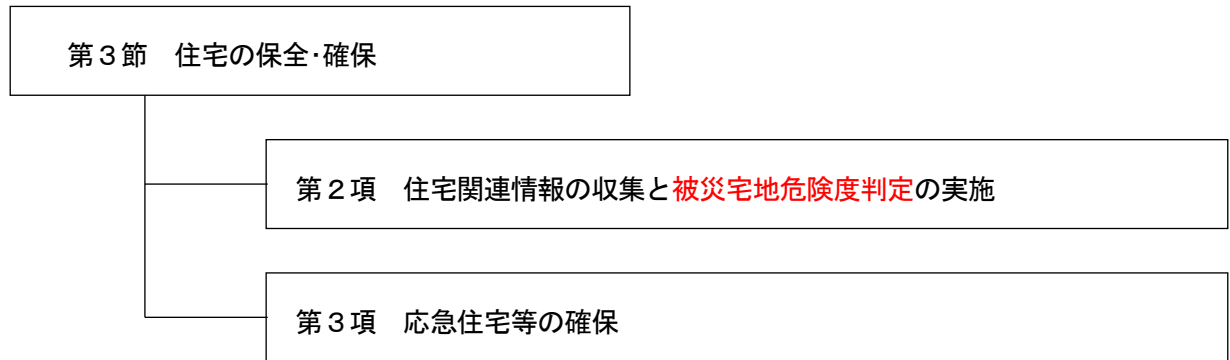
【主担当課等】

管財契約課

### 第1項 活動方針

災害時には、多数の住宅が被害を受けることが想定されるため、住宅等の応急危険度判定及び住宅の応急修理などを早急に行い、避難所からの早期の帰宅を促すとともに、これらの被災住宅による二次災害の防止を図ります。

また、災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図ります。



## 第2項 住宅関連情報の収集と被災建築物応急危険度判定の実施

### 1 住宅関連情報の収集

#### (1) 住宅相談窓口等の設置

住宅相談窓口等を設置し、被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を整備します。

#### (2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握します。また、必要な情報を県災害対策本部に報告します。

### 2 被災宅地危険度判定の実施

#### (1) 被災宅地危険度判定の実施

町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、町災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡します。

併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施します。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも注意喚起します。

## 第3項 応急住宅等の確保

### 1 町営住宅等の被害調査及びあっせん

町は、町営住宅の被害調査を行い、必要な応急措置を行うとともに、居住する住家を失った被災者に供することができる戸数を把握します。また、民間賃貸住宅等の被害調査を行い、居住する住家を失った被災者に供することができる戸数を把握します。

これらの町営住宅及び民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したい者の住宅の確保とあっせんに努めます。

## 2 応急仮設住宅の建設

- (1) 応急仮設住宅の建設は、原則として県が行い、災害救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が行います。
- (2) 町は、中期的な災害対応を見通す中で、次の事項に留意して、あらかじめ応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておきます。
- (3) 町は、日本モバイル建築協会、プレハブ建築協会、県建設業協会、事業者等と連携し、災害のため、住家が滅失し、又は被災した者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図るものとします。
- (4) 応急仮設住宅の建設に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居に当たっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させるものとします。
- (5) ペット対策として、町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を公益社団法人三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努めるものとします。
- (6) 町内において必要な応急仮設住宅の確保が困難な場合、「度会町と南伊勢町との災害時相互応援協定」(資料編 資料4-6 参照)等により、近隣市町において必要な建設可能用地を確保し、応急仮設住宅の建設を図ります。

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

## 3 住宅の応急修理

町は、県建設業協会等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促します。

## 4 救助法による応急仮設住宅の建設

救助法による応急仮設住宅の建設は、資料編(資料4-5)に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」として掲げています。

☞ 資料4-5 「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」参照

## 第4節 文教等対策

### 【主担当課等】

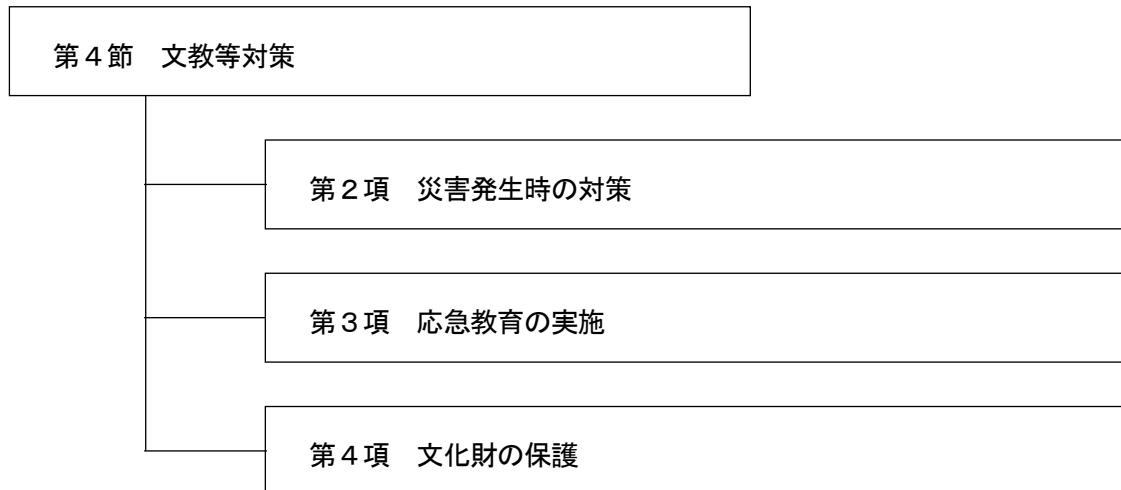
教育委員会事務局、子育て・福祉課

### 第1項 活動方針

災害発生時には、多数の避難者が発生し、小中学校等の教育施設が避難所として使用されることが想定されるため、通常の教育が行えない場合の応急教育を実施し、教育機能の速やかな回復を目指します。

また、町内文化財の被害を未然防止又は被害拡大防止を図ります。

[南伊勢防]



## 第2項 災害発生時の対策

### 1 被害状況の報告

災害が発生した場合、学校長及び園長は、児童生徒及び園児を避難させた後、可能な方法で町災害対策本部、各区対策本部、PTA会長及び保護者会長に以下の状況を報告します。

- (1) 児童生徒・園児等及び教職員の人的被害及び避難に関する情報
- (2) 学校・保育所施設の被害状況
- (3) 学校・園周辺及び通学・通園路の被害状況
- (4) 休校・休園措置の実施に関する報告
- (5) その他必要な事項

### 2 学校施設等の一時使用措置

- (1) 避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応や避難所運営に対し協力します。
- (2) 災害応急対策のため、町立学校、町営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させることができます。
- (3) 町立学校では、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者の協力を得ます。

## 第3項 応急教育の実施

応急教育の実施に当たっては、町と学校長が協議の上、決定します。

### 1 文教施設・設備の確保

避難所が開設され、避難所と応急教育施設が重複するときには、避難生活との調整に配慮しながら、教育の低下をきたさないよう努めます。

- (1) 学校施設等の危険度判定を行います。
- (2) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行い、使用します。
- (3) 校舎の一部が使用できないときは、特別教室、体育館等を利用し、場合によっては二部授業等を行います。
- (4) 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長期間を要するときは、使用可能な学

- 校施設、公民館、その他民有施設の借上げ等により、仮校舎を設置し、授業を行います。
- (5) 応急教育実施に当たっては、児童生徒並びに保護者等に対し、メール、ホームページ等避難した生徒児童等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図ります。
- (6) 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、町教育委員会は県災害対策本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請します。

## 2 教職員の確保

- (1) 教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行います。
- (2) 教職員の不足が補えない場合は、県に対し教職員の派遣を要請します。

## 3 給食の措置

学校給食施設・設備が被災した場合には、速やかに応急処置を行い、給食の継続に努めます。その際には、食中毒が発生しないよう、食品の管理など衛生面には十分に注意します。

また、学校が避難所として開設された場合には、学校給食施設・設備は避難者の炊出し用にも供されるため、その調整に留意するものとします。

## 4 被災児童生徒等の保健管理

被災児童生徒等の心の相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制の確立を図ります。カウンセリングには、養護教諭等が応急措置に当たるものとします。

## 5 学用品の給与

町は、災害により住家に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し、被害の実情に応じて、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を現物により支給します。

## 6 救助法による学用品の給与

救助法による学用品の給与は、資料編（資料4-5）に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」として掲げています。

☞ 資料4-5 「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」参照

## 第4項 文化財の保護

### 1 被害報告

文化財の所有者又は管理者は、指定文化財に被害を受けた場合には、その所有者、管理者及び管理団体は、被害状況を調査し、町教育委員会に報告します。

### 2 文化財の応急対策

町は、1の被害報告を受けた場合、次の措置をとります。ただし、人命に関わるような被害が発

〔南伊勢防〕

生じた場合には、この限りではありません。

- (1) 国・県指定文化財については、県教育委員会にその旨報告し、その指示に従って必要な措置をとります。
- (2) 町指定文化財については、町が所有者又は管理者に対して必要な指示を行い、その保存を図ります。

### 3 地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡するとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力します。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、町教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぎます。

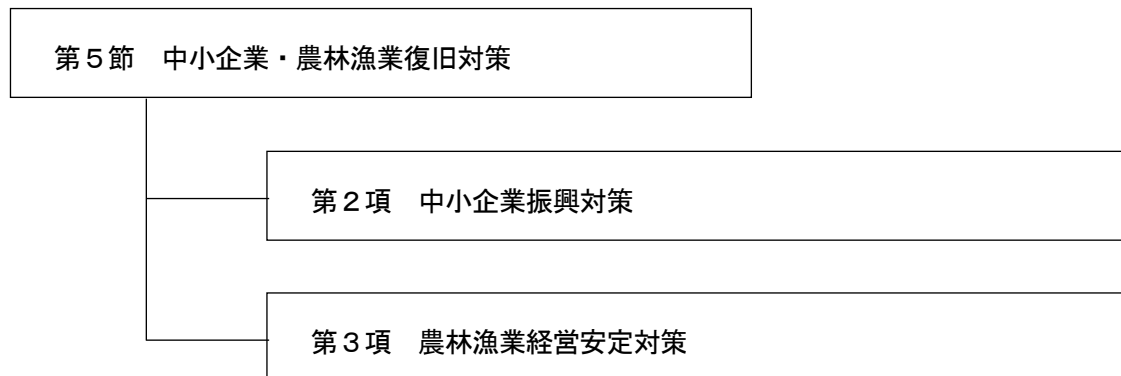
## 第5節 中小企業・農林漁業復旧対策

**【主担当課等】**

会計課、観光商工課、水産農林課

### 第1項 活動方針

町は、被災した中小企業及び農林漁業者等の自立を支援する対策を促進します。



### 第2項 中小企業振興対策

#### 1 各種融資制度の活用

町は、被災した中小企業に対する資金対策として、県及び関係機関と連携し、各種融資制度の利用等について、周知に努めます。

#### 2 県が実施する振興対策（参考. 県計画による。）

- (1) 関係機関と連携をとりながら、中小企業への影響について情報収集を行います。
- (2) 被災した中小企業向けの金融相談窓口を設けます。
- (3) 被災した中小企業の資金繰り等へのセーフティネット対応について、政府、政府系機関、政府系金融機関、民間金融機関等への協力要請を行う。
- (4) 県融資制度のセーフティネット関連の融資枠を確保します。

第3項 農林漁業経営安定対策

1 日本政策金融公庫等融資制度

町は、県と連携し、被災により経営に支障を生じている農林漁業者のために政府系金融機関である日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち、災害復旧に利用可能なものを被災者に対して紹介します。

2 天災融資法による災害経営資金

暴風雨及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、町、国及び県が農協・漁協系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資します。

なお、本法の適用は、天災の被害程度に応じ政令で定められます。

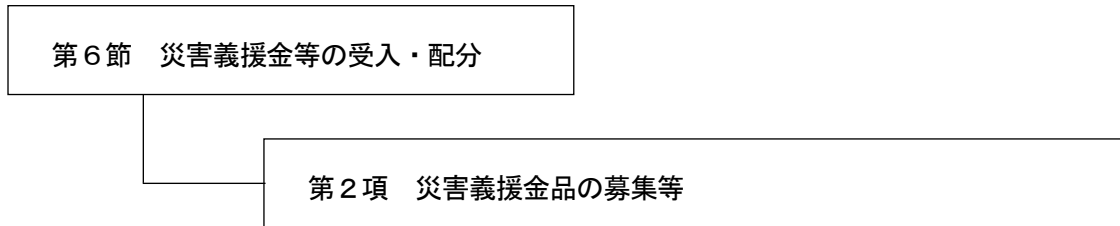
第6節 災害義援金等の受入・配分

【主担当課等】

子育て・福祉課、会計課

第1項 活動方針

被災者に対する義援金品の募集、保管輸送及び配分並びに被災者あてに寄託された義援金品の受付及び確実かつ迅速な配分を行い、被災者の生活の安定を図ります。



第2項 災害義援金品の募集等

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会により、次の関係機関が共同し、又は協力して行います。

三重県共同募金会 日本赤十字社三重県支部 三重県社会福祉協議会 県 市町（配分委員会のみ）、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送

1 募 集

町は、義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災害対策本部に報告します。

2 保 管

義援金の保管については、町会計課において一括管理し、義援物資については、物資の集積場所において仕分け等を行い、管理します。

3 配分、輸送

関係機関と調整の上、速やかに罹災者に届くよう配分及び輸送を行います。

〔南伊勢防〕

## 第4章 復旧にかかる支援措置

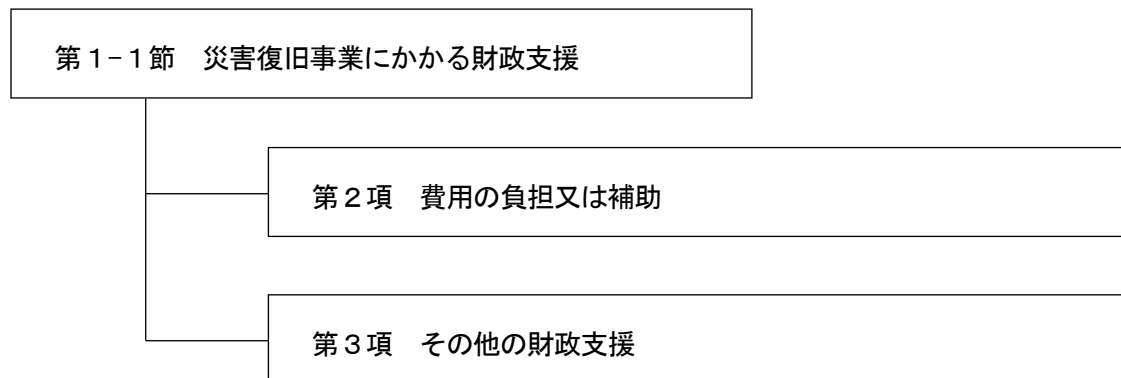
### 第1-1節 災害復旧事業にかかる財政支援

【主担当課等】

総務課、会計課

#### 第1項 活動方針

町は、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため以下の措置を行います。



#### 第2項 費用の負担又は補助

##### 1 費用の負担者

###### (1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担します。

ただし、次の法令に特別の定めがある場合は、これにしががいます。

ア 救助法 第36条

イ 水防法 第44条

ウ 基本法 第94条、第95条

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第62条

###### (2) 応援に要した費用

実施責任者が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担します。しかし、一時繰替え支弁を求めることができます。

###### (3) 知事の指示に基づいて町が実施した費用

知事の指示に基づいて町が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、指示又は応援を受けた町に負担させることが困難又は不適當なもので、基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部負担します。

その負担率については、基本法施行令第40条により、負担することが不適當と認められるものうち、町が区域内で実施した応急措置のために要する費用については、3分の2、応援のために要した費用を負担することが困難なものは、全部を県が負担します。

## 2 国が負担又は補助する範囲

### (1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令の定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助します。

### (2) 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

基本法に基づき国が設置する非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部の指示に基づいて町長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうち、町又は県に負担させることが不適当なもので、政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助します。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定されます。

### (3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は、予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助します。

### (4) 激甚災害の財政支援措置

激甚災害に係る財政支援措置の対象は、第4章第1-1, 2, 3節「災害復旧事業にかかる財政支援」のとおりです。

☞ 第5部第4章第1-1, 2, 3節「災害復旧事業にかかる財政支援」(5-36~39ページ) 参照

## 第3項 その他の財政支援

### 1 起債の特例

次の場合、起債の特例を受けることができます。

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況を照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- (3) 上記(1)及び(2)の場合において、基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合は、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第5条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができます。

### 2 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができます。

## 第1-2節 災害復旧事業にかかる財政支援

【主担当課等】

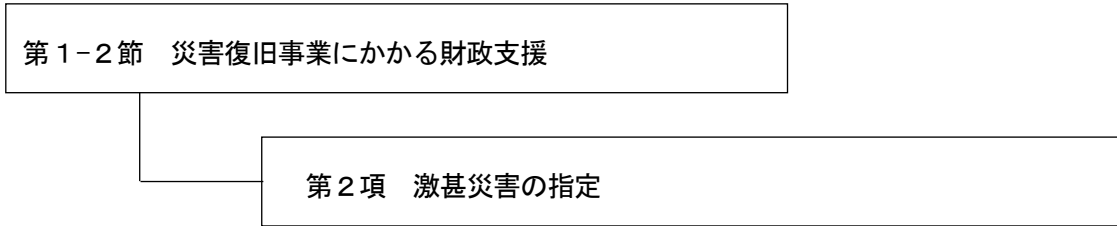
防災安全課

### 第1項 活動方針

基本法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生し、激甚な被害が発生した場合において、町は、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和

[南伊勢防]

37年法律第150号、以下「激甚法」という。)による援助及び助成等を受けて適切な復旧・復興計画を実施します。



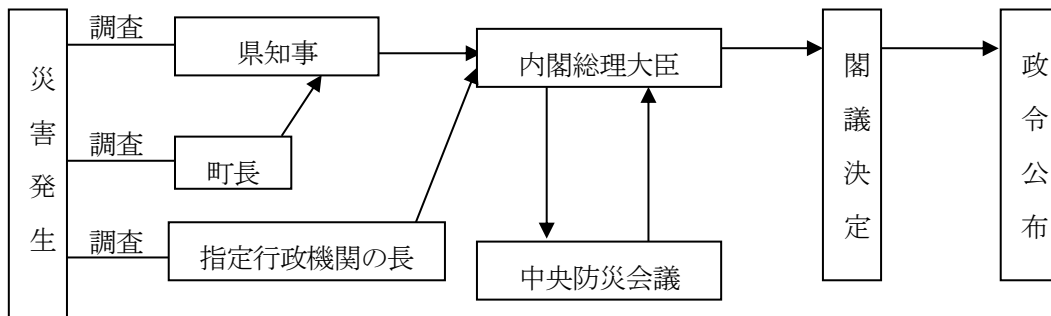
**第2項 激甚災害の指定**

**1 激甚災害に関する調査**

- (1) 町は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等の調査を実施します。
- (2) 町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力します。

**2 激甚災害の指定**

- (1) 町は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、県と連携して激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するものとします。
- (2) 知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部局が国の機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図るものとします。  
激甚災害の指定手続については、下図のとおりです。



**第1-3節 災害復旧事業にかかる財政支援**

**【主担当課等】**  
 総務課、水産農林課、建設課、上下水道課、子育て・福祉課、教育委員会事務局

**第1項 活動方針**

公共施設の復旧にあたっては、原形復旧にとどまらず、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うものとし、必要な関連事業を積極的に取り入れて計画を策定します。

## 第1-3節 災害復旧事業にかかる財政支援

## 第2項 公共施設復旧事業計画の種類と策定方針

## 第2項 公共施設復旧事業計画の種類と策定方針

## 1 復旧事業計画の種類

公共施設等災害復旧事業計画は、概ね次のとおりです。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
  - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
  - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
  - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
  - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
  - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
  - キ 道路公共土木本施設災害復旧事業計画
  - ク 港湾公共土木本施設災害復旧事業計画
  - ケ 漁港公共土木本施設災害復旧事業計画
  - コ 公園公共土木本施設災害復旧事業計画
- (2) 農地農業用施設災害復旧事業計画
- (3) 林道災害復旧事業計画
- (4) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (5) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (6) 上水道施設災害復旧事業計画
- (7) その他の災害復旧事業計画

## 2 公共施設復旧事業計画の策定方針

- (1) 公共施設復旧事業計画の策定にあたっては、県計画に定める方針を踏まえ実施します。
- (2) 緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、できるだけ早く完了するものとします。
- (3) 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進を図まものとします。
- (4) 住民生活への影響や二次災害の未然防止等に配慮した計画とします。
- (5) 計画の策定に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携及び調整を図ります。

## 第2-1節 被災者の生活再建に向けた支援

## 【主担当課等】

防災安全課、税務住民課

## 第1項 活動方針

り災証明の発行は、被災者にとって、税の減免、公共料金の減免、見舞金・義援金の受給、貸付金の申込み等、震災後の早期立ち直り及び生活の安定化のためには極めて重要な行為となり、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、調査員が確認できる程度の被害について、原則、

〔南伊勢防〕

申請者等の立会いのもとで、外観及び内部からの被害調査を行い、該当証明事項に関し、り災証明を発行します。

## 第2-1節 被災者の生活再建に向けた支援

### 第2項 り災証明書の交付手続き

#### 第2項 り災証明書の交付手続き

##### 1 証明事項

町は、基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の事項の証明を行うこととします。なお、火災に係るものについては、消防本部消防長が証明します。

- (1) 全壊（流出）、大規模半壊、半壊、床上浸水、床下浸水、一部損壊
- (2) 火災による全焼、半焼、水損

##### 2 証明書の発行要領

- (1) 町は、り災証明書の受付・発行窓口を開設します。
- (2) 証明書の発行は、町災害対策本部及び消防本部が連携して行います。
- (3) 町内の被災状況によっては、郵送による受付・交付を行います。
- (4) り災証明書の交付
  - ア 現に地震等により家屋に被害を受け、その家屋について「り災証明書」の発行を受けようとする者は、資料15-4（様式1）により町へ申請し、り災証明書の交付を受けます。

☞ 資料15-4 「り災証明書様式」参照
  - イ り災証明書の交付は、災害により被害を受けた家屋の使用者、一時滞在者、所有者等からの申請によるものとします。
  - ウ 町は、り災台帳に基づき、申請者に対して「り災証明書」を交付するものとします。

##### 3 り災証明書発行に関する広報

- (1) 町は、り災証明書発行等の実施方針を作成次第、速やかに、その内容を広報します。
- (2) 被害家屋調査の前に建物の撤去・修繕を行う場合には、被害状況の写真を撮影し、工事に係る業者の見積者や領収書等と併せて保管するよう広報します。

##### 4 被害家屋調査の実施

災害発生後、二次災害等のおそれなくなり次第、総務班又は消防本部が被害家屋調査を実施します。

- (1) 被害家屋の判定基準
  - ア り災証明の根拠となる被害家屋の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号通知）」に基づき1棟全体で行います。
  - イ 判定に当たっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に沿って被害家屋調査を行うこととします。

ウ 被害家屋調査は、原則として、外観目視調査とし、判定結果に対して、被災者等からの再調査の申請があった場合は、申請者の立会いのもと、内部に立ち入って再調査を行います。ただし、調査量が少ない場合等は、最初から内部立ち入り調査とします。

(2) り災台帳の作成

り災台帳には、被害家屋調査による判定結果、家屋データ、地番、住民基本台帳等のデータを集約します。

(3) 再調査

り災証明発行後、以下のような場合には、被災者等からの申し出により、再調査を実施し、再調査の結果、被災度判定が変更となった場合は、り災台帳に反映するとともに、り災証明書の修正を行います。

ア 被災者等がり災証明の判定結果に不服であった家屋

イ 周囲の被災状況により被害家屋調査が物理的にできなかった家屋

(4) 判定委員会

再調査において、判定の困難なものについては、必要に応じて町災害対策本部内に判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ町長が判定します。判定委員会は、専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等からの3名により構成し、町長が委員を委嘱します。

5 り災車両及び船舶の申請及びり災証明書の発行

り災した車両及び船舶について、「り災証明書」の交付を受けようとする者は、資料15-4（様式1）により町へ申請し、り災証明書の交付を受けます。ただし、車両及び船舶の場合は、現地調査は行いません。

☞ 資料15-4 「り災証明書様式」参照

第2-2節 被災者の生活再建に向けた支援

【主担当課等】

総務課、会計課、税務住民課、観光商工課、建設課、防災安全課、管財契約課

第1項 活動方針

災害時の混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の回復を図るとともに、被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図ります。

第2-2節 被災者の生活再建に向けた支援

第2項 民生安定のための緊急措置

第2項 民生安定のための緊急措置

1 災害弔慰金の支給等

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付は、「南伊勢町災害弔慰金の支給等に関する条例」によるものとします。

[南伊勢防]

## (1) 災害弔慰金の支給

災害により死亡したとき、その遺族に対して支給します。

## (2) 災害障害見舞金の支給

災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に別に定める程度の障害がある場合に支給します。

## (3) 災害援護資金の貸付

災害により被害を受けた世帯に、生活の立直しに資するため、その世帯主に貸付けます。

## 2 その他生業資金等の貸付

その他、町及び県等により実施される貸付金等には、以下のものがあります。

## (1) 災害援護資金

ア 実施主体：町

イ 対象災害：県内で災害救助法が適用された市町が1以上ある災害

ウ 受給者：上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者

エ 付限度額：350万円

## (2) 母子父子寡婦福祉資金

ア 実施主体：町

イ 受給者：配偶者のない女子であって、現に児童（20才未満の者）を扶養している者及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。

ウ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申請書（町役場に備付）に関係書類を添付して、町役場を経由して県に申請します。

エ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

オ 貸付資金の種類（主要なものを抜粋）

a 事業開始資金 b 住宅資金 c 生活資金 d 就職支度資金 e 修学資金 f 修業資金  
g 医療介護資金 h 結婚資金

## (3) 生活福祉資金

ア 実施主体：県社会福祉協議会

イ 受給者：(1) 災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者

ウ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、借入申込書（町社会福祉協議会に備えつけられている。）を、その居住地を担当区域とする民生委員を通じ、町社会福祉協議会を経由して、三重県社会福祉協議会長に提出します。

エ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

オ 貸付資金の種類（主要なものを抜粋）

a 総合支援資金 ・生活支援資金 ・住宅入居費 ・一時生活再建費  
b 福祉資金 ・療養費 ・介護等費 ・福祉費 ・福祉費（住宅） ・災害援護資金等  
c 教育支援資金 ・教育支援費 ・就学支度費  
d 不動産担保型生活資金 ・不動産担保型生活資金

### 3 災害公営住宅の建設及び住宅金融支援機構資金の斡旋

#### (1) 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧・復興対策として重要であり、被災者の住宅再建に向けた意思形成を支援できるよう、その提供体制構築も含め円滑に行います。

特に被災住宅の修理による活用は、被災者にとっては早期の生活再建に、町及び県においては復興期までの様々な行政需要の抑制にそれぞれ資するものであるため、早期から積極的に促進を図っていくものとします。

また、再建資金等の調達方法等も含めた支援メニューの提示をはじめとする、災害発生時における住宅に関する情報については、平常時から、行政内部での事前検討及び住民への情報提供に努めることで、想定外となる部分を減らすこととします。

#### (2) 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても自らの資力では住宅を得ることができない被災者に対しては、町及び県は、将来の住宅需要も勘案したうえで、必要に応じて災害公営住宅を建設し、住居の確保を図ります。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、町及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努めます。

#### (3) 住宅金融支援機構資金の斡旋

県及び町は、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅資金について、被災者に対し住宅相談窓口を設置するとともに当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査を早期に実施して、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組みます。

### 4 租税の徴収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被害者の生活の安定を図ります。

#### (1) 国税の徴収猶予及び減免等

##### ア 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができます。

##### イ 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除くほか、この法律の定めるところによります。

#### (2) 県税の減免及び期限延長

##### ア 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行うものとしします。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図るものとしします。

#### イ 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長するものとしします。

### (3) 町税の減免等の措置

町においては、被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、町の条例の定めるところに従って必要な措置をするものとしします。

## 5 郵便業務に係る災害特別事務取扱い援護対策（日本郵便株式会社）

災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、災害救助法に基づき、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施します。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付します。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施します。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施します。
- (4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分します。

## 6 被災者に対する職業斡旋等

### (1) 通勤地域における適職求人の開拓

- ア 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施します。
- イ 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施します。

### (2) 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

- ア 災害地域を巡回し、職業相談を実施します。
- イ 避難所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施します。

### (3) 雇用保険求職者給付

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行います。

## 7 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

町及び防災関係機関は、災害復旧に当たって被災者の生活必需物資の確保に努め、また、災害復旧用資機材の調達、輸送等に努めるものとしします。

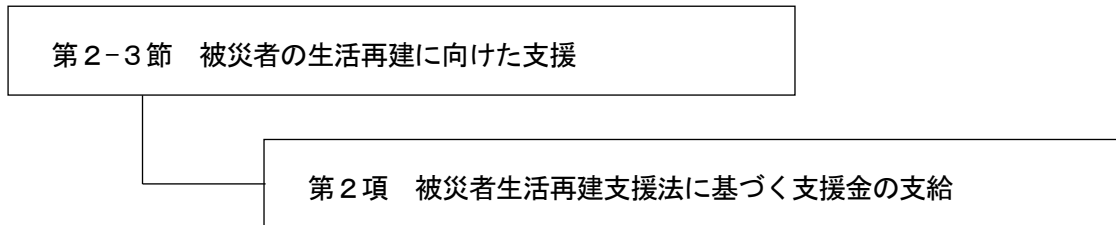
## 第2-3節 被災者の生活再建に向けた支援

### 【主担当課等】

総務課、会計課、税務住民課、防災安全課

第1項 活動方針

被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給します。



1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、噴火、地震、津波その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりです。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した町の区域に係る自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した町の区域に係る自然災害
- (3) 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (4) 県内に(1)又は(2)の市町を含む場合にあつて、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域にかかる自然災害
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域にかかる自然災害
- (6) 県内に(1)もしくは(2)の市町を含む場合、又は(3)に該当する都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。人口5万未満の市町にあつては、2以上の世帯)の区域にかかる自然災害

2 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a全壊世帯、b半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c長期避難世帯、d大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)と住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)を支給します。また、中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)を支給します。

《複数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借 (公営住宅以外)	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
	補修	50	100	150
	賃借 (公営住宅以外)	50	50	100
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借 (公営住宅以外)	—	25	25

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借 (公営住宅以外)	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借 (公営住宅以外)	37.5	37.5	75
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借 (公営住宅以外)	—	18.75	18.75

### 3 支援法適用時の住民への制度の周知徹底

町は、被災者に対して、臨時広報紙の発行やパンフレットの配布等により、この制度について周知徹底を図ります。

#### 第3節 復旧・復興体制の確立と復興方針の策定

<p><b>【主担当課等】</b> 防災安全課</p>
---------------------------------

##### 第1項 活動方針

大規模災害が発生した場合において、「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25年法律第55号、以下「復興法」という。)に基づき、町は、復旧・復興体制の確立するとともに、被災者の生活再建を基本に、復旧・復興の基本方針を町民の合意を得ながら速やかに策定し、迅速な復旧・復興を推進します。

**第3節 復旧・復興体制の確立と復興方針の策定****第2項 復興体制の構築****第2項 復興体制の構築****1 復旧・復興体制の構築****(1) 町震災復興本部(仮称)の設置**

復興法第2条9号に規定する特定大規模災害が発生した場合、町は、復興法に基づく町の総合的な復興対策を指揮する「町震災復興本部(仮称)」を設置し、設置のための規定や体制の整備に向けた検討を行います。

**(2) 町復興計画(仮称)の策定**

復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「町復興計画(仮称)」を策定します。

**2 復興方針の策定****(1) 復興計画の事前検討**

特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「町復興計画(仮称)」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等に係る事前検討を行います。

**(2) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定**

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定するよう努めます。



## 第6部 事故等による災害対策

### 第1章 重大事故等対策

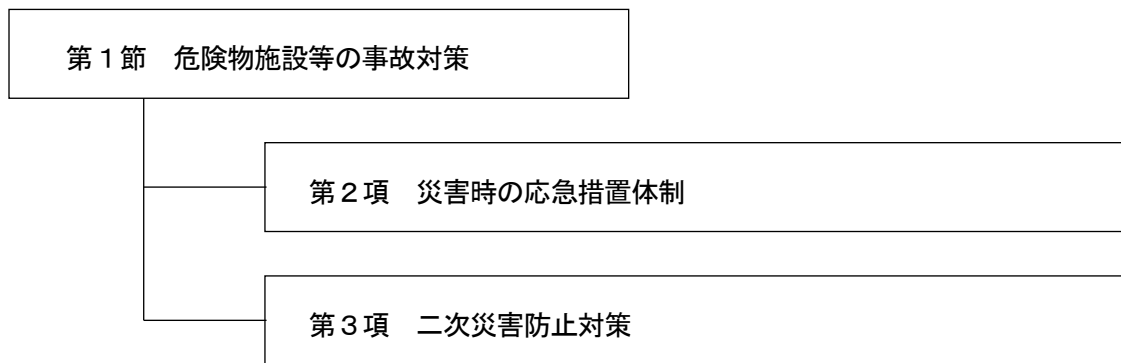
#### 第1節 危険物施設等の事故対策

【主担当課等】

防災安全課、(消防本部)

#### 第1項 活動方針

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の損傷による種々の災害を生じさせる危険性があり、他の災害とは異なる特殊性を有することから、施設管理者による応急対策と併せて、町及び防災関係機関による応急対策により、二次災害を防止します。



#### 第2項 災害時の応急措置体制

##### 1 関係機関への通報及び応急措置体制の確立

危険物、高圧ガス、毒物・劇物、火薬類、放射性物質等による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちにその旨を志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部に通報して出動を要請するとともに、伊勢警察署及び県等の防災関係機関に通報します。

また、被害の状況、災害の危険性が及ぶ範囲等について調査します。

##### 2 緊急時の使用停止命令等

町長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、危険物施設等の管理者等（管理者、所有者又は占有者をいう。）に対し、当該施設の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができます。

##### 3 警戒区域の設定等

危険物の流出、火災等により、施設周辺に被害が及ぶことが予想される場合には、警戒区域を設定して区域内の住民等に避難を指示します。この場合、第4章第1節「避難の指示等及び避難場所・避難所の確保」の第4項「避難指示等の伝達方法」によります。

☞ 第4部第4章第1節第4項「避難指示等の伝達方法」（4-51～53ページ）参照

#### 第3項 二次災害防止対策

##### 1 ガス施設・火薬類施設の応急対策

〔南伊勢防〕

(1) 災害発生防止の緊急措置として、ガス事業者、高圧ガスの販売所・貯蔵所等の事業主は関係機関（県、町、消防機関等）に届け出をし、町長は次の措置をとるものとします。

- ア 消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請
- イ 警戒区域の設定に伴う、立入り制限、禁止及び退去
- ウ 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

(2) ガス施設等の災害応急対策は次のとおりとします。

ア 住民の安全の確保

消防職員は、地震災害における危険時に、ガス事業所、高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防衛活動を実施するほか、互いに連携をとりつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保するものとします。

イ 火気等の制限

消防職員は、ガス事業者等と協議の上、危険区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立入り制限について、住民に周知徹底する。

ウ 避難の指示及び場所

町長は、危険のおそれがある区域内の住民に避難のすべき理由を周知し、自主防災組織と協働して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保します。

## 2 毒物劇物施設の応急対策

(1) 応急対策の実施

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、伊勢保健所、伊勢警察署及び志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部と連携し、住民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定等の応急対策を行います。

(2) 水道に関する措置

飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道取水地区に連絡します。また、汚染のおそれのある町上水道の給水を直ちに停止します。

(3) 毒物劇物保管施設の管理者等が実施する対策

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を行うとともに、直ちに伊勢保健所、警察署又は消防署に届け出ます。（毒物及び劇物取締法第16条の2）

## 3 放射性物質施設の応急対策

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急対策を行います。

(1) 所轄保健所及び警察署による応急対策

事故が発生した場合は、緊急に緊急措置を講ずる必要があることから、事故発生 of 通報を受けた所轄保健所及び警察署は、相互に密接な連絡のもとに次の応急措置を実施します。

- ア 住民に対する広報
- イ 汚染区域の拡大防止措置
- ウ 警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置
- エ 避難指示及び勧告
- オ 被ばく者の救出及び救護

カ 飲料水汚染区域の取水区機関への連絡

キ 輸送中の事故にあつては、販売事業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

(2) 町は、県等関係機関は密接な連絡を取り合い、住民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被ばく者の救出救護、避難誘導等の措置を行います。

#### 4 ばい煙発生施設、排水処理施設等

災害が発生した場合には、町は関係職員を現地に派遣して、県と連携を図りながら、各種貯蔵施設、ばい煙発生施設や排水処理施設等の被害の状況の把握や町民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を行います。

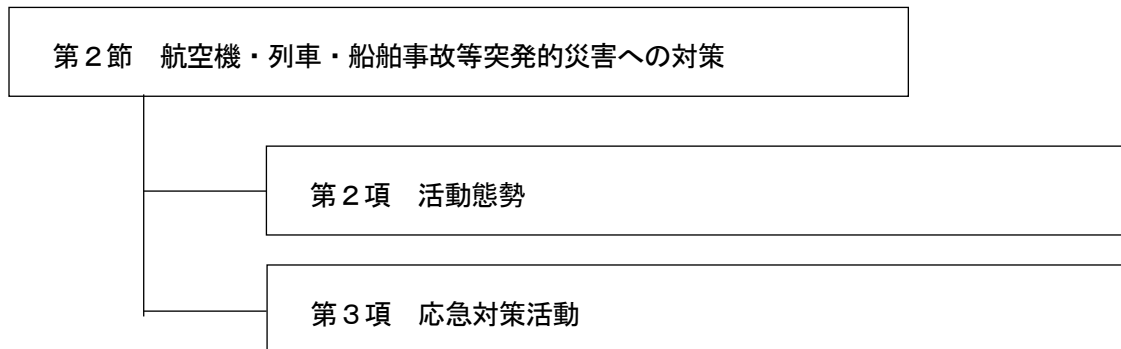
### 第2節 航空機・列車・船舶事故等突発的災害への対策

【主担当課等】

防災安全課、(消防本部)

#### 第1項 活動方針

船舶の沈没や、航空機の墜落炎上、ガス爆発、トンネル崩落等による道路災害、大量の油流出など、突発的な事故災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動に必要な対策について定めます。



#### 第2項 活動態勢

町は、これらの緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集を行い、町長が必要と認めた場合には町災害対策本部を設置して、適切な配備体制を敷くものとします。

なお、詳細については、本計画によるものとしますが、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとるものとします。

また、町災害対策本部を設置した場合には、県（防災対策部災害対策課）へ報告します。

☞ 第4部第1章第1節「災害対策活動の実施体制の確保」（4-1～8ページ）参照

#### 第3項 応急対策活動

町は、必要に応じて次の応急対策活動を実施します。また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施します。

なお、詳細については、本計画によるものとする。

1 被害情報収集・連絡活動

☞ 第4部第1章第6節「被害情報収集・連絡活動」(4-22~24ページ) 参照

2 救助救急及び消防活動

☞ 第4部第3章第1節「救助・救急及び消防活動」(4-42~45ページ) 参照

3 医療・救護活動

☞ 第4部第3章第2節「医療・救護活動」(4-45~47ページ) 参照

4 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保

☞ 第4部第4章第1節「避難の指示等及び避難場所・避難所の確保」  
(4-48~54ページ) 参照

5 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等

☞ 第4部第1章第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」  
(4-13~17ページ) 参照

第3節 流出油事故等への対策

【主担当課等】

水産農林課、防災安全課

第1項 活動方針

町地先海域において、タンカー事故等による大量の油流出や火災又は高潮等による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、又は陸上で流失油事故が海域に及ぶ場合、船舶及び沿岸地域の人命、財産並びに水産資源を災害から保護するため、町及び防災関係機関は緊密な協力のもとに、各種応急対策を迅速に推進し、災害の防止及び被害の減少に努めるものとします。

第3節 流出油事故等への対策

第2項 海上災害応急対策の実施

第2項 海上災害応急対策の実施

1 活動態勢の確立

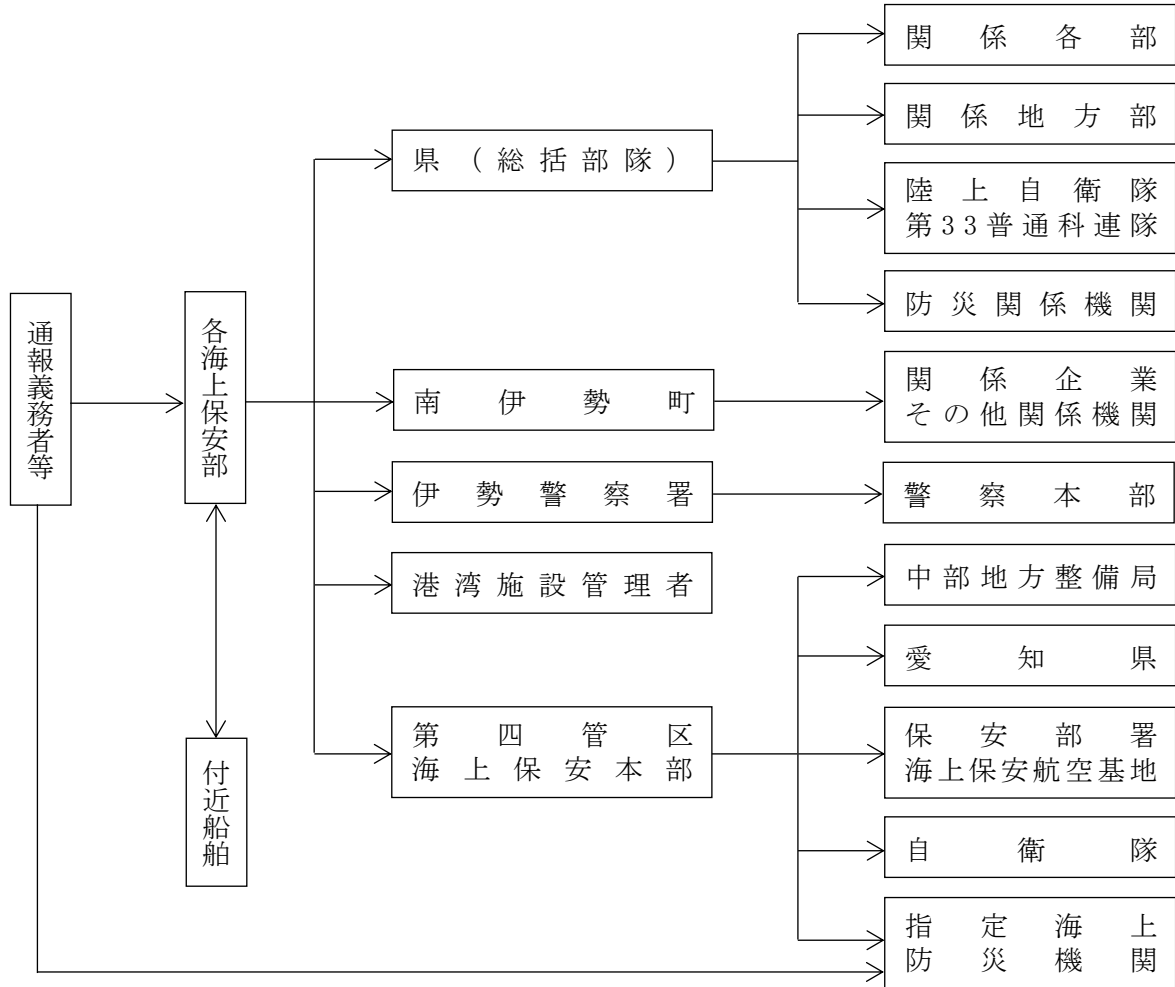
町は、町の周辺海域において、海上災害又は海難事故等が発生したことを覚知したときは、第1章第1節「災害対策活動の実施体制の確保」の定めるところにより町災害対策本部を設置する等、必要な応急活動が実施できる態勢をとるものとする。

☞ 第4部第1章第1節「災害対策活動の実施体制の確保」(4-1~8ページ) 参照

2 情報の伝達

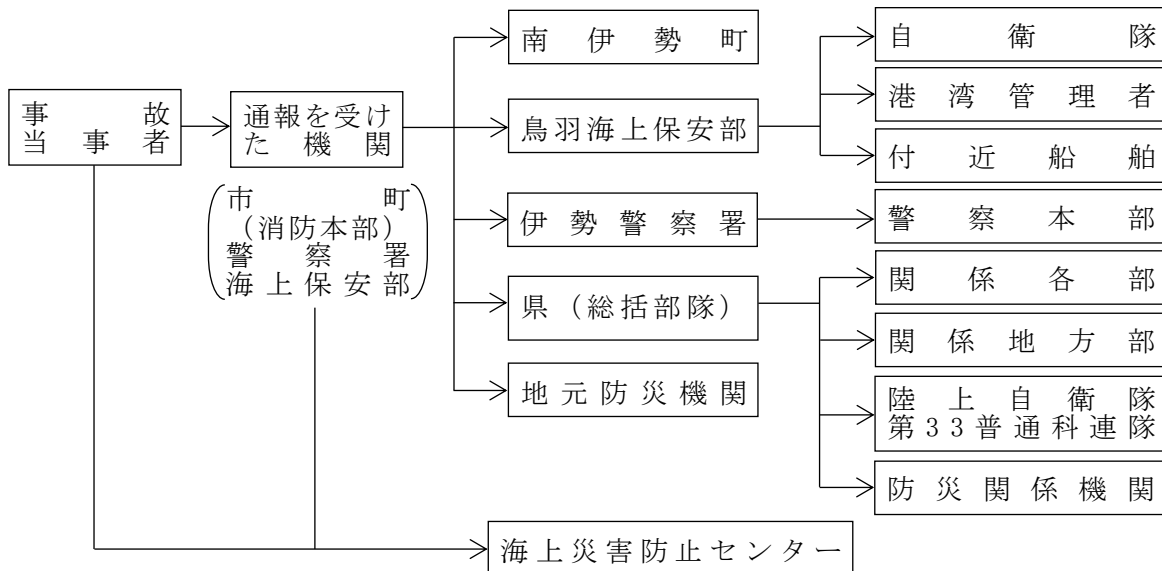
(1) 関係機関との連絡

ア 海上での災害



\*海上災害防止センターは、事故原因者から委託、又は海上保安庁からの指示があった場合に活動する。

イ 陸上からの災害



[南伊勢防]

(2) 一般への周知

ア 船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、おおむね次の区分により一般船舶に対し、周知に努めるものとします。

機関名	周知方法	対象船舶
第四管区海上保安部	無線通信・電話	付近船舶
鳥羽海上保安部	無線通信・電話	
放送局（NHK・民放）	ラジオ・テレビ放送	
港湾管理者	船舶拡声器による放送	港内船舶
鳥羽海上保安部	船舶拡声器による放送	
伊勢警察署	船舶拡声器による放送	

イ 沿岸住民への周知

町及び防災関係機関は沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、次の区分により周知に努めるものとします。

機関名	周知方法	周知事項
南伊勢町	防災行政無線及び広報車からの放送等	1 事故の状況 2 防災活動の状況 3 火気使用制限、禁止及び交通規制、禁止等の措置 4 避泊準備等一般的注意事項 5 その他必要事項
伊勢警察署	広報車からの放送等	
志摩市消防本部 紀勢地区広域消防組合消防本部	広報車からの放送等	
鳥羽海上保安部	巡視船艇からの放送	
放送局（NHK・民放）	テレビ・ラジオ放送	

3 応急対策活動

町及び防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により強力かつ円滑な応急対策を実施するものとします。

- (1) 総合的応急対策の策定並びに災害救助活動の総合調整及び統制
- (2) 災害情報の交換
- (3) 関係機関に対する協力要請

4 災害救助活動

町及び防災関係機関は、相互に協力して次により災害救助活動を実施するものとします。

- (1) 流出油及び火災対策
  - ア オイルフェンス展張による拡散防止
  - イ 油回収船、油吸着材及び油処理剤による油処理
  - ウ 消火

〔南伊勢防〕

- エ 防災資機材の輸送
- オ 人命の救助、救護
- カ 船舶及び沿岸警戒並びに避難誘導
- キ 通信連絡

## (2) 津波対策

- ア 船舶及び沿岸住民の避難
- イ 外洋における前進警戒
- ウ 沿岸水防対策の実施
- エ 気象情報の収集、連絡

## 5 流出油防除応急対策活動

陸上施設及びタンカー等から、石油等が流出した場合（以下「流出油」という。）の応急対策について、次により実施します。

### (1) 実施機関

流出油防除等の活動については、鳥羽海上保安部、海上災害防止センター、港湾管理者、県及び町等がそれぞれ必要に応じ、必要な協力を行います。

なお、必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」「鳥羽地区排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図ります。

また県及び鳥羽海上保安部は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を鳥羽海上保安部、県、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議の上で設置するものとする。なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は原則として第四管区海上保安部に設けられる連絡本部に包括されるものとする。

連絡調整本部の設置場所は、鳥羽海上保安部若しくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

### (2) 防除活動の分担

#### ア 海上における防除活動の分担

(ア) 発災船舶等は、鳥羽海上保安部長への通報を行うとともに、流出油の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに、防除措置を依頼します。

(イ) 鳥羽海上保安部長は、流出油の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置を行います。

なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講ずることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講ずるべきことを、海上災害防止センターに対し指示することができるものとする。また、必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣要請を行います。

#### イ 陸上における防除活動の分担

(ア) 発災事業所は、防災関係機関への通報を行うとともに、自衛防災組織による流出油の拡大

防止及び回収作業を実施する。流出油がさらに拡大するおそれがある場合又は拡大した場合は、他の事業所の応援を求めます。

- (イ) 自衛防災組織、共同防災組織、志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部は、消防長の指揮により、火気使用禁止及び火災予防警戒を行います。
  - (ロ) 消防長は、防除活動を指示するとともに、必要に応じ流出油の状況を鳥羽海上保安部長に連絡します。
  - (ハ) 鳥羽海上保安部長は、消防長との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行います。
- (3) 発災事業所、船舶等の措置
- ア 防災関係機関への通報及び連絡要員の配置
  - イ 流出源の閉止及び拡大防止措置
  - ウ 火気使用禁止措置
  - エ 事業所内での危険区域の設定
  - オ 住民に対する広報活動
  - カ 流出油の回収措置
  - キ 周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請
  - ク その他の災害の規模に応じた措置
- (4) 町の措置
- ア 沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動及び連絡調整
  - イ 災害情報の収集及び伝達
  - ウ 住民に対する広報
  - エ 避難の勧告、指示及び誘導
  - オ 防災資機材の調達搬入
  - カ 関係機関との連絡調整
  - キ 他市町に対する応援要請
  - ク 県に対する自衛隊の派遣要請の要求
  - ケ ヘリコプターの運航要請
  - コ その他の災害の規模に応じた措置
- (5) 県の措置
- ア 災害情報の収集
  - イ 沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動の支援及び連絡調整
  - ウ 沿岸市町、防災関係機関等への災害情報の収集伝達
  - エ 自衛隊、他府県等に対する応援要請
  - オ 関係機関が実施する応急対策への必要な協力
  - カ その他の災害の規模に応じた措置
- (6) 伊勢警察署等の措置
- ア 災害情報の収集及び伝達
  - イ 危険区域内への立入禁止等
  - ウ 被災者の救助
  - エ 避難の指示及び誘導
  - オ 緊急通行車両の通行の確保
  - カ 災害現場周辺の警備並びに広報活動

- キ その他の災害の規模に応じた措置
- (7) 志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部の措置
  - ア 災害情報の収集及び伝達
  - イ 陸上での火気使用禁止措置
  - ウ 流出油拡大防止の指示及び危険区域の設定
  - エ 人命救助及び負傷者等の緊急搬送
  - オ 鳥羽海上保安部との連絡調整
  - カ その他の災害の規模に応じた措置
- (8) 鳥羽海上保安部等の措置
  - ア 災害情報の収集及び伝達
  - イ 海上での消火及び火気使用禁止措置
  - ウ 船舶禁止区域の設定及び警戒
  - エ 流出油の拡大防止措置
  - オ タンカーの船長がとるべき措置の指示
  - カ 流出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置
  - キ 危険区域内及びその付近の船舶に対する避難、立ち退き及び航行の制限又は禁止措置
  - ク 消防長との連絡調整
  - ケ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
  - コ 協議会に対する協力要請
  - サ 自衛隊の災害派遣要請
  - シ その他の災害の規模に応じた措置
- (9) その他の防災関係機関
  - 自らの防災対策を講ずるとともに、関係機関の応急対策に協力します。

## 第2章 火災対策

### 第1節 大規模火災の対策

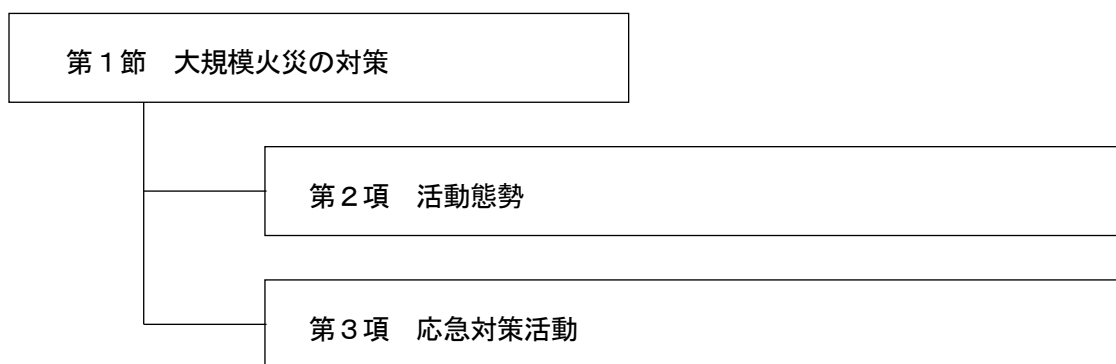
【主担当課等】

防災安全課、(消防本部・消防団)

#### 第1項 活動方針

大規模な火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救援活動や避難誘導等の応急対策の整備を着実に進めるものとします。

また、林野火災による広範囲にわたる林野の消失などの被害を防止するとともに、林野火災が発生した場合にはその被害軽減を図るものとします。



#### 第2項 活動態勢

##### 1 消防活動態勢

町及び志摩市消防本部・紀勢地区広域消防組合消防本部等の消防機関は、大規模火災や林野火災が発生したときは、これらの火災による被害の軽減を図るため、火災規模に対応し得る消防隊を編成し、重大な事態に至らない態勢をとり、万全を期します。

##### 2 広域協力活動態勢

###### (1) 応援要請

町長は、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県及び協定している他の市町長に対し応援要請を行います。

- ア その災害が他の市町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- イ 発災市町の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- ウ その災害を防除するため、他の市町の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要する場合
- エ 町長又は消防長が必要と認める場合

###### (2) 活動調整

町長(災害対策本部長)は、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めます。

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

#### 第2項 応急対策活動

##### 1 応急対策活動の実施

[南伊勢防]

大規模火災・林野火災発生した場合は、第1章第2節第3項「応急対策活動」に準じて必要な応急対策活動を実施します。

☞ 第6部第1章第2節第3項「応急対策活動」(6-3~4ページ) 参照

## 2 大規模林野火災におけるヘリコプターの活用

大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれがあるときは、町長は、知事に対して県防災ヘリコプターの応援要請を行います。

☞ 第4部第2章第5節「ヘリコプターの活用」(4-40~41ページ) 参照